

官報

號外

昭和四年三月三日 日曜日

内閣印刷局

○第五十六回 帝國議會 衆議院議事速記錄第二十四號

昭和四年三月二日(土曜日)午後一時十八分

開議
昭和四年三月二日(土曜日)午後一時十八分

議事日程 第二十三號

昭和四年三月二日(土曜日)午後一時十八分

午後一時開議

第一 特許法中改正法律案(政府提出)

第二 實用新案法中改正法律案(政府提出)

第三 意匠法中改正法律案(政府提出)

第四 商標法中改正法律案(政府提出)

第五 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第六 地方鐵道法中改正法律案(政府提出)

第七 軌道法中改正法律案(政府提出)

第八 非訟事件手續法中改正法律案(政府提出)

第九 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十 陪審法中改正法律案(政府提出)

第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十二 沖縄組合法案(政府提出)

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十四 自作農創設維持助成資金特別會計法案(政府提出)

第十五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十八 船舶職員法中改正法律案(政府提出)

第十九 同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ法律案(帝國臣民ノ追加救恤ニ關スル法律案)(三浦虎雄君提出)

第二十 同盟國トノ戰爭ニ因リ損害ヲ被リタル帝國臣民ノ追加救恤ニ關スル法律案(田崎信藏君提出)

第二十一 製鐵所特別會計ニ於テ大藏省預金部ノ横濱正金銀行ニ對スル債權ノ讓渡ヲ受クルコトニ關スル法律案(政府提出)

第二十二 府縣制中改正法律案(政府提出)

第二十三 市制中改正法律案(政府提出)

第二十四 北海道會法中改正法律案(政府提出)

第二十五 登錄稅法中改正法律案(政府提出)

第二十六 町村制中改正法律案(政府提出)

第二十七 北海道鐵道株式會社所屬鐵道外十三鐵道等買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第二十八 昭和三年勅令第百二十九號(治安維持法中改正ノ件)(承諾ヲ求ムル件)

第二十九 發兵優遇ニ關スル法律案(三浦虎雄君提出)

第三十 衛生組合法案(大里廣次郎君提出)

第三十一 衛生組合法案(田崎信藏君提出)

第三十二 傳染病豫防法中改正法律案(田崎信藏君外四名提出)

第三十三 衆議院議員選舉法中改正法律案(見甚鄭君外一名提出)

第三十四 家祿賞典祿給與未済ニ關スル法律案(石井久郎君外五名提出)

第三十五 質屋取締法中改正法律案(鬼丸義齋君提出)

第三十六 古物商取締法中改正法律案(鬼丸義齋君提出)

第三十七 刑法中改正法律案(牧野賤男君外二名提出)

第三十八 借家法中改正法律案(小久江美代吉君外二名提出)

第三十九 恩給法中改正法律案(山下谷次君外二名提出)

第四十 市制中改正法律案(赤尾藤吉郎君提出)

第四十一 町村制中改正法律案(赤尾藤吉郎君提出)

第四十二 道路法中改正法律案(菅野善右衛門君提出)

第四十三 町村有建物火災保險相互組合法案(岩崎一高君外十六名提出)

第四十四 遠洋漁業獎勵法中改正法律案(原耕君提出)

第四十五 違警罪即決例中改正法律案(一松定吉君外二名提出)

第四十六 工場法中改正法律案(千葉三郎君外五名提出)

第四十七 勞働組合法案(鈴木文治君提出)

第四十八 刑ノ執行又ハ勾留ニ因ル補償ニ關スル法律案(宮古啓三郎君外九名提出)

第四十九 陪審法中改正法律案(横山勝太郎君外三名提出)

第五十 衆議院議員選舉法中改正法律案(小久江美代吉君外四名提出)

第五十一 衆議院議員黨籍變更ニ關スル法律案(小久江美代吉君外四名提出)

第五十二 牧野法案(中島鵬六君外一名提出)

第五十三 健康保險法中改正法律案(西尾末廣君提出)

第五十四 國定教科書官給法案(樋口秀雄君外六名提出)

第五十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(星野一郎君外二名提出)

第五十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(田中養達君外二名提出)

第五十七 六大都市ニ關スル法律案(鈴木吉之助君外十三名提出)

第五十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(元田肇君)

第五十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(諸般ノ報告ヲ致サセマ

第六十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第六十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(原耕君)

第六十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(元田肇君)

第六十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(諸般ノ報告ヲ致サセマ

第六十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第六十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(原耕君)

第六十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第六十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第六十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第六十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第七十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第七十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第七十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第七十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第七十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第七十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第七十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第七十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第七十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第七十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第八十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第八十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第八十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第八十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第八十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第八十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第八十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第八十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第八十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第八十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第九十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第九十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第九十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第九十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第九十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第九十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第九十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第九十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第九十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第九十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百二十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百二十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百二十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百二十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百二十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百二十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百二十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百二十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百二十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百二十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百三十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百三十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百三十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百三十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百三十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百三十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百三十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百三十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百三十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百三十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百四十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百四十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百四十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百四十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百四十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百四十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百四十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百四十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百四十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百四十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百五十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百五十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百五十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百五十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百五十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百五十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百五十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百五十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百五十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百五十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百六十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百六十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百六十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百六十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百六十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百六十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百六十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百六十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百六十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百六十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百七十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百七十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百七十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百七十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百七十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百七十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百七十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百七十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百七十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百七十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百八十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百八十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百八十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百八十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百八十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百八十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百八十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百八十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百八十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百八十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百九十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百九十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百九十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百九十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百九十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百九十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百九十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百九十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百九十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第一百九十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百十二 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百十三 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百十四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百十五 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百十九 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百二十 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

第二百二十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(左近君)

○議長(元田肇君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(元田肇君) 御異議ナイト認メテ可決致シマシタ、日程第六乃至第八ハ關聯セル議案ナルニ依リ、一括シテ議題ト爲ムニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(元田肇君) 御異議ナイト認メテ、一括シテ議題ト供シマス、日程第六、地方鐵道法中改正法律案、日程第八、非訟事件手續法中改正法律案ノ三案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——小川鐵道大臣

第六 地方鐵道法中改正法律案(政府 第一讀會 提出)

地方鐵道法中改正法律案

第一條中「軌道條例」ヲ「軌道法」ニ改ム

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ軌間ノ制限ハ命令ヲ以テ定ムル

特殊ノ地方鐵道ニ付テハ之ヲ適用セス

第六條ノ二 地方鐵道會社ノ線路延長ノ費用ニ充ツル爲其ノ資本ヲ増加スル場合ニ限リ監督官廳ノ認可ヲ受ケ利益配當ニ關シ一定ノ期間内普通株ニ劣る株式(後配株)ヲ發行スルコトヲ得

第六條ノ三 後配株ヲ發行スル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ定款ニ記載シ且株式申込證ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 後配株ノ種類及其ノ各種ノ株式ノ豫定期

二 後配株ノ利益配當ニ關スル事項

三 延長線ノ工事ノ大要殊ニ其ノ開業

第六條ノ四 後配株ノ發行ニ依リテ得タル資金ハ當該線路延長ノ費用以外ニ之ヲ充ツルコトヲ得メ

會社ノ後配株ヲ發行シタル場合ニ於ア定款又ハ株式申込證ニ記載シタル事項ニ付特ニ後配株主ニ不利益ナル變更ヲ爲ナムトスルトキハ後配株主總會ノ決

議ヲ經ルコトヲ要ス但シ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可アルトキハ此ノ限ニ在ラス

後配株主總會ニハ株主總會ニ關スル規定ヲ準用ス

二百十二條ノ三項第二項、第二百七十一條第一項第四號及第二百十八條第二項ノ規定ハ後配株ニ付之ヲ準用ス

第七條第一項ヲ削リ同條中「社債ハ」ヲ

「地方鐵道會社ノ社債ハ」ニ改ム

第八條第二項ヲ削ル

第九條 刪除

第二十二條第一項中「發著時刻及度數」ヲ時刻及度數」ヲ「運轉速度、度數及發著時刻」ニ改ム

第三十條 政府ノ公益上ノ必要ニ因リ地方鐵道(工事中ノ線路ヲ含ム)ノ全部又ハ一部及其ノ附屬物件ヲ買收セムトスルトキハ地方鐵道業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ規定ニ依リテ一部買收セラレタル爲殘存線路ノミニ付營業ヲ繼續スル

コトハ營業收入ヨリ營業費及賞與金ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ益金ノ平均割合トハ三年間ニ於ケル毎營業年度末ノ開業線建設費ノ合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノニ一年間ニ於ケル營業年度ノ數ヲ乘シタルモノヲ謂フ

第三十三條 第三十一條ノ規定ニ於テ益金トハ營業收入ヨリ營業費ハ命令ノ定ム

トハ三年間ニ於ケル毎營業年度末ノ開業線建設費ノ合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノニ一年間ニ於ケル營業年度ノ數ヲ乘シタルモノヲ謂フ

第三十六條ノ二 前一條ノ補償金額ハ第三十三條乃至第三十三條ノ二ノ規定ニ

建設費、營業收入及營業費ハ命令ノ定ムル所ニ依リテ算出シタル金額ニ依ル

既往三年間ニ於ケル開業線建設費ニ對スル

償金額ハ測量其ノ他ノ費用ヨリ殘存物

件ノ價額ヲ控除シタル殘額ヲ時價ニ依

リテ國債券面金額ニ換算シタル金額以

内ニ於テ政府之ヲ定ム

未タ工事ニ着手セサル線路ニ對スル

償金額ハ測量其ノ他ノ費用ヨリ殘存物

件ノ價額ヲ控除シタル殘額ヲ時價ニ依

リテ國債券面金額ニ換算シタル金額以

内ニ於テ政府之ヲ定ム

第三十五條及第三十五條ノ二ノ規定ハ

前項ノ補償金ノ支拂ニ付之ヲ準用ス

トキハ當該地方鐵道業者ヲシテ建設費ノ増減ヲ來スヘキ事項ニ付認可ヲ受ケシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ認可ヲ受クヘキ場

合ニ於テ之ヲ受ケサルモノニ付テハ政

府ハ其ノ額ヲ査定スルコトヲ得

第三十六條ノ五 第三十一條、第三十三

條ノ二及第三十六條ノ二ノ國債時價ハ

大藏大臣ノ定ムル所ニ依ル

第三十九條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

第五 六第六條ノ四第一項ノ規定ニ違反シ

タルトキ又ハ同條第二項ノ規定ニ違

反シテ後配株主ニ配當ブルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ交付シタル金額ハ

株主ニ配當ブルコトヲ得

タ使用開始ニ至ラサル改良施設ニ付

テハ買收ノ日ニ於ケル建設費ヲ時價

ニ依リテ國債券面金額ニ換算シタル

金額以内ニ於テ協定シタル金額

日ニ於ケル建設費ヲ時價ニ依リテ國債

券面金額ニ換算シタル金額ニ達セサル

トキハ其ノ換算シタル金額以内ニ於テ

協定シタル金額ヲ以テ買收價額トス

又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル買收價額ニ其ノ百分ノ五以内ノ金額ヲ加算スルコトヲ得

前項第一號ノ規定ニ依ル金額カ買收ノ

日ニ於ケル建設費ヲ時價ニ依リテ國債

券面金額ニ換算シタル金額ニ達セサル

○議長(元田肇君)質疑ノ通告ガアリマ
○七屋清三郎君登壇
大臣ニ御尋ナ致シタノニアリマス、先般
破産ノ爲ニ身分上ノ資格迄モ奪フ居ルト
云フコトハ、破産其モノガ債権者ノ總テノ
利益ノ爲ニ破産者ノ總テノ財産ニ對スル強
制執行デアルト云フ趣旨カテシテ、破産ノ
爲ニハ其身分ニマデ影響ナ及ボサナイト云
ノガ今日ノ破産法ノ精神デアル、然ルニ
特別法ノ中ニ於テ今尙ホ破産者ニ對シテ身
分上ノ資格迄モ奪テ居ルト云フコトハ、
甚ダ矛盾シテ居ルデハナイカト云フコトニ
付テ尋ネマシタ所ガ、司法大臣カラ其際御
答辯ガアリマシタ、其御答辯ハ、吾ニ要領チ
得ザルノミナラズ、現ニ茲ニ上程サレテ居
ル所ノ陪審法ヲ見マシテモ、甚ダ矛盾撞著
シテ居ル事實ガ發見セラル、ノデアリマ
ス、ソコデ私ハ二三ノ點ヲ質問致シタイン
デアリマス、陪審法ハ御承知ノ通り國民ノ
意思ヲ裁判ニ反映セシムル所ノ、普選ノ精
神ニ基イタ最モ新シイ所ノ制度デアル、然
ルニ此破産者ヲ陪審員ヨリ排斥シテ居ルト
云フコトハ、普選ノ精神ニ反シ、人格政治
ノ意義ニ反スルト考ヘルガ、ドウデアルカ、
第二ニハ、犯罪者デアリマシテモ六年未満
ノ禁錮ニ處セラレタル者、又ハ舊刑法ノ重
罪犯者ヲ除クノ外ハ、當然陪審員タル所ノ
資格ヲ得テ居ルニモ拘ラズ、破産者ニ對シ
テハ之ヲ剝奪シテ居ルト云フコトハ、犯罪
者ヨリモ尙ホ破産者ヲ虐待スル所ノ制度デ
アツテ、是亦甚ダ矛盾シテ居ル所ノ制度デハ
ナイカ、今一ツハ今日ノ官吏ノ任用ニ關ス
ル制度ヲ見マスルト云フト、行政部裏庫
ノ官吏ト云フモノハ、其任官ノ間ニ於テ破
産ノ爲ニ其資格ヲ失フト云フコトニ相成ル
ノデアリマス、是ハ同ジク官吏デアリナガ
テハ、任官ノ間ニ破産ヲ致シマスルト云フ
ト、忽チ其資格ヲ失ハリナル、コトハナインデ
アリマス、然ルニ司法部ノ官吏ニ至リマシ
テハ、甚ダ矛盾シテ居ル所ノ制度デアリナガ
テハアルガ、司法大臣ハ矢張之ヲ妥當ダト

考ヘルノデアルカ、若シ妥當ナリト考ヘルノデアルナラバ、其理由ヲ説明シテ戴キタノイノデアリマス、ソレカラ第四ニハ、醫師、薬剣師、歯科醫師、是等ノ者ハ破産ノ爲ニ何等資格ヲ奪ハル、コトハアリマセ、然ルニ辯護士、辨理士其他司法ノ業屬ハ破産ノ爲ニ忽チ其資格ヲ失フト云フコトニ相成ルノデアリマス、同ジク自由職業ニ從事シテ居ル者デアルニ拘ラズ、單リ司法ニ關スル所ノ業屬ノ者ニ於テ、此資格ヲ奪ハル、所ノ特別法ヲ存置スルト云フコトハ、一體如何ナルモノデアルカ、司法大臣ハ之ヲ妥當ナリト認ムルカ、若シ妥當ナリト認ムルナラバ、此理由ヲ説明シテ戴キタイノデアリマス、今一つハ政府ハ今日ノ新聞デ見マスト云フト、司法制度ニ對シテ根本的ノ改革ヲ企テ、案ヲ具シテ樞密院ノ御諮詢ヲ仰ギツ、アルト云フコトデアリマス、司法大臣ハ以上ノ私ノ質問ニ付テ、此破産ノ爲ニ身分上ノ資格ヲ奪フテ居ルト云フ所ノ制度ヲ、若シ妥當デナイト考ヘルナラバ、此場合ニ於テ根本的ニ根コソギニ是等ノ制度ヲ撤廃スル所ノ意思ガナイカドウカ、此點ニ付テ御説明ヲ得タインオデアリマス
（國務大臣原嘉道君登壇）

○土屋清三郎君　只今司法大臣ハ私ノ問ニ
對シマシテ、破産者ト云フモノハ世間ノ信
用ガ薄イカラ已ムヲ得ナイト云フコトヲ申
サレタ、私ハ深ク之ヲ司法大臣ノ爲ニ惜ム
ノデアリマス、犯罪者ヨリモ尙ホ破産者ト
云フモノガ社會ノ信用ヲ失フト云フ貴方ノ
御考ハ、若シ是ガ現内閣ノ思想デアルト致
シマスルナラバ、吾々國民ハ大ナル失望ヲ致
サナケレバナラナイノデアリマス、併シ私
ハ此點ハ是レ以上申上ダマセヌ、唯只今ノ
御答辯ニ對シテ最後ニ一ツ御尋ヲ致シテ置
キタイノハ、裁判所構成法ノ第七十三條ニ
依リマシテ、裁判官ハ其意思ニ反シテ其職
ヲ奪ハレルコトナナイ、即チ自分ノ意思ニ
反シテ免職ヲサレルコトハナイノデアリマ
ス、然ルニ同ジク六十六條ノ三號ニ依リマ
シテ、破産者ニ對シテハ當然其資格ヲ奪テ
居ル、即チ判事検事ノ職ニ在ル所ノ者ガ、
破産ノ宣告ヲ受ケマシタ場合ニハ、直ニ其
職ヲ失フノデアリマス、是ハ前申シマシテ
タ所ノ行政部軍部ノ官吏ト相比較致シマシテ
非常ニ差別的ノ待遇ヲ受ケテ居ルバカリデ
ナク、破産其モノ、原因ハ、御承知ノ通
リ、必ズシモ親護リノ借金ガ原因ニナルノ
デハアリマセヌ、或ハ友人ノ爲ニ保證ヲシ
タ爲ニ破産ノ原因トナルコトモアルデアリ
マセウ、或ハ十二年ノ大震火災ノ如キ場合
ニ於キマシテ、自分ノ家ヲ擔保ニシテ金ヲ
借りテ居テ、保險ヲ掛ケテ居タケレドモ、
保險ハ焼ケテシマシテ借財ハ焼ケナイ、是ガ
原因トナッテ破産ヲスルト云フコトモアル
デアリマセウ、今日ノ如キ此破産ノ爲ニ三人
ノ公ノ資格ヲ奪フト云フコトガ明ニナリ、
既ニ立法院ニ於キマシテモ債權者ガ、或ハ
債權者以外ニ、或ル惡辣ナル所ノ政治家ガ
アツテ、之ニ手ヲ廻シテ其債權ヲ手ニ八レ
テ、破産ヲ以テ其人ノ資格ヲ奪ハントスル

態ニ於キマテハ、假ニ茲ニ鰐骨ナル嚴正ナル所ノ司法官ガアツテ、其司法官ヲ何トカ始末シタイト云フ時ニ偶、其人ガ他ニ債務ノアルコトヲ承知シテ、手ヲ廻シテ之ヲ買收シテ、之ヲ以テ破産ノ申請ヲ致シ、破産ノ宣傳ヲ受ケシムルト云フコトニナリマスレバ、取りモ直サズ此六十六條ノ規定アルガニ、七十三條ノ裁判官ノ終身官タル爲ニ、云フコトハ遂ニ此點カラ崩レテ行クト考ヘルノイト云フ所ノ、此保障ノ箇條ト云フモノハ全ク空文徒法トナツテ、司法官ノ獨立ト云フコトハ遂ニ此點カラ崩レテ行クト考ヘルノアルガ、之ヲ司法大臣ハドウ考ヘルノデアルカ、此點ヲ御尋致スノデアリマス（拍手）

行爲ノアリタルヤ否ヤマデヲ、天皇ノ名ニ
於テ裁判所ガ之ヲ行フト云フコトハ、思想
上宜シキ結果ヲ得ナイモノデアル、是ガ即
チ陪審制度ノ起リタル理由ニナシテ居ルノ
デアリマス、本件ノ治安維持法ナルモノハ、
言葉ヲ簡單ニ言へバ、是ハ思想上ニ重キヲ
置イテ罰スル罪業アル、形態ニ現ハレタル
事柄ニ付テハ、既ニ刑法三於テ條文ガアル、
尙ソレ以上進ニ思想上ニ重キヲ置イテ以
テ形ニ現ハレスカラト言テモ、頗ル我國ノ
國體ニ重大ナル關係ヲ及ボスモノナルガ故
ニト云フ理由ノ下ニ此治安維持法ハ出來タ
モノデハナイ、故ニ此法律ヲ施行スベキヤ
趣旨ニ反スルノデハアリマセヌカ、陪審法
ヲ設ケタル趣旨ト云フモノハ、總ア獨逸ノ
憲法ノ如ク、若シ司法權ハ裁判所ガ、天皇
ノ名ニ於テ法律ヲ宣言スルト云フ趣旨三
ナツテ居ルノナラ宜イケレドモ、裁判全部
ヲ天皇ノ名ニ於テスルト云フコトニナツ
テハ、人ヲ殺シタカ殺サヌトカ云フヤウ
ナ事實マデヽ、裁判所ガ天皇ノ名ニ於テ行
フト云フコトハ、思想上當ヲ得ナイト云フ
コトニ根據ヲ持タコトヲ、司法大臣ト雖モ
是ハ御忘レニナラナイデアラウ(一向分ラ
ナイゾ、何ヲ話シテ居ルカ「ト呼フ者アリ」)
分ラナイコトハナイ、サウデアルカラ詰リ
陪審法ノ設ケラレタノハ、決シテ良イ判決
ガ出來ルカラト云フノデ設ケラレタモノデ
ハナイ、立法行政が總テ國民ノ參與ノ下ニ
出來ルノデアルカラ、司法モ國民ヨリ選舉
シタル所ノ陪審員デ、事實重大ナル犯罪ハ
ト云フモノハ思想ヲ主ニ罰スルコトニナツ
テ居ルノデハアリマセヌカ、之ニ對シテ此
最王議論ノアル治安維持法ト云フモノ、罪
ヲ、陪審制度カラ除カレルト云フコトハ、
陪審制度ノ趣旨ヲ沒却シタルモノデハナイ

カ、之ヲ質問スルノデアリマス、一寸其點
が分リマセネバ又申上げナケレバナリマセ
スカラ、一應答辯ヲ得マシテカラ申上げマ
ス

〔森保祐昌君登壇〕

○森保祐昌君 現行法ノ精神ニ基イテ、此法律案ガ出タト云ア司法大臣ノ答辯デアリマスルガ、現行法ハ無論司法大臣ノ言ハレル如ク、全部ノ罪ニ付テ陪審制度ガ設ケラレテ居ルノデハナイ、是ハ本來ノ精神カラ言ヘバ、陪審制度ハ總テノ罪ニ付テ設ケルト云フコトガ精神デアルケレドモ、甚ダ手續ガ煩雜ナルガ爲ニ、最モ重大ナルモノニ付テノミ、此陪審制度ヲ適用スルコト三ナシテ居ルノハ、是ハ理想デハナクシテ、便宜カラ出来タ規定デハアリマセヌカ、陪審制度ノ趣旨カラ言ヘバ、人ヲ殺シタトカ殺サナイトカ云ア罪ノ事實ノ認定ヲ、裁判所ガ天皇ノ名ニ於テ行フト云フコトハ、思想上適當デナイト云フ理由ノ下ニ、陪審制度ガ設ケラレテ居ルノデハアリマセヌカ、陪審制度ノ設ケラレテ居ル趣旨ヲ御尋致シマス、若シ其趣旨デアルトスルナラバ、本件ノ治安維持法ノ如ク、思想上ノ事ニ付テ重キヲ置ク事ニ關シテ罰スル罪ヲ、陪審ノ規定カラ除クノハ適當デナインデハナイカト云フコトヲ質問スルノデアリマス

○國務大臣(原嘉道君) 陪審法ハ、現行ノ陪審法ニ於テ、陪審ニ付スベキ事件ニ付テ、陪審ヲサセルコトヲ適當ト認ムタノデアリマシテ、其外ニ廣ク森保君ノ言ハレルヤウナ意味ハ含ンデハ居リマセヌ、隨テ現

行陪審法ノ精神ニ基イテ、現行陪審法ノ規

○森保祐昌君 司法大臣ハ陪審制度ノ根本原理ヲ知ラヌノデアリマスカラ、質問ハ是デ打切りマス

○議長(元田篤君) 水谷長三郎君
(水谷長三郎君登壇)

○水谷長三郎君 本案ハ治安維持法違反ノ被告人ヲシテ、陪審裁判ヲ請求スルノ權ヲ奪ハントスル所ノ案デアリマスルガ故ニ、陪審裁判ノ本旨デアル所ノ國民ハ、其同等者ノ裁判ヲ受ケルト云フ権利ガアルト云フ立場カラ見マスレバ、可ナリ重要ナル案デアラウト思フガ故ニ、次ニ述ブルデアラウ所ノ數點ニ付テ、司法大臣ノ御答辯ヲ煩シタイト思フノデアリマス、治安維持法違反事件ト陪審法トノ關係ハ、第五十六議會ニ於テ初メテ問題ニナッタ所ノモノデハナクシテ、治安維持法ガ制定サレントシタ所ノ罪ガ既ニ陪審裁判カラ除外サレテ居ルニ拘ラズ、治安維持法違反事件ダ、何故ニ陪審裁判ヲ求ムルノ權アリヤ否ヤト云フ點ガ問題ニナツテ居ツタノデアリマス、本案ノ提出理由ヲ考ヘマスルト、治安維持法ノ罪ハ、其ノ制定理由ニアラウト思フノデアリマス、性質上陪審手續ニ依ルコトヲ不適當トスル處ガ第五十議會ニ於キマシテ、貴族院ノ治安維持法委員會ニ於キマシテ、渡邊暢ナルヲ求ムルノ權アリヤ否ヤト云フ問ニ對シテ、其當時ノ政府委員ハ、治安維持法違反ノ罪ト、内亂罪ヲ陪審カラ除外サレテ居ルニ拘ラズ、何故治安維持法ノミガ、陪審裁判テ居リ、又其公益關係ニ於テ、根本的ニ異テ居ルト云フ理由ヲ御述ベニナリマシテ、英吉利或ハ佛蘭西、奧太利ノ陪審制度ノ例ヲ引カレマシテ、内亂罪ハ陪審制度ヨリ除行フト云アコトハ、當然ノコトデアルト考ヘマス

外スペキ所ノモノデアルガ、治安維持法違
反ノ罪ハ陪審法ヨリ除外スベキ所ノ何等ノ
理由ガナイト云フコトヲ、其當時ノ政府委
員ハ言明サレテ居ルノデアリマス、然ルニ
第五十六議會ニ於キマシテ、既ニ第五十議
會ニ於テ豫見シ、又論議サレテ居ル所ノ問
題ニ關シマシテ、突如トシテ本案ヲ改正
シ、治安維持法違反ニ關スル所ノ犯罪ヲ
バ、陪審制度ヨリ除外サレル所ノ理由ガ何
レニ在リヤト云フ點ヲ、先づ法相カラ御答
辯ヲ煩シタイト思フノデアリマス、第二
ニ、是ハサウ大シタ問題デハアリマセヌ
ガ、内亂罪ガ陪審制度カラ除外サレルノ
ハ、主トシテ大審院ノ特別權限ニナツテ居
ル理由カラ、陪審裁判カラ除外サレ居ル
ノデアル、然ルニ治安維持法ハサウ云フ大
審院ノ特別管轄ニ屬シテ居ラナイ所ノ犯罪
デアルガ、サウ云フモノヲバ内亂罪ニ準ジ
テ、今更事新シク陪審制度カラ除外スル所
ノ理由ガ、何レニ在リヤト云フノカはレ第
二點デアリマス、更ニ第三點ニ於キマシテ
ハ、此改正法案ト、此度我國ニ勃發シタ所
ノ日本共産黨事件トノ關係デアリマス、日
本共産黨ニ關スル被告事件ハ、東京ノ事件
ヲ除イテハ、各地ニ於テ既ニ豫審モ終結
シ、或ハ一審、又時ニハ二審ノ判決ガ終タ所
所ガアルノデアリマス、處ガ東京以外ノ各
地ノ裁判所ヲ見マスルト、公判ヲ十一月二
日以前ニ開ク所ノ準備モ何等ナイ拘ラズ
、各地ノ裁判所ハ一樣ニ三十月一日前三公
判ノ指定ヲシテ、折角陪審裁判ヲ請求シ得
ルノ權利ヲバ、日本共産黨事件ノ被告カラ
剝奪シタ事實ヲ、吾々ハッキリ見セ付ケ
ラレテ居ルノデアル、然ラバ吾々ノ尋不ン
トスル點ハ、現行法ニ於キマシテサヘモ、
此法ヲ改正セズニ、治安維持法被告事件ヲ
バ、陪審裁判カラ除外サレテ居ルニ拘ラ
カ、更ニ最後ニ御尋致シタイノハ、日本共
根本的ニ、治安維持法被告事件ヲ陪審制度
カラ除外スル所ノ理由ガ、果シテ何處ニ在ル
カ、此法案ヲ改メテ、ハッキリト
言シテ居ル點ハ、其理由ノ中ツテ居ルカ、中

テ居ナイカハ各人ノ見ル所ニ委セマズガ、
彼等被告ガ一樣ニ言ツテ居ルノハ、吾々ハ決
シテ自分ノ利益ノ爲ニ働イタノデアル、或ハ無產
ハ無產大衆ノ爲ニ働イタノデアル、或ハ無產
大衆ノ爲ニ身命ヲ賭シテ働イタノデナク、吾々ハ決
隨テ吾々ガヤツタ所ノ行爲ガ正シイカ、或ハ
隨テ吾々ガヤツタ所ノ行爲ガ正シイカ、或ハ
間違テ居ルカト云フコトノ唯一ノ裁判官
ハ、我國ノ無產大衆デナクテハナラナイ、
隨テ吾々ノ裁判ハ飽迄モ公開ノ席上デ、又
飽迄モ陪審制度ノ下ニ裁カレナケレバナラ
ヌト云フコトハ、日本共産黨事件ニ關係ノ
人ニガ皆一樣ニ法廷ニ於テ絶叫シタ所ノ點
デアル、所ガ此度ノ改正ハ、斯ウ云フ民衆
ニ關係ノアル所ノ犯罪ガ、彼等被告ノ言葉
ヲ借りテ言ヘバ、裁判官ハ、公開ノ席上デ
陪審制度ノ下ニ裁カレナケレバナラヌト叫
ンデ居ル所ノ被告ニ對シテ、陪審制度ヲ求
ムルノ權ヲ剝奪シ、民衆ノ目カラ、民衆ノ
耳カラ、是等ノ事件ヲ蔽フテ、暗黒裁判ノ
下ニ移シテ裁カナケレバナラヌ所ノ理由ガ
果シテ何處ニアラウカ、更ニ吾々ハ形式上
ノ點カラ尋不ルノデハナイガ、政治道德或ハ
道理ノ點カラ尋ネナクテハナラヌ點ハ、此
度ノ日本共産黨事件ノ被告ハ、既ニ一應ハ
陪審制度ノ下ニ審判ヲ受ケル所ノ權利ヲ
持テ居ル、所ガサウ云フ事件ノ進行中ニ、
此法案ヲ改正シテ、偶、彼等ガ獲得シテ居ル
所ノ權利ヲバ剝奪シ、而シテ彼等ヲシテ暗
黒裁判ノ下ニ審理セシムルト云フコトハ、
刑事訴訟法或ハ其他ノ形式ノ上カラ申シマ
スレバ、是認スベキ點デアルカモ知レマセ
ヌケレドモ、政治道德ノ上カラ、或ハ道理ノ
上カラ見テ、果シテサウ云フ事が出來ルカ
ドウカ、折角獲得シタ權利ヲバ、其事件ノ
進行中ニ奪フト云フヤウナコトハ、道理ノ
上カラ政治道德ノ上カラ果シテ是認スルコ
トガ出來ルカドウカ、サウ云フ點ニ付キマ
シテ原司法大臣ノ御答辯ヲ煩シタイト思フ
ノデアリマス

コトデテリマスガ、治安維持法制定當時ニ
ハ、マダ此犯罪ガ如何ナル状態ニ行ハレル
安維持法ニ規定シテアル犯罪ガ如何ナル状
態ニ行ハレルカトハ、餘リ知ラレテ居ラナカッタ
ノデアリマス、然ルニ御承知ノ通リノ日本
共産黨事件ナルモノガ發覺シテ以來、此治
安維持法ニ規定シテアル犯罪ガ如何ナル状
態ニ行ハレルカト云フコトが明確ニナッテ
參ツタノデアリマスカラ、現行陪審法ノ第4
條ガ除外シテ居ル犯対ノ如ク、其性質相類似ス
ルモノト見テ、之ヲ除外例中ニ加ヘルノハ當
然ノコト、考ヘマス、第二三、大審院ノ特
別權限ニ屬シテ居ル内亂罪ト同ジニ見ルノ
ハ不都合デアル云々ト云フ御詫デアリマシ
タト考ヘマスガ、御承知ノ通り陪審法カラ
除外サレテ居ルノハ、單リ内亂罪ノミデハ
ナイノデアリマス、況ヤ治安維持法ニ依ル
國體變革ヲ目的トスル犯罪ハ、既ニ屢々當議
場デモ説明致シマシタ通り、一種ノ内亂罪
ト見テモ宜イ性質ノモノデアリマスカラ、
之ヲ陪審法カラ除外スルノハ是亦當然ニア
ルト考ヘマス、第三ニ、東京地方裁判所以
外ノ各裁判所ニ於キマシテ、日本共産黨事
件ノ公判期日ヲ十月一日以前ニ於テ既ニ指
定シタト云フコトハ、是ハ各事件ニ於ケル
裁判長ノ職權デアリマシテ、之ニ對シテハ
何人モ異議ヲ言フベキ性質ノモノデハナイン
ノデアリマス、隨テ他ノ裁判所ニ於ケル被
告人等ガ陪審裁判ニ附セラレナカッタト云
フ理由ニ依テ、陪審法ヲ改正スル理由ガナ
イトハ言ヘナイノデアリマス、次ニハ是マ
デ開ケタ各裁判所ニ於テ、日本共産黨ノ被
告人等ガ悉ク陪審裁判ヲ求メタト云フヤウ
ニ言ハレマスガ、或ル被告人ハ求メタノモ
ナラズ陪審法ト云フモノガ既ニ制定サレ
テ、現行法ノ陪審法デ是レーノ性質ノ事
件ハ陪審ニ附セザルモノト定メテアリマス
ル以上ハ、被告人等ガ如何ニ希望シタカラ
ト云々テ、法律ノ精神通リ或種ノ犯罪事件ヲ
陪審法カラ除外スルト云フコトハ、當然立
法上爲スペキ事柄デアルト存ズルノデアリ

○水谷長三郎君　只今ノ御説明ニ於テ大體ハ分々タノデアリマスガ、モウ一點御尋シタ
イ點ハ、此度ノ治案維持法ニ於キマシテハ、
恐ラクソレハ衆議院或ハ貴族院ヲ通ルデア
ラウト思フノデアリマスガ、其治安維持法
違反事件ニ於キマシテハ、國體ニ關スル犯
罪ト、私有財産制度ニ關スル犯罪トガ分レテ
居ルノデアリマス、獨逸ニ於キマシテハ、
政治犯ノ或種ノモノ、特種ノ政治犯ニ於キ
マシテハ、或種ノモノハ陪審ニ掛け、或種
ノモノハ陪審ニ掛けナイト云フ立法例ニ
ナフテ居ルト云フコトヲ、第五十議會ニ政府
委員ハ發表シテ居リマス、若シ法相ノ只今
御説明ニナリマシタ點ヲ全部認ムルニ致シ
マシテモ、今日施行サレテ居ル所ノ陪審制
度ノ良成績カラ言ツタナラバ、國體ニ關スル
犯罪ニ付テハ免モ角トシテ、私有財產制度
ニ關スル違反事件ハ、今日ノ陪審制度ノ下
ニ於テ陪審ニ附シテ何等ノ差支ガナイト云
フコトハ、今日ノ我國ノ國情、又今日ノ陪
審官ノ常識カラ見テ、毫モ憂フルニ足ラナイ
ト思フノデアリマス、斯ウ云フ點ニ關シマ
シテ、獨逸ニ行ハレテ居ル立法例ノ如ク、
一部ヲ陪審制度カラ除外シ、一部ヲ陪審制
度ニ掛け得ルト云フヤウナコトヲ、我國ニ
於テ認ムル意思アリヤ否ヤト云フ點ヲ御尋
ナイト考ヘルノデアリマス

卷之三

○原物、只衛君
十九號承諾ヲ求ムル件ノ委員ニ併セ付託セ
ラレンコトヲ望ミマス

「賛成」ト呼フ者アリ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(元田肇君) 御異議ナシト認メテ
可決致シマス——日程第十二、酒造組合法
中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス

第十二 酒造組合法中改正法律案（政
府提出） 第一 読會

酒造組合法中改正法律案
酒造組合法中左ノ通改正ス

造業ノ改良發達ヲ圖リ^ヲ加フ
第五條ノ二 酒造組合ハ定款ノ定ムル所
ニ依リ其ノ組合員ニ付ノ經費ヲ今武シ

ニ付シ其ノ総合費ニ對シ總費三分賄及過怠金ヲ徵收スルコトヲ得前項ノ經費及過怠金ヲ滯納スル者アシ

場合ニ於テ組合長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ組合ハ其ノ徵收金額ノ

百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ
前項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順
位ハ市町村ノ徵收金ニ次キ其ノ時效ニ
付テハ市町村稅ノ例ニ依ル

経費ノ分賦又ハ過急金ノ徵收ニ關シテ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立、
訴願及行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第六條第一項中「酒造組合聯合會」ノ上ニ
「道府縣ヲ一區域トスル」ヲ加ヘ同條第二
項ヲ削ル

第六條ノ二 酒造組合聯合會ヲ設置セム
組合三分ノ一以上ノ同意ヲ得創立總會
ヲ開キ定款ヲ議定シ政府ノ認可ヲ受ク
ヘシ

第六條ノ三 酒造組合聯合會設置ノ認可
アリタルトキハ其ノ區域内ニ於ケル酒
造組合ハ當然其ノ會員ト爲ル

第六條ノ四 酒造組合聯合會ハ聯合會相
互ノ氣脈ヲ通シ其ノ目的ヲ達スル爲本
法施行地域ヲ通シテ一箇ノ酒造組合中
央會ヲ設置スルコトヲ得此ノ場合ニ於
テ酒造組合聯合會ナキ道府縣ニ付テハ
道府縣ヲ一區域トスル酒造組合ヲ以テ
酒造組合聯合會ト看做ス

第六條ノ五 酒造組合中央會ヲ設置セム
トスルトキハ酒造組合聯合會及前條ノ
酒造組合三分ノ二以上ノ同意ヲ得創立
總會ヲ開キ定款ヲ議定シ政府ノ認可ヲ
受クヘシ

第六條ノ六 酒造組合中央會設置ノ認可
アリタルトキハ酒造組合聯合會及第六
條ノ四ノ酒造組合ハ當然其ノ會員ト爲
ル

第六條ノ七 第五條ノ一第一項及第四項
ノ規定ハ酒造組合聯合會及酒造組合中
央會ニ之ヲ準用ス

第七條中「酒造組合及酒造組合聯合會」ヲ
「酒造組合、酒造組合聯合會及酒造組合
中央會」ニ改ム

第八條及第九條中「酒造組合又ハ酒造組
合聯合會」ヲ「酒造組合、酒造組合聯合會
又ハ酒造組合中央會」ニ改ム

第九條ノ一 政府ハ酒造組合、酒造組合聯合
會又ハ酒造組合中央會ニ對シ業務ニ
關スル報告ヲ爲サシメ、業務ノ執行又
ハ財產ノ狀況ヲ検査シ、經費ノ豫算又

ハ其ノ徵收方法ノ變更ヲ命シ其ノ他監
督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコト
ヲ得

第十條中「酒造組合又ハ酒造組合聯合會」
「組合中央會」ニ「組合若ハ聯合會」ヲ「組
合聯合會若ハ中央會」ニ改ム

第十一條中「酒造組合及酒造組合聯合會」
「酒造組合、酒造組合聯合會及酒造組
合中央會」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前酒造組合法ニ依リ設置シタル
道府縣ヲ一區域トスル酒造組合聯合會ニ
シテ本法施行ノ際現ニ其ノ區域内ニ於ケ
ル酒造組合三分ノ二以上ヨリ成ルモノハ
ヨリ當然其ノ會員ト爲ル

本法ニ依リ設置シタルモノト看做シ其ノ
區域内ニ於ケル酒造組合ハ本法施行ノ日
ヨリ當然其ノ會員ト爲ル

第五條ノ一第二項乃至第四項及第六條ノ
七ノ規定ハ本法施行前ニ分賦シタル經費
及本法施行前ニ生シタル原因ニ基ク過怠
金ニ之ヲ適用セス

〔政府委員大口喜六君登壇〕

○政府委員(大口喜六君) 只今議題ニ相成
リマシタ酒造組合法中改正法律案ニ付キマ
シテ、御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、本
案ハ制度上全國ニ一箇ノ酒造組合中央會ノ
設置ヲ認メマシテ、酒造組合聯合會ノ區
域及加入ニ關シマスル規定ヲ改メ、又酒
造組合ノ經濟等ヲ滯納致シタ者ニ對シマシ
テ、強制徵收ノ途ヲ開カントスルコト、現
在各地方ニ分立致シテ居リマス所ノ酒造組
合及酒造組合聯合會ノ統制ヲ確實ニ致シマ
シテ、且ツ之ガ基礎ヲ鞏固ナラシメ、以テ
酒造業ノ改良發達ヲ圖ル爲メ必要ナル事項
ニ關シマシテ、改正ヲ行ハントスルモノデ
アリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アラ
ンコトヲ希望致シマス

○議長(元田肇君) 本案ニハ別段ニ通告ガ
ゴザイマセヌカラ、日程第十三ニ移リマ
ス、右議案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉
ヲ議題ト致シマス

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委
員ノ選舉

○原惣兵衛君 本案ハ議長指名九名ノ委員
ニ付託セラレントコトヲ望ミマス
ゴザイマスマイ

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(元田肇君) 動議ノ通り決シマシ
タ――日程第十四、自作農創設維持助成資
金特別會計法案ノ第一讀會ヲ開キマス

金特別會計法案ノ第一讀會ヲ開キマス

第十四 自作農創設維持助成資金特別
會計法案(政府提出) 第一讀會
自作農創設維持助成資金特別會計法

案(自作農創設維持助成資金特別會計
會計法案(政府提出) 第一讀會
自作農創設維持助成資金特別會計法

算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之
ヲ帝國議會ニ提出スベシ
第七條 本會計ノ每年度歲出豫算ニ於ケ
ル支出殘額ハ翌年度ニ繰越使用スルコ
トヲ得

第八條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ昭和四年度ヨリ之ヲ施行ス

登錄稅法第十九條第八號中「北海道府縣
市町村」ヲ「國、北海道府縣市町村」ニ改
ム

〔國務大臣山本悌二郎君登壇〕

○國務大臣(山本悌二郎君) 自作農創設維
持助成資金特別會計法案提案ノ理由ヲ説明
致シマス、自作農創設維持助成ハ農業生產
ノ増進ヲ圖リ、國民食糧ノ充實ヲ期スル上
ニ於テ重要ナルノミナラズ、農地問題殊ニ
小作問題ノ解決、農家經濟ノ向上、農村安
定ノ對策トシテ極メテ必要ナル施設ニアリ
マシテ、國家政策上最モ重要且ツ緊要ナル
事項ト信ジマス(拍手)從來簡易生命保險積
立金ヲ此方面ニ融通シ、國家ノ補助施設ト
相俟テ相當ノ效果ヲ收メテ參^テハ居リマ
スルケレドモ、此方法ハ元來同積立金運用
ノ一體様ニ過ギマセヌカラ、自作農創設維
持者ノ選擇ニ關シテハ、資金還元ノ趣旨ニ
依ル制限ノ爲ニ、適當ナル資格者ニモ資金
ヲ融通シ能ハズル場合ガアルノデアリマ
ス、又融通資金ノ限度ハ農村一般ノ要望ニ
對シマシテ、到底之ヲ満足シ能ハズルノ狀
況ニ在ルノデアリマス、即チ簡易生命保險
積立金ノ運用ノミニテハ、其貸付ノ方法及
限度ニ於テ自作農創設維持ノ目的ヲ十分ニ
達成シ能ハズルノ憾ガアルノデアリマス、
是ニ於テ政府ハ恆久的ノ制度ヲ確立致シマ
シテ、爾今毎年一定ノ資金ヲ以テ自作農創
設維持ノ助成ニ運用セシメテ、以テ相當ノ
程度ニ於テ資金ノ需要ヲ満足セシムルト同
時ニ、交付ノ按配ニ關スル從來ノ不便ヲ緩

第四條 本會計ニ於テハ借入金、自作農
創設維持助成交付金ノ償還金及其ノ利子其ノ
利子其ノ他附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入
トシ自作農創設維持助成交付金、借入
金及農地債券ノ償還金及其ノ利子其ノ
他附屬諸費ヲ以テ其ノ歲出トス
第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕
アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ル
ルコトヲ得

第六條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫

資金ニ關シマシテハ毎年度三千万圓ヲ限度トシテ借入金ヲ爲シ、以テ自作農創設維持成ニ要スル交付金ノ支出ニ充當シテ、若シ借入金ノ額ガ三千万圓ニ満タザル場合ニ於テハ、之ニ満ツルマデ農地債券ヲ發行シテ交付致シマシテ、其交付金ノ元利償還金ヲ以テ右借入金及農地債券ノ元利償還ニ供用セントスルモノニアリマス、而シテ是等ノ收支及之ニ附屬スル收入支出ハ、一團トシテ獨立ニ計算スルヲ適當ト考へマスノデ、本資金ニ關スル歳入歳出ハ之ヲ一般ノ會計ト區別致シマシテ、特別會計ヲ設置スルノ必要ヲ認メルノニアリマス、是レ本案ノヲ提出致シマシタ理由デアリマス、願クバ速ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ請ヒマス（拍手）

〔小山松壽君登壇〕

ガ、社會問題ノ如キ、經濟問題ノ如キハ多
ク我國ノ產業狀態ニ於テ未ダ十分ナラザル
モノガアラウト思フカラ、是等ノ見地カラ、
是等幾多ノ難關ヲ解決シタイト云フ御趣旨
ヲ以テ、各府縣知事ニ御訓示ニナリマシタ、
此精神ヲ承ケテレデ山本農林大臣ハ、自作
農創設維持ニ付テ其徹底ヲ期スルト云フ御
趣旨ニ依リマシテ、昭和二年八月十日ノ政
府並ニ與黨タル政友會ノ幹部懇談會ノ席上
ニ於テ、全國耕地三百万町歩、其内二百四
十万町歩ノ小作地、約三分ノ一二該當スベ
キ八十万町歩ヲ自作農トシ、六十万町歩ヲ
加ヘテ約其半分ヲ自作ニスルト云フ目的ヲ
以テ、其政策ノ遂行ニ努力スルト聲明セラ
レマシタ、此施設ハ曩ニ簡易生命保險積立
金ノ融通ヲ以チマシテ、五十一議會ニ於テ
國費ヲ以テ補助シ、之ヲ助成スルノ政策ヲ
執リマシテ、當時ノ憲政會内閣ハ此經費ヲ
提出シテ議會ノ協賛ヲ求メマシタ、近時小
作農ニ轉ズル所ノ中堅自作農ヲ維持スルト
云フコトハ、最モ力ヲ用ヒナケレバナラヌ
所デアルト同時ニ、農村社會問題ハ言フマ
デモナク經濟問題デアリマスカラ、此經濟
ヲ基調トシテ自助ニ依リマシテ、小作農ヲ
移シテ自作農ヲ創設スルト云フコトハ、是
ハ出來ルダケ努メナケレバナラヌコトデア
リマスケレドモ、此趣旨ヲ達シマス上ニ付
キマシテハ、深ク現在ノ農村ノ狀態ヲ考察
シテ參リマセスト、非常ナ憂ヲ將來ニ貽シ
ハシマイカト考ヘルノデゴザイマス、只今
山本農相ノ御説明ニ依リマスレバ、從來施
設シテ參リマシタ所ノ趣旨ト、此度新ニ行
ハントスル所ノ御精神ト、其間ニ著シキ相
違ガアルノデアリマス、私ガ窮ニ憂ヘマス
ノハ、若シ本案ノ實行ヲ見ルニ至リマシタ
曉ニ於キマシテハ、年ヲ經テ我國ノ土地制
度ニツノ改革ヲ促シ、由々敷キ事件ヲ
招來スルニ非ズヤト心配ヲ致ス者デゴザイ
マス、從來ノ施設ニ付キマシテハ、本日改
メテ政府當局ヨリ御調査ヲ戴キマシタ、即
チ只今申上げマシタ若櫻内閣當時ニ於キマ
ス、自作農創設維持ニ關シマス所ノ施設ハ、
二十五箇年ヲ以テ一期トシ、國費ヲ以テ補

モノニアリマシテ、試ニ其金額ヲ申上ダマ
スレバ、融通貸付ヲ致シマス總額ハ四億六
千八百五十万圓ニアリマシテ、補助金額ハ
一億二百六十万圓ニ上リマス、斯クテ創設
維持致シマス所ノ面積ハ十一万七千百二十
五町歩ニアリマス、即チ第一年タル大正十
五年、昭和元年ニ七百万圓、二年タル昭和
二年度ハ千三百五十五万圓、三年ハ千五百萬
圓、四年ハ千五百萬圓、五年ハ千八百万圓、
六年ハ二千万圓ニアリマシテ、是ガ只今申
上ダマシタ第一期ノ一區割トシテ其金額三
達スルノニアリマス、而シテ之ニ對シ只今
御説明ニナリマシタ新施設ハドウ云フ風ナ
モノニ當ルカト、書類ノ御提出ヲ願ヒマシ
テ拜見致シマスト、新施設ニ於テハ三十五
年、其貸付總額十億五千万圓、助成町歩ハ
二十六万一千五百町歩、斯様ニアリマス
ガ、此新舊即チ此施設ノ兩方面ヲ合シテ見
マスト、何レモ同一年限、二十五年ト致シ
マスレバ、總金額ニ於テ十二億一千八百五
十万圓、總面積ニ於テ三十万四千六百二十一
五町歩、補助金ハ此新施設ニハゴザイマセ
ヌカラ、前ニ申上ダタ通りニアリマス、私
ハ只今大臣ノ御説明ニナリマシタヤウニ、
本案ガ農業經營ノ安固ヲ圖リ、農村ノ堅實
ナル發達ヲ期シ、小作爭議ヲ緩和シ、農村
社會問題ノ解決ノ一助タラシメントスル、
此社會立法ト致シマシテハ、既ニ一昨年來
種々御調査會ニナツテ居ルコトアリ、且又
昭和二年十二月特ニ御招來ニナリマシタ小
作調査會ノ開會ニ於テ、諮問事項ヲ附議セ
ラレ、其調査會ハ附帶希望決議ヲ二箇條致
シテ居リマス、即チ第一ハ「自作農地ニ付
テハ年賦支拂ヲ終ル迄ハ、小作ノ場合ニ比
シテ租稅其他ノ公課ノ負擔ヲ重カラシメザ
セラレルヤウニ答申ノアリマシタニ拘ラ
ルヤウ適當ノ保護ヲ加ヘラレンコトヲ望
ム」ト云フ附帶決議ニアリマス、斯様ニ附
帶決議ヲシテ、本施設ノ速ニ其計畫ヲ樹立
ノモナイト云フ此際ニ當ルテ、斯様ナ重要ナ

ル法案ヲ御提出ニナリマシタ其御精神ヲ私ハ承リタイト恩ノノデゴザイマス(拍手)是ガ第一點デアリマス、若シ地租委譲ノ問題ト共ニ現内閣ノ二大政策、産業立國ノ上カラシテ眞ニ此問題ヲ熱誠ヲ以テ御解決ニナルト云フコトデアリマスナラバ、議會開會ノ髣頭ニ於テ、地租及營業収益稅ノ御提出ト共ニ、本案ヲ議會ニ御提出ニナツテ、御協贊ヲ求メルコトが當然デアルト考ヘルモノデアリマス(拍手)殊ニ此問題ハ…
○議長(元田肇君)
(此時發言スル者アリ)
○小山松壽君(續)
場合ニ當テ、農林大臣ハ其自說ノ貫徹ニ頗ル努メラレタヤウデアリマス、併ナガラ愈昭和三年度ノ豫算闇議ニ於テハ、本問題ハ又他日ニ讓ルト云フ風ナ取扱ヲ受ケラレタヤウデアリマス、私ハ只今申上ダマシタコトニ付テ、何故斯様ニ申上ダルカト申シマスレバ、昨年春ノ總選舉ニ當テ、産業立國ヲ基調トスル政策ノ中ニ、新聞ニ一頁大ノ廣告ヲ屢々セラレ、田中首相ハ其著音機ノ演説トカ云フ其御演説ノ趣旨ノ中ニ、特ニ自作農ニ付テハ慎重ナル考慮ヲ拂ヒ、根本的ノ解決方法ヲ講ジテ居ルト聲明セラレテ居ツタノデアリマス、又昭和四年度ノ豫算ノ編成ニ當テ、矢張此問題ハ相當ニ論議セラレ、此度ハ如何ナル事がアッテモ相讓ラヌト云フ風ニ農林大臣ハ御主張ニナリマシタ、而シテ私ハ特ニ大臣ノ御說明ヲ請ヒタイト思ヒマスルノハ、昭和三年一月自作農地法案、此農地法案ナルモノヲ殆ド公ニセラレタノデアリマス、勿論農林省カラ進ンデ發表セラレタモノノデハゴザイマセ、ケレドモ我ガ民政黨ノ政務調查會ニ於テ其御説明彙ニ若櫻内閣ノ際世間ニ公表シテ其批評ヲ請ヒマシタ時ニ當テ、各委員へ御配付三ナリマシタ小作法案ト相並ンデ、農村社會問題ノ解決ニ對スル所ノ二大法典デアルト私共認メラレル程ノ重要ナルモノデアッタノデアリマス、然ルニ此昭和三年一月、殆ド

御發表ニナリマスル迄ニ案ヲ立テラレタル
此自作農地法案ナルモノガ闇カラ闇ニ葬ラ
レ、其影ヲ没シタト云フコトニ付テ、私ハ
大臣ノ御精神ノ在ル所ヲ承リタイト考ヘル
ノデゴザイマス(拍手)殊ニ此問題ハ本會立
豫算總會其他ノ特別委員會ノ場合ニ於
テ、屢々總理大臣初メ關係當局ト質疑應答セ
ラレタ問題デアリマシテ、我國ノ農村ニ於
ケル所ノ各種ノ社會問題ヲ解決スル上ニ付
テハ、殊ニ吾々ハ意ヲ用ヒテ此審議ヲ致サ
ナケレバナラヌト云アコトハ申ス迄モナ
イ、總理大臣ハ貴族院、衆議院其他ノ場合
ニ於テ、社團政策ノ事ニ質問ガ及ビマスル
ト、其一トシテ近々自作農創設ニ對シテ、政
府ハ其確然タル方針ヲ樹立致スノデアル、
即チ社會政策ノ一ハ常ニ自作農維持創設デ
アルト、唯一無二ノモノデアルガ如ク御説
明ヲ常ニセラレテ居ルノデアリマスカラ、
私ハ本問題ハ如何ニモ現内閣ノ重要ナル政
策デアリ、同時ニ農村ノ問題ヲ解決スル所
ノ重要ナルモノデアルト認メル者デゴザイ
マス、殊ニ此問題ハ私共ハ能ク御尋ヲ申上
ゲテ、其趣旨ニ於テ、又其施設スル所ニ於
テ、更ニ疑ガナイト云フコトデ、吾々ノ疑
惑ヲ解クコトガ出來マスルナラバ、私共ハ將
來農村社會問題解決ノ爲ニ、進シテ之ヲ協
賛スルニ決シテ各力ナル者デハアリマセヌ
(拍手)

キマシテハ、其公開セラレタル所ノ法律ノ精神ガ外間ニ詳カニナリマセヌ、本問題ハ、道府縣町村、産業組合、農會、是等ノ多數ノ人ニ手ニ依テ取扱ハレルモノニアリマシテ、是等ノ取扱ヲ致シマスル者ニ其趣旨ヲ徹底セシメテ、本案ノ施行ニ當テ誤リナカラシムルト云フコトニ致シマスコトハ、御互ニ努メナケレバナラヌ事デアラウト考ヘルノデゴザイマス（拍手）私ハ次ニ本法案ノ其運用ニ付テ御尋申上ゲマス、只今申上ゲマシタヤウナ趣旨ニ依リマシテ、曩ニ非公式ニ御發表ニナリマシタ自作農地法案、之ニ相對シマシテ今回御提案ニナリマシタ此八箇條ノ、極メテ簡単ナル法案ニ相比シマシテ、私ノ疑ノ起シマス所ハ、自作農地法案ノ方デハ農地金庫ノ制度ヲ認メ、而シテ其運用ニ當テハ徹底セシムルヤウナ御精神デアリマスガ、此度ハ僅ニ八箇條ノ法律ニ於テ特別會計ニ委ネラレマシテ、本施設ノ運用ヲ致サウト云フコトニ立歸ラレタヤウデアリマス、固ヨリ事業施行ノ統一ト其事業整理ノ目的ノ上ニ於テ、其軌ヲニスルモノニアル、サリナガラ茲ニ最モ解スベカラザルコトハ、本計畫ハ最初年々八千万圓ノ計畫デアリマシタガ、此度ハ三千万圓ニ變シテ參ッタノデアリマシタ所ノ、其自作農ノ維持創設ニ關スル段別ト、頗ル距離ガ出來ルノデアリマス、私ハ此場合御尋申上ゲテ置キタイコトハ、預全部資金ト農地債券ニ關シテノ事デアリマス、預金部資金ニ付テ本施設ノ運用ヲ完ウシタイト云フコトハ、只今大臣ノ御説明ノ通りデアリマス、若シ預金部ノ資金ガ三千万圓ニ達セザル場合ニ當テハ、其不足ハ農地債券ヲ發行スルト云フ御趣旨デアリマス、私ハ此場合ニ大藏當局ニ御尋申上ゲマス、預金部資金運用ニ付キマシテハ、嘗テ幾々ノ世上ノ非難ガアリマシテ、或時ハ伏魔殿ト云フガ如キ惡名サヘ負ハセラレタノデアリマス、是ヶ故ニ加藤内閣當時ニ於キ

ノ資金關係ヲ見マスルノニ、現在ノ預金部
ノ資金ハ一億三千万圓デアリテ、昭和四年度
ノ運用ハ既ニ定テ居ルヤウデアリマス、是
ハ過日ノ豫算總會ニ於テ、議員ト政府委員
ノ間ニ屢々應答セラレテ、ソレガ確定セラレ
テ居ルト云フコトハ、大藏當局ノ言明セラ
レル所デアリマス、然ラバ之ニ對シテ昭和四
年年度運用ノ資金ハ幾許ヲ要スルヤト言ヒ
マスレバ、其運用委員會ニ於テ決定致シタ
ル所ノ一億二千四百五十万圓ハ、既ニ確定
致シテ居リマスガ故ニ、後ニ殘ル所ハ僅ニ
五百五十万圓デアリマス、然ラバ只今山本
農林大臣ガ仰セニナリマスルヤウニ、預金
部運用資金ノ三千万圓ヲ持テ來テ、昭和四
年度、即チ四月一日カラ本法ノ實施ヲスル
ト云フコトニナリマスラバ、三千万圓ニ
對シテハ遙ニ距離ガアルノデアリマス、僅
ニ五百五十万圓シカナイ預金部ノ資金ヲ以
テ、此三千万圓ノ施設ヲ行ハウト云フコト
ハ、何處カラ其財源ヲ御求ニナルカト云フ
コトデアリマス、斯様ニ考へテ參リマスレ
バ、結局此預金部ノ運用資金ニ俟ツト云フ
コトハ、唯是ハ當面ヲ糊塗スル所ノモノデ
アッテ、謂ハ々假面ヲ著テ其實ハ公債發行ニ
依ルモノデハナイカト認メラレルモノデゴ
ザイマス（拍手）若シ公債發行ニ依ルト云フ
コトデアリマスナラバ、茲ニ三土太藏太臣
ニ特ニ御尋不申上ダナケレバナラヌコトガ
起^ツテ參ルノデゴザイマス、三土太藏大臣ハ
昭和四年度ノ豫算ヲ本議場ニ紹介セラレ、
若クハ其他ニ於テ説明セラル、場合ニ當
テ、一般豫算編成ニ當^テハ、公債政策ニ付
キマシテハ一億ヲ上ボサナイト云フコトヲ
屢々聲明セラレ、以テ財政計畫ニ對スル說
明ノ資料トセラレテ居ルノデアリマス、即
チ一般豫算ハ一億九千八百万圓デアリマス
ガ、只今申上ダル所ノ五百五十万圓ヲ差引
キマシタルアト二千四百五十万圓ト云フモ
ノハ、公債ヲ募集シナケレバ此事業ハ出來
ナイノデアリマス、サル場合ニハ是ハ一般
募集公債デハナイ、交付公債デアルカラ差
支ナイト云フ御意見デアルナラバ、是ハ別

ト云フコトデアリマスガ、公債政策ハ二億ヲ出デナライ
モ二億圓ヲ超過スル、況ヤ肥料管理ノ問題ダケデ
アルニ於テ尙ホ然リデアリマス、私ハ此事
ニ付テ三土大藏大臣ノ御聲明ヲ裏切ルモノ
デハナイカト云フコトヲ心配致シマス爲
ニ、之ニ對スル御所見如何ト云フコトヲ御
尋申スノデアリマス、更ニ現在ノ施設ハ尙
未將來持續スルモノデアルヤ否ヤト云フコ
トヲ御尋申上ダマス、即チ只今山本農林大
臣ノ御説明ニアリマシタガ、簡易生命保険
積立金運用ニ依テ本施設ハ致シテ居ルノデ
アリマシテ、其全金額及施設ノ内容ハ最初
ニ申上げテ置キマシタ、何故私が其事ヲ承
ルカト申シマスレバ、現行施設ノ年限ハ二
十五箇年デアリマス、其資金ハ只今申ス通
リガアツテ、自作農者ニ廻シマス所ノ利率ハ
三分五厘デアリマス、簡易生命保険ノ低利
資金ハ四分八厘デアリマスケレドモ、此四
分八厘デ受入レマシテ、之ヲ府縣町村、產
業組合、農會等、是等ノ團體ヲ經テ貸付ケ
マス時ニ、其低利ノ四分八厘デハ事業遂行
ノ上ニ於テ所期ノ目的ヲ達スルコトガ出來
ナイカラト云フ理由ニ依リマシテ、一分三
厘ヲ國庫カラ補給シテ居ルコトハ、申ス迄
モナク御承知ノ通リデアリマス、即チ小作
ヨリ自作ニナリマス場合ニ當ンテハ、三分五
厘ト云フ低利ニ依テ、其事業ヲ定メラレタ
ル年度内ニ完成致スノデアリマスガ、之ヲ
ニ於テ現在施設ハ二十五年デアリ、只今御
案ト比較致シマスレバ、茲ニ著シク權衡ノ
取レヌコトガ起ルノデアリマス、先づ年限
今度新タニ施設シャウトスル只今御説明ノ
説明ノモノハ三十五年デアル、而シテ利率ノ
ニ於テ現在施設ノモノハ三分五厘デアリ、
只今御説明ノモノハ五分デアリマスカラ、
其間一分五厘ノ差ガアルト云フコトガ、非
常ナ問題ヲ起スデアラウト思ヒマス(拍手)
私ハ農林大臣及其他ノ方面ヨリマダ何等聞
ク所ガアリマセヌカラ、此場合ニ確メテ置
キマスガ、自作農ノ意義、自作農トハ一體
ドウ云フモノデアルカト云フコトヲ、此場
合明ニ其定義ヲ下シテ置イテ戴キタイト思

ヒマス、何故ナラバ、唯自作農ト申シマシテモ、
主トシテ自分ノ努力ニ依リ自己ノ生計ヲ維
持スル爲ニ土地ヲ有スル者モアル、ソレカラ或
ハ作男ヲ使ツテ自作ヲシテ居ル者モアリマ
ス、若シ此解釋ノ相違ガ著シイ場合ニ當リマ
シテハ、特ニ本案ニ於テ憂フヘキモノガタリ
アルト思ヒマスカラ、之ヲ御尋シテ置クノ
デアリマス、傳フル所ニ依リマスレバ、一
世帶四千圓ト云フモノヲ限度トスルト云フ
話デアリマスガ、此一世帶四千圓ノ貸付金
額ニ依テ、若干ノ町歩ヲ得ラレルモノニア
リヤ否ヤト云フコトニ付テハ、マダ定タ所
ハ御發表ニナラヌヤウデアリマス、何故ナ
ラバ内地ニ於ケル所ノ段當リヨリ考ヘマシ
テ、或ハ一世帶四千圓ト云フモノハ、是ハ内
地價ノ價格ニ於テ異ナルト云フコトハ申
マスケレドモ、之ヲ移シテ北海道ニ施行致
スト云フコトニ致シマスナラバ、是ハ内
地價ノ價格ニ於テ異ナルト云フコトハ申
マスヨナイコトデアリマスカラ、此場合私
ハ之ヲ確メテ置ク必要ガアラウト思ヒマ
ス、次ニ自作農ト云フモノハ如何ナルモノ
デアルカト云フ其定義ガ定マリマスレバ、
茲ニ私ハ最モ必要ト思ヒマス所ノ次ノ御尋
ニ付テ明確ナル御答辯ヲ戴キタイト思ヒマ
ス、現在ノ小作料ヲ以テ相當小作料ト認ム
ヲ御尋申上ゲテ置キマス、今日小作爭議ノ
ルヤ否ヤト云フコトヲ伺ヒマス、此問題ハ
非常ニ重要ナ事デアッテ、本施設ノ由来ル
所ノ基礎ニ動搖ガ來ルト思ヒマスカラ、之
ノ小作料ヲ以テ相當ト認ムルヤ否ヤト云フ
コトヲ御尋スルカト申シマスレバ、此自作
農ニ對シテ低利資金ヲ融通致シマス所ノ根
本觀念ハ、現在小作人ガ負擔致シテ居ル所
ノ其程度ヨリモ高カラザル程度ニ於テミナ
ケレバ、決シテ小作ガ自作ニ移ルト云フ觀
念ヲ持タナイカラト云フ所ニ、此根本ガ
イテアルノデアリマス(拍手)都會ニ於テ住
宅組合、低利資金ヲ廻シマシテ、生活ノ安
定ヲ期スルト云フコト、共ニ、農村ニ於テ
自作農ノ維持創設ハ之ニ該當スルモノニア

リマシテ、自分が幾年ノ間カ定メラレタル
年限ノ中ニ於テ、現在ノ小作料ヨリモ高力
ラザル負擔ヲ納メテ居ル中ニハ、時來ツテ自
己ノ所有ニナルト云フ所ニ、自作農ノ運用
ノ妙ガアルノデアリマスカラ、現在小作料
ヲ以テドウ云フ風ニ御考ニナツテ居ルカ、此
御考ヲ根本ニ致シマセヌケレバ、現施設ノ
根本ニ動搖ガ起ルト思フガ爲ニ、之ヲ御尋
致スノデゴザイマス（拍手）更ニ利廻ヲ五分
ニ致シタト云フコトデアリマスルナラバ、
三分五厘ト五分トノ間ニ一分五厘ノ差ガア
リマス、現在ノ施設、之ヲ實行シテ參レバ、
三分五厘ト云フ低利ノ、殆ド只ノ如キモノ
デ自分ノ所有ニ田畠ガ移ルノデアリマス
ガ、此一分五厘高イ五分ト云フモノニ依テ
參ルト云フコトデアリマスナラバ、茲ニド
ウシテモ遺縕算段ヲ致サナケレバナラヌ
ガ、其遺縕算段ガ即チ現施設二十五年ガ三
十五年ニ變ツテ參ッタノデハナイカト考ヘル
ノデゴザイマス、私ハ假ニサウデアッタト
致シマシテモ、此處ニ重ネテ申上ダマスノ
ハ、五分ト定メタル根據如何、即チ此根據
ハ米價ヲ幾何ニ維持セントスルノ農林當局
ノ御考デアルカヲ、此際伺ツテ置キタイト思
ヒマス、本問題ハ衆議院ノ各派ヨリ共同提
案トナリマシテ、既ニ本議場ヲ經テ只今特別
委員會ニ於テ審議中デアリマス、米穀法ノ
委員會ニ於テ、昨日政友會ノ委員諸君ト東
京務次官トノ間ニ質問應答セラレテ居リマ
シタノヲ拜聽致シマシテ、私ハ更ニ東京務
次官へ御尋申上げマシタノハ、現在農政方
面ニ於ケル各施設ニ付テ、政府ハ助成方針
ヲ執ルヤウデアルガ、然ラバ現在ノ米價ニ付
テ、米ノ價ニ付テ、何處ノ所ヘ目標ヲ置イ
テ、其施設ヲシテ居ラレルノデアルカト云
フ御尋ヲ申上ダマシタ時ニ、其事ハ考慮ノ
中ニハ加ヘテ居ナイト云フ意味ノ御答辯ア
リマシタ、是ハ政友會ノ委員諸君モ御聽
論議スル時、要ハ農家經濟ヲ裕カニスルト
云フコトデアリマスガ、此產業助成政策ノ

云フコトガ、農林當局ノ胸中ニナイト云フコトデアツタナラバ、驚入タルコトデアリマス、私ハ大臣ニ改メテ御尋申上ダマス、現在ノ米價ヲドウ云フ所ニ維持セラレルカ、ト云フコトヲ明日ニ致シテ置キマスルコトハ、即チ本施設ガ三十年、三十五年ノ將來ニマデ此五分ニ定メタト云フ、ソヨニ基礎觀念ガ出テ參ルカラデアリマス、私ハ此事ハ蓋シ政友會ノ諸君ト雖モ、現在ノ米價ヲドウ云フコトニ付テハ、御不同意ハアルマイト考ヘテ居ルノデアリマス、次ニ本法ガ實施セラレルトシテ、將來ノ事ニ付テ御尋ヲ申此質問ノ當局ノ答辯ヲ促シ、確メテ置クト云フコトニ付テハ、御不同意ハアルマイト考ヘテ居ルノデアリマス、今申上ダタ通リデアリマスガ、更ニ此事ヲ御尋申上ダルノハ、帝國農會ガ調査致シテ居リマスル所ノ玄米一石當リ生産費、土地ニ付テノ根本ノ私ノ知ラウトスル所ハ、只今申上ダタ通リデアリマスガ、更ニ此事ヲ若干、四分、三分五厘、三分ノ場合若干ト云フコトヲ、特ニ御調査ヲ願ヒマシテ、私ハ戴イテ居ルノデアリマス、此帝國農會調査ノ利廻リノ表ニ依テ考ヘマスルト、只全資本利子五朱ノ場合若干、四分八厘ノ場合若干、四分、三分五厘、三分ノ場合若干ト御説明ニナリマシタ交付公債五朱ノ利廻リデアリマスト、一石當リノ米價生産費ニ少シ何トカシナケレバナラスト云フ御答辯相比シマシテ、農林大臣カ過日本議場ニ於テ米穀靈給特別會計法中改正法律案ノ御御辯ノ中ニ、現在ノ米價ハ安イト思フ、モウガアツタヤウデアリマスガ、其御答辯ニ對シテ私ハ想ヒ起シマスルノハ、此公債五朱ト云フモノト、此米價ト云フモノヲ引較ベマシテ、而シテ此自作農ノ施設ガドウ運用サレ行クカト云フコトヲ考ヘマスル時ニ當テ、當然私ハ此御質問ヲ申上ダケレバナラナイト思フノデアリマス、殊ニ更ニ是モ帝國農會ノ御調査ヲ戴キマシタガ、大正元年一明治四十五年ヨリ昭和三年ニ至ル所ノ田畠賣買價格ニ付テノ御調査ヲ私ハ戴キマシタガ、此調査ニ依リマスレバ、最主田畠賣買價格ノ高騰致シマシタノハ大正正

年ニアリマシテ、九年、十年ヲ經テ、今日
デハ段々田畠ノ賣買價格ハ低下致シテ參^フ
テ居リマス、此場合ニ當^フテ一世帶四千圓、
一戸一町歩當リト云フコトニ御定メナリ
マシタト致シマスルナラバ、此田畠ノ賣買
價格ハ將來如何ナルヤウナ變遷ヲ迪ルモノ
デアルカト云フコドニ付テ、過去ノ事實力
ヲ相當ナ御考ガアルデアラウト思ヒマスカラ
、其推斷ヲ私ハ承^フテ置キタイト思フ、
何故之ヲ承ルカト云フコトニ付キマサテア
ハ、言ア迄モナク率ガ現施設ト將來ノ施設
ト違ヒマスカラ、此率ニ違ヒマニシ當^フテ、
ソコデ田畠ノ價格漸落致スト云フコトデ
アルナラバ、更ニ本施設ニ付テ考ヘナケレ
バナラヌコトガ起^フテ參ルノデアリマス、私
ハ此二分五厘ノ幅ガアマ^ステ、而モ自作農維持
創設ノ此御趣旨ガ現施設ト並ビ行フカ、或
ハ現施設ヲ打切ルカ、ソレデ所期ノ目的ヲ
御達シニナルヨトが出來ルヤ否ヤト云フコ
トヲ私ハ伺^フテ見タインデアリマス、私ハ一
方ニ於^フ三分五厘ト云フ其低利資金ヲ、更ニ五朱ノ
公債ニシテ渡スノデアリマスカラ、ソコニ
ラ一分三厘ノ補給ヲシテ四分八厘デアル、
然ルニ一分三厘ノ補給ヲ止メテ、サウシテ
四分八厘ト云フ其低利資金ヲ、更ニ五朱ノ
公債ニシテ渡スノデアリマスカラ、ソコニ
モ二分ノ開キガアリマスカ、其二分ノ開キハ
政府ガ之ヲ收入ニ見テ居ルノデアリマス、
其收入ハドノ位アルカト申シマスト、四分
八厘ト五朱ノ間ノ僅一幅デアリマスケレド
モ、二分ノ差ハ只今申上ダマシタ三十五年
目ニ當^フテ五千五百三十七万八千二百六十
圓三十九ト云フコトガ、政府當局ガ私ヘノ
御示シニナラタ表ニアリマス、然ラバ此三分
五厘ニ一分三厘ヲ補給シテ、サウシテ現施設
設^フ行フノニ、五分ニシテ二分ノ輔^フ政^フ府^フ、
事^フアリマス、私ハ尙ホ此場合非常ニ大切ナ
ガ取^フテ、サウシテ現施設ヲ竝ビ行ハレルト
云フコトハ、一寸常識上考ヘラレマセヌ
ガ、此點ハ如何ニ御考ニナルカト云フコト
デアリマス、私ハ尙ホ此場合非常ニ大切ナ
事^フアリマスカラ、附加ヘテ御尋シタイト
思ヒマスルノハ、事業經營ノ主體デアリマ
ス、事業經營ノ主體ハ、現施設ハ即チ府縣
町村產業組合、農會等ノ手ヲ經テ、國家ハ

間接ニ此自作農ノ維持助成ヲ致シテ居ルノアリマス、私ハ先刻我國ノ土地制度ノ改革ト、將來土地政策ノ上ニ考ヘテ、本問題ハ極メテ重要ナル事デアルト申上ダマシタノハ、茲ニ觸レテ參ルノデアリマス、即チ特別ノ事情アルモノヲバ、政府ガ認メテ適當ト思ハレル者ニ對シテハ、國家ガ直接ニ此資金ヲ貸付ケルト云フコトノ施設ヲ御執リニナルト云フヤウニ承テ居リマス、非常ナ危険ナ事デハナイカト思フ、道府縣町村其他ノ團體ニ於テ、國家ガ間接ニ之ヲ助成スルト云フコトデアルナラバ宜シウゴザイマスガ、而モ餘リ問題ハ左様ニ憂ヘルコトモナカラウト考ヘマスルケレドモ、國家自ラガ個人ニ之ヲ貸シテ、サウシテ此施設ヲ致スト云フコトニナリマスルナラバ、茲ニ恐レルコトハ、國家ハ小作爭議ニ直面シテ、自ラ其渦中ニ投ズルト云フコトニナリヤウニナイカト思フノデゴザイマス、何故ナラバ新聞ニ現ハレテ居ル所ヲ見マスルト、自作農田畠ノ購入維持者ハ、現ニ小作ニ從事シ維持スル所ノ資格ガナケレバナラヌ、之ニ對シテハ第一抵當權ヲ設定スルモノニアル、他ニ讓渡シ得ザル所ノ契約、資金借入ノ各條件ニ違背シタル場合ノ違約金ノ徵收、並ニ災害ノ場合ニ於ケル所ノ償還ノ減免、而シテ若シ定期アレタル年限ニ於テ、其自作ノ廢シ、若クハ元利償還ヲ怠タル場合ニ當テハ、事業經營ノ主體者ハ、之ニ對シテ先買權ヲ有スル者デアリマス、即チ政府ガ個人ニ自作農維持創設ノ爲ニ貸シマシタル金額ニシテ、之ヲ受入レルコトノ出來ナイ支障ガ起キマシタ場合ニハ、政府ハ自ラ其小作地ヲ、國家ノ所有トシテ處理シナケレバナラヌト云フコトノ問題ガ、今後ニ湧イテ起シテ參ルノデアリマス(拍手)是ハ先買權ヲ認メラレル結果ニ於テ、當然起ル問題デアリマス、私ハ何故此御尋ヲ重ネテ

置キタイト考ヘルカト二云フコトニ付テ申上
ダマスレバ、現行施設ノ成績ガ良好デア
ル、過去數年間ニ創設維持致シタ所ノ其自
作農ノ成績、及最近自作農維持創設ニ付テ
資金ヲ要望スル所ノ金額、或ハ一億五千万
圓ニモ達スルト云フ、斯ウ云フヤウナ多額
ノ要望ガアルガ故ニ、之ヲ選定シテ其良成
績ヲ擧ゲ得ベシト信ズベキ者ニ致シタナラ
バ、決シテ全云フヤウナ憂ハ將來貽サナイ
デアラウド云フコトノ御答辯ニナルカモ分
リマセヌガ、サリナガラ一方ニ只今申上ゲ
タ四億以上ニ達シヤウト云フ所ノ簡易生命
保険ノ積立金ノ運用ノ現制度ヲ認メ、更ニ
此方ノ方ハ此制度ヲ致スト致シマスレバ、
二ツノ途ヲ追テ參ル時ニ、三分五厘ノ方
ハ低利デアリマスカラ申込ガ多イガ、更ニ
四分八厘、五朱ノ方ハ高率デアリマスカラ
申込ガ少イ、申込ガ少イ場合ニ至テ、當局ハ本法制定ノ趣旨ニ於テ、之ヲ失敗ニ
致シテ置ク次第アリマス(拍手)私ハ次ニ
小作問題ニ關スル現政府ノ方策ニ付テ承リ
コトデ、其貸出ヲ濫ニスルト云フヤウナ陷
り易キ弊害ヲ伴フト思フガ故ニ、此御尋ヲ
タイト思ヒマス、試ニ過去ノ事ヲ調べマス
レバ、大正九年十一月小作制度調査委員
會、大正十二年五月小作制度調査會、大正
十三年四月帝國經濟會議、大正十三年十一
月帝國經濟會議農業部 大正十五年五月小
作調査會、即チ現存スルモノニアリマス、
斯ク年月ヲ經マシタ小作問題ノ慎重ナル審
議ニ依リマシテ、小作調停法ハ大正十三年
七月法律第十八號ヲ以テ公布セラレ、自作
農創設維持施設ハ大正十五年度、只今申上
ダタ通リノ實行トナリ、及自作農助成ノ
各减免ニ關スル所ノ施設ハ曩ニ稅務整理ノ
問題ガ論議セラレマシタ時ニ、地價二百圓
以下ノ自作農ニ對シテ免除スルト云フコト
ノ特典ヲ與ヘ、以テ自作農維持創設ニ關シ
之ヲ解決シテ、農村社會問題解決ノ一端ニ
資セントスル所ノ經過ヲ取テ居ルノデア
リマスガ、現内閣ニ至テ只今申上ダマシ
タヤウニ小作調査會、之ニ御諮問ニナリマ

シテ、其答申ヲ得ラレタノデアリマス、然ルニ其答申ノ精神ノ第一ハ、只今申上ダル通リニ、今ヤ空シト云フヤウナ狀態ニ在ルノデアリマス、私ハ現政府及山本農林大臣ガ、果シテ此社會立法ニ誠意ヲ以テ當ル居ラレルヤ否ヤト云フコトヲ伺ヒタイノデスカ、先日本議場ニ於テ一月二十六日、鈴木文治君ヨリ農村問題ニ付テノ御尋ガアリ付テハ、ドウ御考ニナシ居ルノデアリマスカ、先日本議場ニ於テ一月二十六日、鈴木文治君ヨリ農村問題ニ付テノ御尋ガアリマシタ際ニ於テ、小作法及小作調停法ニ付テ説及バレ、政府ノ所見ヲ質サレマシタ、其御話ノ一節ニ、山梨縣ニ於ケル所ノ小作爭議ノ狀態ヲ實際ニ御述ニナリマシテ、小作調停法ノ現行法ヲ改正シテ、其運用ヲ發揮セシムルコトノ必要アルコトヲ力説セラレタヤウデアリマス、私ハ此點ハ全然御同感デアリマス、曩ニ農村ニ於テ小作争議ガ頻發致シマシタ時ニ、小作條件ノ維持改善ニ付テ、各地ニ於テ之ガ論議セラレ、而シテ三年或ハ五年ト云フ期限ヲ以テ、小作争議ハ解決シタルモノガ多々アリマス、其小作争議ノ解决ノ年限ハ、丁度今年カラ明年、此兩三年ニ於テ、其小作條件維持改善ノ期限ガ、續々參ラウト思フノデアリマスカラ、農村ニ於ケル所ノ小作争議ハ、此場合ニ於テ善處シテ置クニ非ズンバ、更ニ一層深刻ナル所ノ問題ヲ招來シハシマイカト考ヘルガ故ニ、此御尋ヲ致スノデゴザイマス、私ハ更ニ此小作調査會ノ答申ノ第二ニ——即チ附帶希望決議ノ第二ニ斯ウ云フ事ガアリマス「政府ハ速ニ小作法ヲ制定實施セラレンコトヲ望ム」ト、此小作調査會ノ答申ノ第二ニ掲ゲテアリマス、即チ昭和二年十二月ノ答申デアリマス、此答申ヲ當局ハ如何ニ御取扱ニナル御考デアルカ、之ヲ承テ置キタイト思フノデゴザイマス、續イテ遞信當局ニ御尋申上ダマス、只今迄申上ダマスルヤウニ、簡易生命保險積立金ノ運用ハ、今後毎年二千万圓、或ハ其餘裕アルニ至ラテハ三千万圓、四千万圓ニ及ブト思ヒマス、申ス迄モナク遞信省ノ簡易生命保

ヲ要スルニ本案ハ田中總理ガ國民ノ前ニ公約シ、又議員ノ質問ニ對シテ屢々聲明シタル唯一ノ社會政策的立法ガ、龍頭蛇尾ニ終タト云フコトヲ頗ル遺憾トスル者デゴザイマス、本法ノ制定ニ當テ當局ガ三年ニ涉テ宣傳セラレタル所ニ依リ、國民ノ期待ハ美化スペクタクル望フ屬シテ居タニ拘ラズ、云フヤウナ施設ニ化セントスルコトヲ遺憾トスルノデゴザイマス、更ニ私ハ特ニ諸君ニ御考慮ヲ煩シタイト思ヒマスコトハ、即チ本法ニ依テ交付債券ヲ得ントスルガ爲ニ、即チ不動産ノ資金化或ハ此機會ニ於テ不耕地ノ地主及不在地主、是等ノ洵ニ心掛ノ善クナイ所ノ地主ガ、本法ノ施行ニ依テ其持テ餘シテ居ル地所ノ賣退ケラスルモノデハナイカト云フコトヲ恐レル者デゴザイマス、若シサウデアリトスルナラバ、全ク是ハ地主擁護ノ爲ニ提案セラレタモノデアッテ、社會政策ノ假面ニ隱レテ以テ本法ノ運用ノ上ニ、地主ヲ擁護シテ參ルト云フコレニ申サレテモ、農林大臣ハ之ニ付テ反駁セラル、コトガ出來ナイト云フヤウナ狀態ニナリハセヌカト考ヘマス、又是ト反対ニ、一面ニ於テハ低廉ナル自作農地ヲ得シガ爲ニ、各小作人ハ地主ニ對シテ團結シテ小作爭議ヲ起シテ、以テ地主ヲ窮地ニ陥ラシメ、以テ低廉ナル地所ヲ收メンガ爲ニ、小作争議ヲ誘發スルト云フコトノ、其誘因ニナラナイカトモ考ヘルノデアリマス、其コトヲ私ハ恐レル者デゴザイマス、要スル何レニ御覽ニナリマスカ、且ツ直接個人ニ貸付ケルト云フコトニナリマスレバ、只今申シマシタ通リ

卷之三

○國務大臣（山本悌二郎君）（續）
御尋ノ點ニ對シテ御答申上ゲル前

○國務大臣（山本悌一郎君）（續）第一二、
御尋ノ點ニ對シテ御答申上ダル前ニ、申上
ダテ置クコトガアリマスルガ、小山君ハ今
日ノ現行簡易生命保険積立金ニ依ル自作農

創設維持ト云フ制度ハ、大正十五年ニ創定セラレタカノ如クノ仰セガアリマシタケレ

トモ、サウデハアリマセヌ、是ハ其前ノ大正十一年原内閣ノ下ニ始メテ其端緒ヲ發シ

テ居ルノテアリマフ(拍手)ソレガテ次ニ第一
ノ御尋ハ、提出ノ理由ガドウシテ斯ウ遲
ノウカト云フ御尋デアリマシクガ、小山吉

モ此問題ガ頗ル國家ニ對シテ重大ナナル問題
デアルト云フコトハ、御同意デアルヤウデ

アリマスルガ、ソレダケニ、重大デアルダ
ケニ各方面ノ實情ヲモ考査シ、財政ノ狀態

ヲモ參酌致シテ決メナケレバナラナイ極メ
テ重大ナル問題デアツテ、其考慮ニ今迄遲

レテ居ツタノデアリマス（拍手）ソレカラ以前ニ農林省案トシテ世間ニ現レタモノハ大

變ニ浩瀚ナ大キナモノガアツタガ、今ハ頗ル小
サナモノニナツタヂヤナイカト云フ御説デ

アリマシタガ、小サナモノテ同一ノ目的ヲ
達スルコトガ出来マスレバ、ソレデ宜イヂ
アマリマセカラ(拍手)當時ノ法案ハ、一

ヤ万レバセヌハ(打手)當時ハ法樂ハ
〔此時發言スル者多シ〕

○國務大臣(山本悌一郎君)(續)　當時ノ法
案ハ農地金庫ナルモノヲ設ケテ、是ヨリ農地

ノデハナイカト考ヘルノテゴザイマス、此
點ニ付キマシテ農林大臣ノ御覽ニナリマス
所ヲ御説明ヲ願ヘマスレバ、私ノ満足トス
ル所デゴザイマス

債券ヲ發行スルト云フ組織デアリマシタガ爲ニ、其農地金庫ノ組織ニ關スル法制ヲ要スルノデ、ソレデ非常ナル澤山ノ箇條ヲ要シタノデアリマス、併ナガラ今回ノ如ク之ヲ特別會計ト致スト云フコトニナレバ、左様ナ煩瑣ナ條項ハ要ラナイノデアリマス、隨テ短カイモノニナツタト云フニ過ギナインデアリマス、而シテ其實質ニ付テハドウカト言ヘバ、金庫ヨリ債券ヲ發行スルモ、乃至ハ特別會計カラ發行スルモ、其實質ハ少シモ違ハナイ、寧口金庫ヨリハ特別會計ガ發行スル債券ノ方ハ信用多クシテ、寧口之ヲ歡迎シナケレバナラナイノデアル、併ナガラ當時一案トシテ殆ド國家ノ公債ニ類スルガ如キ債券ヲ、特別會計カラ發行サセルト云フコトハ、深ク考慮シナケレバナラナイ餘地ガアルカラ、ソレヨリモモウ少シ手輕ナ法人ヲ拘ヘテ、是ヨリ債券ヲ發行セルト云フコトニシタラドウカト云フノデ、ソレガ農林省案ニ現ハレテ居ツタニ過ギナイ、併シソレヨリモモット宜シイ、即チ國家ノ公債ニ等シイ債券ヲ特別會計カラ發行スルト云フコトニナレバ、ソレ程宜シイコトハナインデス（拍手）ソレカラ金額が大キイ小サイト云フコトヲ申サレマシタ、成程農林當局ノミノ立場カラスレバ、總テ此點ノミナラズ總テ方面ニ向シテ、多々益々其多キ欲スルト云フコトハ當然デアリマス、併ナガラ時ノ財政狀態、經濟狀態ト相對照シテ、其歸結ヲ求メナケレバナラナイノデアル、アナタ方ハ始終公債ヲ發行シテハイケナイ、財政ハ緊縮致サナケレバイケナイト申シテ居ラレマシタ、吾々ト雖モ亦始終其點ニ注意シテ總テ行フト云フ點ニ苦心力存シテ居ルノデアリマス（拍手）ソレカラ其次ニ從來ノ簡易保険ハ三分五厘デ貸付ケルコトニ相成シテ居ル——一分三厘ヲ國家カラ補償スルカラ、實際ハ三分五厘ノ利子三ナルノデアルガ、今回ノ分ハ五分ダト云フカラ、其處ニ即チ一分五厘ノ差が生ズルデハナイカト云フ御尋デアリマシタ、如何様其通り、其通リデアリマスルガ、サル代リ三年限ガ御承知ノ通リ簡易保険ノ分ハ二十五

年デ償還済ニ相成ルコトニナツテ居ル、然ルニ今回ノ分ハ期限ヲ延シテ三十五箇年ニシテアリマス、隨テ一箇年ニ支拂フベキ所ノ年賦金ハ、何モ現在ノ分ト少シモ變ラナイ、現在ノ分ヨリ更ニ多く支拂ハセルト云フ農ノ定義如何ト云フヤウナ御話ガアリマシタ、自作農ノ定義ハ、是ハ即チ小山君ノ言ハレタ大正十五年ノ當時カラ、所謂今日ノ簡易生命保険ハ二十五箇年アルト云フコトデ決メタ其當時ノ自作農ト云フ定義ト、今日ハ少シモ違ハナイノデアリマス、即チ自家勞力ヲ標準トシテ、自家勞力ヲ以テ耕作シ得ル面積ヲ持テ耕作シテ居ルノガ自作農アル、ソレハ今回此定義ヲ定メル必要ハナインデアッテ、既ニ今日定メテ居ル、アナタ方ノ當時アリマシタカ、即チ大正十五年カラ決メテ居ルノデアリマス、ソレカラ現在ノ小作料ヲ適當ダト認メルカドウカト云フ御尋ガアリマシタガ、小作料ハ全國ニ亘リマシテ各種ノ事情ヨリ非常ニ異テ居リマス、小作料ガ高イトカ安イトカ云フヤウナコトハ、中と容易ニ其斷定ヲスルコトハ出來ナイモノデアリマスルガ故ニ、自作農ノ維持創設ノ場合ニ於ケル所ノ標準ハ、所謂普通小作料ヲ標準ト致シテ居ルノデアリマシテ、之ヲ以テ年賦金算出ノ基礎ニ備ヘテ居ルノデアリマス、是ハ即チ現在ノ簡易生命保険ニ依ル所ノ維持創設ト何等異所ハ大體ニ於テナインデアリマス、ソレカラ米價ト利率ノ關係ニ付テ御尋ガアリマシタガ、是ハ米價ガ下タナラバ五分ノ利息ヲ拂フコトガ出來ナクナリハセヌカト云フ、御心配デアラウト思ヒマスケレドモ、米價ノ傾向ハ大體ニ於テ將來大ニ下落スルト云フ推測ハ、當局トシテハ致シテ居リマセヌ、即チ統計上カラ申シマシテモ、大正八年ノ暴騰後ヲ受ケテ今日迄ハ、大體ニ於テゾット平衡ヲ保テ居ルノデアリマスル、此後ニ於テ大ニ下落スルト云フ——時ニ依テハ波瀾ハアリマセウ、時ニ依テ波瀾

ハアリマスケレドモ、併ナガラ將來長年ヲ通ジテ低落スベキ運命ニアルモノトハ當局ハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、ソレカラ何故ニ現行制ヲ廢セザルヤト云フヤウナ意味ノ御尋ガアツタヤウデゴザイマスガ、サウデアリマスカ、(「サウダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ)——ソレナラバソレハ申シマセヌ、ソレカラモウ一ツハ、貸付ハ主トシテ個人ニ向シテ貸付ケルト云フコトニ相成シテ居ルヤウデアルガ、ソレハ非常ニ危険ナコトデハナイカト云フヤウナ御尋ガアリマシタガ、ソレハ小山君ノ御考違ヒデアリマス、サウデハナイノデアリマス、即チ府縣、市町村ト云フモノニ貸付ヲスルト云フコトガ原則トナツテ居ル、唯例外ニ於テ個人ニ貸付ケルコトアルト云フコトニナツテ居ルノニ過ギナノノデアリマス、(例外バカリダ)ト呼フ者アリ)ソレカラ其例外ニ於テモ同ジク危険ガアルデヤナイカト云ヘバ、之ニ對シテハ斯様ニ御答スルヨリ外ハナインデアル、大體ニ於テ是ガ國ガ引受ケタカラト云フテモ、此立方デハ危険ガナイト思フ、ソレハ何トナレバ今日迄ノ簡易生命保険ノ此成績ニ徴シマシテモ、年賦ガ滞ダト云フヤウナコトハアリマセヌカラシテ、將來ニ於テモ此危険ハナイト思フ、
ナイト思フガ、併ナガラ假ニ多少ノ危険ガソコニアタトシテモ、是ヲ又補填スル方法ガ有シテ居ルノデアル、故ニ國家ハ多大ノ損失ヲ受ケルト云フコトハナイ積リデアリマス、損失ヲ受ケルト云フコトハナイ積リデアリマスガ、併シモウ一步進ンデ、多少ノ危険ガ國家ニ對シテ生ズルト云フコトハ左様ナ危険シテ居ルノデアルカ、國家ハ左様ナ危険ヲ負擔シテハナラヌガ、府縣ニ向シテ問ハザルヲ得ナイノデアル、然ラバ此危險ヲ負擔シテモ宜シイノデアルカト云フ、貴方ノ御考ヲ問ハザルヲ得ナイノデアル、大體ニ於テ此今日迄ハ、大體ニ於テゾット平衡ヲ保テ居ルノデアリマスル、此後ニ於テ大ニ下落スルト云フ——時ニ依テハ波瀾ハアリマセウ、時ニ依テ波瀾

ハアリマスケレドモ、併ナガラ將來長年ヲ通ジテ低落スベキ運命ニアルモノトハ當局ハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、ソレカラ何故ニ現行制ヲ廢セザルヤト云フヤウナ意味ノ御尋ガアツタヤウデゴザイマスガ、サウデアリマスカ、(「サウダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ)——ソレナラバソレハ申シマセヌ、ソレカラモウ一ツハ、貸付ハ主トシテ個人ニ向シテ貸付ケルト云フコトニ相成シテ居ルヤウデアルガ、ソレハ非常ニ危険ナコトデハナイカト云フモノニ貸付ヲスルト云フコトガ原則トナツテ居ル、唯例外ニ於テ個人ニ貸付ケルコトアルト云フコトニナツテ居ルノニ過ギナノノデアリマス、(例外バカリダ)ト呼フ者アリ)ソレカラ其例外ニ於テモ同ジク危険ガアルデヤナイカト云ヘバ、之ニ對シテハ斯様ニ御答スルヨリ外ハナインデアル、大體ニ於テ是ガ國ガ引受ケタカラト云フテモ、此立方デハ危険ガナイト思フ、ソレハ何トナレバ今日迄ノ簡易生命保険ノ此成績ニ徴シマシテモ、年賦ガ滞ダト云フヤウナコトハアリマセヌカラシテ、將來ニ於テモ此危険ハナイト思フ、
ナイト思フガ、併ナガラ假ニ多少ノ危険ガソコニアタトシテモ、是ヲ又補填スル方法ガ有シテ居ルノデアル、故ニ國家ハ多大ノ損失ヲ受ケルト云フコトハナイ積リデアリマス、損失ヲ受ケルト云フコトハナイ積リデアリマスガ、併シモウ一步進ンデ、多少ノ危険ガ國家ニ對シテ生ズルト云フコトハ左様ナ危険シテ居ルノデアルカ、國家ハ左様ナ危険ヲ負擔シテハナラヌガ、府縣ニ向シテ問ハザルヲ得ナイノデアル、然ラバ此危險ヲ負擔シテモ宜シイノデアルカト云フ、貴方ノ御考ヲ問ハザルヲ得ナイノデアル、大體ニ於テ此今日迄ハ、大體ニ於テゾット平衡ヲ保テ居ルノデアリマスル、此後ニ於テ大ニ下落スルト云フ——時ニ依テハ波瀾ハアリマセウ、時ニ依テ波瀾

コロデハナイ、此積立金ヨリ融通シテ吳レバ多々益、結構ナノデアッテ、是ハ是デ此懸行シテ居ルノデアル、併シ是デハ足ラナラ何故ニ現行制ヲ廢セザルヤト云フヤウナ意味ノ御尋ガアツタヤウデゴザイマスガ、サウデアリマスカ、(「サウダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ)——ソレナラバソレハ申シマセヌ、ソレカラモウ一ツハ、貸付ハ主トシテ個人ニ向シテ貸付ケルト云フコトニ相成シテ居ルヤウデアルガ、ソレハ非常ニ危険ナコトデハナイカト云フヤウナ御尋ガアリマシタガ、ソレハ小山君モ能ク御承知ノ通り、簡易生命保険ノ資金ハ所謂還元主義ニ依ルノデ要トスル其地方ニ向シテ、必シモ此資金ヲ巡回スト云フ譯ニハ參ラヌノデアル、隨テ自作農ノ維持創設ト云フ立場カラ言へバ、今日ノ簡易生命保険ノ還元主義ト云フノハ甚ダ不自由ナノデアル、ソレ故ニ新ニ此制度ヲ立テ、資金ノ増加ヲ圖ルト同時ニ、此不便ヨリ免レントスルノデアリマス、現在ノ此法制ヲ廢シヤウト云フ譯デモ何デモナイノデアッテ、是ハ結構ナノデアルカラ、之ト併セテヤラウト云フノデアル、ソレカラ小作立法ヲ何故急ガスカト云フヤウナ御意見ガアリマシタガ、是ハ過日鈴木文治君ノ御尋ナイト思フ、ソレハ何トナレバ今日迄ノ簡易生命保険ノ此成績ニ徴シマシテモ、年賦ガ滞ダト云フヤウナコトハアリマセヌカラシテ、將來ニ於テモ此危険ハナイト思フ、
ナイト思フガ、併ナガラ假ニ多少ノ危険ガソコニアタトシテモ、是ヲ又補填スル方法ガ有シテ居ルノデアル、故ニ國家ハ多大ノ損失ヲ受ケルト云フコトハナイ積リデアリマス、損失ヲ受ケルト云フコトハナイ積リデアリマスガ、併シモウ一步進ンデ、多少ノ危険ガ國家ニ對シテ生ズルト云フコトハ左様ナ危険シテ居ルノデアルカ、國家ハ左様ナ危険ヲ負擔シテハナラヌガ、府縣ニ向シテ問ハザルヲ得ナイノデアル、然ラバ此危險ヲ負擔シテモ宜シイノデアルカト云フ、貴方ノ御考ヲ問ハザルヲ得ナイノデアル、大體ニ於テ此今日迄ハ、大體ニ於テゾット平衡ヲ保テ居ルノデアリマスル、此後ニ於テ大ニ下落スルト云フ——時ニ依テハ波瀾ハアリマセウ、時ニ依テ波瀾

○政府委員大口喜六君登壇
マスル事ニ付キマシテ小山君ニ御答ヲ申上ダタイト存ジマス、小山君が仰セラレマシタ如ク、此預金部ノ金ハ最モ慎重ニ取扱ヒマシテ、堅實ヲ期セネバナラナイコトハ、其弊ガ生ズルト云フコトヲ恐レラレルナラバ、今日ノ制度ニ於テモ、又新タナル今回ノ制度ニ於テモ同ジコトデアルト思ヒマスガ、私ハ左様ナ極端ナ弊ハ生ゼナイモノトデハナインカト云フヤウナ意味ノ御尋ガアリマシタガ、私ハ左様ニハ考ヘテ居リマセヌ、地主デ土地ヲ賣ラウト云フ者ガアツテ、ソレガ適當ノ値段デ、小作人カラ見レバ、今迄拂テ居タ小作料ノ範圍内デ、三十五箇年間ニ其土地ヲ取得スルコトガ出來ルモノデアルリデアリマスガ、併シモウ一步進ンデ、多自作農ヲ創設スルコトガ出來レバ、非常ニ結構ナコトデハナイカト思フ、何モ之ヲ高ク賣シテ小作人ニ取得セシメヤウト云フノナラバ、賣ラウト云フ地主ニ賣ラシテ、此デナナイ、年々迄拂テ居タ所ノ小作料ノ範圍内ニ於テ、年賦金ヲ三十五箇年ニ

人ガ合同シテ土地ノ價格ヲ下落セシメ、サハシテ土地ヲ取得シヤウト云フヤウナコトハ、是ハ想像スルコトスラ、私ニハシ得ナラズ、小山君モ能ク御承知ノ通り、簡易生命保険ノ資金ハ所謂還元主義ニ依ルノデ要トスル其地方ニ向シテ、必シモ此資金ヲ巡回スト云フ譯ニハ參ラヌノデアル、隨テ自作農ノ維持創設ト云フ立場カラ言へバ、今日ノ簡易生命保険ノ還元主義ト云フノハ甚ダ不自由ナノデアル、ソレ故ニ新ニ此制度ヲ立テ、資金ノ増加ヲ圖ルト同時ニ、此不便ヨリ免レントスルノデアリマス、現在ノ此法制ヲ廢シヤウト云フ譯デモ何デモナイノデアッテ、是ハ結構ナノデアルカラ、之ト併セテヤラウト云フノデアル、ソレカラ小作立法ヲ何故急ガスカト云フヤウナ御意見ガアリマシタガ、是ハ過日鈴木文治君ノ御尋ナイト思フ、ソレハ何トナレバ今日迄ノ簡易生命保険ノ此成績ニ徴シマシテモ、年賦ガ滞ダト云フヤウナコトハアリマセヌカラシテ、將來ニ於テモ此危険ハナイト思フ、
ナイト思フガ、併ナガラ假ニ多少ノ危険ガソコニアタトシテモ、是ヲ又補填スル方法ガ有シテ居ルノデアル、故ニ國家ハ多大ノ損失ヲ受ケルト云フコトハナイ積リデアリマス、損失ヲ受ケルト云フコトハナイ積リデアリマスガ、併シモウ一步進ンデ、多少ノ危険ガ國家ニ對シテ生ズルト云フコトハ左様ナ危険シテ居ルノデアルカ、國家ハ左様ナ危険ヲ負擔シテハナラヌガ、府縣ニ向シテ問ハザルヲ得ナイノデアル、然ラバ此危險ヲ負擔シテモ宜シイノデアルカト云フ、貴方ノ御考ヲ問ハザルヲ得ナイノデアル、大體ニ於テ此今日迄ハ、大體ニ於テゾット平衡ヲ保テ居ルノデアリマスル、此後ニ於テ大ニ下落スルト云フ——時ニ依テハ波瀾ハアリマセウ、時ニ依テ波瀾

コロデハナイ、此積立金ヨリ融通シテ吳レバ多々益、結構ナノデアッテ、是ハ是デ此懸行シテ居ルノデアル、併シ是デハ足ラナラ何故ニ現行制ヲ廢セザルヤト云フヤウナ意味ノ御尋ガアツタヤウデゴザイマスガ、サウデアリマスカ、(「サウダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ)——ソレナラバソレハ申シマセヌ、ソレカラモウ一ツハ、貸付ハ主トシテ個人ニ向シテ貸付ケルト云フコトニ相成シテ居ルヤウデアルガ、ソレハ非常ニ危険ナコトデハナイカト云フヤウナ御尋ガアリマシタガ、ソレハ小山君モ能ク御承知ノ通り、簡易生命保険ノ資金ハ所謂還元主義ニ依ルノデ要トスル其地方ニ向シテ、必シモ此資金ヲ巡回スト云フ譯ニハ參ラヌノデアル、隨テ自作農ノ維持創設ト云フ立場カラ言へバ、今日ノ簡易生命保険ノ還元主義ト云フノハ甚ダ不自由ナノデアル、ソレ故ニ新ニ此制度ヲ立テ、資金ノ増加ヲ圖ルト同時ニ、此不便ヨリ免レントスルノデアリマス、現在ノ此法制ヲ廢シヤウト云フ譯デモ何デモナイノデアッテ、是ハ結構ナノデアルカラ、之ト併セテヤラウト云フノデアル、ソレカラ小作立法ヲ何故急ガスカト云フヤウナ御意見ガアリマシタガ、是ハ過日鈴木文治君ノ御尋ナイト思フ、ソレハ何トナレバ今日迄ノ簡易生命保険ノ此成績ニ徴シマシテモ、年賦ガ滞ダト云フヤウナコトハアリマセヌカラシテ、將來ニ於テモ此危険ハナイト思フ、
ナイト思フガ、併ナガラ假ニ多少ノ危険ガソコニアタトシテモ、是ヲ又補填スル方法ガ有シテ居ルノデアル、故ニ國家ハ多大ノ損失ヲ受ケルト云フコトハナイ積リデアリマス、損失ヲ受ケルト云フコトハナイ積リデアリマスガ、併シモウ一步進ンデ、多少ノ危険ガ國家ニ對シテ生ズルト云フコトハ左様ナ危険シテ居ルノデアルカ、國家ハ左様ナ危険ヲ負擔シテハナラヌガ、府縣ニ向シテ問ハザルヲ得ナイノデアル、然ラバ此危險ヲ負擔シテモ宜シイノデアルカト云フ、貴方ノ御考ヲ問ハザルヲ得ナイノデアル、大體ニ於テ此今日迄ハ、大體ニ於テゾット平衡ヲ保テ居ルノデアリマスル、此後ニ於テ大ニ下落スルト云フ——時ニ依テハ波瀾ハアリマセウ、時ニ依テ波瀾

要ナモノデアリマスルガ故ニ……

〔此時發言スル者多シ〕

○議長(元田肇君) 静ニ……

○政府委員(大口喜六君)(續) 此案ヲ提案

スルニ當リマシテ、會長ヨリ此委員諸君ノ了解ヲ得ベク、一應案ノ趣旨内容ダケハ申述テアル次第アリマス、是ダケヲ御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス、又大臣ヨリ公債ハ二億ニ止メルト云フコドヲ申シテ居ルガ、是ト矛盾ハシナイカト云フ御尋デアリマスカ、是ハ小山君ガ申サル、如ク、此案ニ屬シマスル債券ハ所謂交付公債デアリマスカラ、大臣ガ申シマシタニ億ノ範圍ニハ屬セナイモノデアリマス、併ナガラ此債券ハ萬ノ爲ニ用意シテアル債券デアリマスル故ニ、幸ニ預金部ノ運用ガ目的通りニ參リマスレバ、此債券ハ發行シマセズトモ、豫期ノ目的ハ達シ得ルモノナリト吾々ハ信ジテ居ルモノデアリマス、御答致シマス(拍手)

〔政府委員廣岡宇一郎君〕 小山君ノ只今ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、政府ハ現在施行シテ居ル簡易生命保険ノ積立金ヲ將來自農維持創定ノ爲ニ、現在ノ如ク持続シテ之ヲ運用スルカト云フ御尋デアッタト思ヒ

マス、元來簡易保険ノ積立金ハ、簡易保險加入者ノ階級ニ屬スル人ノ經濟状態ノ向上ヲ圖ルガ爲ニ、維持創定ニ貸付ケテ居ルノデアリマスカラ、將來ト雖モ此方針ヲ變ヘルコトハアリマセヌ、唯此積立金ハ私ガ申ス迄モナク、之ヲ運用スルニ付テハ保険加入者ノ分布狀態ト、其資金還元ノ二大原則ニ準據テ致サナケレバナラヌノデアリマスカラ、此方針ニ依テ將來共之ヲ持續致シテ行ク考デアリマス、ソレカラ農林省ト合議ヲシテ定メテ居ルガ、本法案ニ關係シテ將來之ヲ持續スルカト云フ御尋デゴザイマスガ、此種立金ノ運用ニ付キマシテハ、從來農林省ト合議ヲシタコトハアリマセヌ、總テ運用ノ申込ヲ受ケルノモ、運用致スノモ、遞信省デヤツテ居リマス、運用委員會ノ議決ヲ經テヤツテ居リマス、唯農事ニ關スル主管省デアリマスルカラ、農林省ニ何等力

ノ希望ガアルカト云フヤウナコトヲ参考ノ

爲ニ間クコトハアリマスケレドモ、合議ハ致シテ居リマセヌ、隨テ先刻小山君ガ御話

年ニ八千八百圓、何十箇年ニ何十億圓ト

云フヤウナ一定ノ計畫ガアルヤウニ御話デ

アリマスガ、ソレハ農林省ノ計畫デアリマ

シテ、遞信省ニハ關係ガアリマセヌ、故ニ

只今御述ニナッタ通り、昭和三年ニハ千五六百万圓ト云フコトデアリマシタケレドモ、

農林省デ決メマシタノハ約千二百萬圓デア

リマス、左様御承知ヲ願シテ置キマス、第三ニハ、郵便貯金利下ノ事柄デアリマス、近

時市中銀行ガ金利ノ引下ヲ致シマシタニ付

拂フベキモノトス様ニ信ジテ居リマス、併

ナガラ郵便貯金ノ金利ノ引下ハ其影響スル

所ハ頗ル重大デ、其關係モ亦廣汎デアリマ

ス、故ニ政府ハ折角現在ノ狀態ニ於テ慎重

ニ考慮研究ヲ致シテ居リマシテ、何等決定

シタ所ハアリマセヌ、隨テ御尋ノ次第ニ對

シテハ、是レ以上御答スルコトハ、現時ノ

狀態ニ於テ出來マセヌカラ、左様御承知ヲ

願シテ置キマス(拍手)

〔小山松壽君登壇〕

○小山松壽君 只今山本農林大臣ノ御答辯ニ當リマシテ、自作農ノ維持創設ノ施設ハ原内閣ノ時カラ定メテ實行致シタモノノデア

ルト云フヤウナ御話ガゴザイマシタ、是ハ私カラ改メテ御説明ヲ申上ダルマデモナク

本施設ハソレヨリモ前カラ遞信省ノ保険積立金デ致シテ居タコトハ、是ハ御説明ヲ要

サヌト思ヒマス、唯私ノ申上ダタノハ、國家ガ一分三厘ヲ補給シテ、三分五厘ノ負擔

ヲ以テ自作農ノ維持創設ヲスルト云フコト

アリマシテ、規則ノ發布ニナッテ居ルコト

ノ、此施設ヲシタノハ五十一年議會、加藤、

若槻内閣ノ時デアルト云フコトヲ私ハ申上

ゲタノデアル、是ハ何方デモ宜シイコトデ

アリマシテ、規則ノ發布ニナッテ居ルコト

デアリマスカラ、此處デ御説明ヲ申上グル

ヲ要シマセヌ、次ニ三分五厘ト五分ノ差異

ノコトニ付テ大臣ヨリ御説明ガゴザイマシタガ、私ハ是ハ了解ガ參リマセヌ、何故ナ

ラバ、三分五厘ト五分ノ間ニ一分五厘ノ差違ガアル三分五厘ハ二十五年デアリ、五年ハ三十五年デアル、年限ガ長イカラ毎年々々負擔シテ償還シテ行ク所ノ其負擔關係ハ、決シテ現施設——只今ヤツテ居ルモ

ノト其間ニ甲乙差違ガナイ、斯ウ云フ御話デ

アリマスガ、ソレハ農林省ノ計畫デアリマ

シテ、遞信省ニハ關係ガアリマセヌ、故ニ

只今御述ニナッタ通り、昭和三年ニハ千五六

百万圓ト云フコトデアリマシタケレドモ、

農林省デ決メマシタノハ約千二百萬圓デア

リマス、左様御承知ヲ願シテ置キマス、第三ニハ、郵便貯金利下ノ事柄デアリマス、近

時市中銀行ガ金利ノ引下ヲ致シマシタニ付

拂フベキモノトス様ニ信ジテ居リマス、併

ナガラ郵便貯金ノ金利ノ引下ハ其影響スル

所ハ頗ル重大デ、其關係モ亦廣汎デアリマ

ス、故ニ政府ハ折角現在ノ狀態ニ於テ慎重

ニ考慮研究ヲ致シテ居リマシテ、何等決定

シタ所ハアリマセヌ、隨テ御尋ノ次第ニ對

シテハ、是レ以上御答スルコトハ、現時ノ

狀態ニ於テ出來マセヌカラ、左様御承知ヲ

願シテ置キマス(拍手)

〔小山松壽君登壇〕

○小山松壽君 只今山本農林大臣ノ御答辯ニ當リマシテ、自作農ノ維持創設ノ施設ハ原内閣ノ時カラ定メテ實行致シタモノノデアリマスカラ

更ニ國庫ノ負擔ヲシテ、サウシテ此施設ヲ

成ベク現制度ニ近イモノニシ、或ハ其資金ヲ擴張シテ參ルト云フコトデアリマスナラ

リマス(拍手)若シ此問題ニ付テ理解ヲ有セ

ラレ、熱誠ヲ有セラレルナラバ、現施設ニ

云ノニハ二十五年先デアリ、マダ十年向

ニナラナライ(拍手) 斯ウ云フコトデアルカ

ラ、一日モ早ク小作ヨリ自作ニ移シテ、自分ノモノトシテ村ノ者ニモ幅ヲ利カセヤウト

同様ナモノヲ納メナケレバ自分ノ所ノモノノ

ノナラナライ(拍手) 斯ウ云フコトデアルカ

ノハ高率デアリマスカラ、モウ十年間年貢

ノモノトシテ村ノ者ニモ幅ヲ利カセヤウト

云ノニハ二十五年先デアリ、マダ十年向

フニ負擔シテ參ラケレバナラスト云フコトハ、思想感情ニ於テ差違ガアリハシナ

イカト考ヘルノデアル、ソレモ些トモ差支ナイト云フ御答デアレバ、ソレハ別デアリマス(拍手)若シ此問題ニ付テ理解ヲ有セラレ、熱誠ヲ有セラレルナラバ、現施設ニ云ノニハ二十五年先デアリ、マダ十年向ニナラナライ(拍手) 斯ウ云フコトデアルカ

コトハ、思想感情ニ於テ差違ガアリハシナ

イカト考ヘルノデアル、ソレモ些トモ差

支ナイト云フ御答デアレバ、ソレハ別デア

リマス(拍手)若シ此問題ニ付テ理解ヲ有セ

ラレ、熱誠ヲ有セラレルナラバ、現施設ニ

云ノニハ二十五年先デアリ、マダ十年向

ニナラナライ(拍手) 斯ウ云フコトデアルカ

ノハ高率デアリマスカラ、モウ十年間年貢

ノモノトシテ村ノ者ニモ幅ヲ利カセヤウト

云ノニハ二十五年先デアリ、マダ十年向

ニナラナライ(拍手) 斯ウ云フコトデアルカ

ノハ高率デアリマ

モノハ安イモノヲ望ムヤウニナリハシナイカ、此施設ガ二ツニ行ハレルト云フ所ニ私ハ心配ガアリマシタカラ、其一例トシテ申上ダタノデアリマス、尙ホ大藏當局ガ只今御答辯ニナリマシタカ、預金部委員會ノ了解ヲ得タルヤ否ヤ御尋申上ダテ置キマシタガ、是ハ御答モナカツヤウデアリマス、預金部ニハ御詰ニナリマシタカ、ナリマセヌカ、之ヲ私ハ伺テ置ク、何故カト言ヘバ、先例ガアリマス、下岡元政務總監ガ朝鮮產米計畫ヲ立テマシタ時分ニ、資金運用ニ付テ當時ノ濱口大藏大臣ハ、慎重ニ此問題ヲ御取扱ニナリマシタ先例ヲ以テ、私ハ御尋申上ダテアリマス（拍手）遞信當局ニ重ネテ御尋申上ダマスカ、只今ノ御答辯ニ依リマスト、簡易生命保険積立金運用ニ付テハ、農林當局ト何等合議ヲシナイ、又施設モ自分ノ思フヤウニシテ參ルノデアル、斯ウ云フ御詰デアリマシタガ、是ハ篤ド、モウ少シ御調査御研究ノ上デ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス、私ハ左様ニハ感ジマセヌ、ソレカラ運用資金ノコトニ付テ、今小山君ハ何年三千三百萬圓、何年二千五百萬圓、千八百萬圓、二千万圓ト申シタガ、サウ云フヤウナコトハ遞信當局ハ認メナイト云フ御詰デゴザイマス、勿論斯様十問題ニ付テハ、私ハ敢テ茲ニ言葉ヲ多ク用ヒマセヌガ、昨年十二月十八日ト記憶致シマスガ、簡易生命保険運用委員會ニ於テ一ツノ問題ガ起リマシタ、ドウ云フ問題ガ起タカ、當時山本農林大臣ハ自作農維持創設ニ付テ、昭和四年度ノ豫算ニ提出シタイト云フコトニ付テ御努力ニナシテ居リマシタ時分ニ、他ノ閣僚ト意見ノ一致ヲ見ズ、遂ニ田中總理大臣ガ自分ニ委セロト云フノデ一任セラレテ居リマシタ當時、此資金ハ簡易生命保険積立金ヲ以テ運用スルモノデアルト云フコトニ付テ、當局ノ御詰ノヤウニ新聞ガ傳ヘタト云フコトニ原因致シマシテ、當時ノ預金部委員會ニ於テハ、其委員デアリマス所ノ兩三名ノ人カラ——殊ニ簡易生命保險ヲ大隈内閣當時制定致シマシタ其時ノ立法者ノ一人デ、深ク此問題ノ將來ヲ憂ヘラレ

テ居リマス所ノ藤澤、松本兩博士ハ、其預金部委員會ニ於テ此資金ノ運用ニ付テ、山本農林大臣ガ預金部ノ了解モ得ズシテ、自儘ニ其資金ノ運用ヲ彼此スルコトハ怪シカレヌコトデアルト云フノデ、甚シク久遠遞信大臣ニ向テ其責任ト所信ヲ質シ、遂ニ久原遞信大臣ハ此預金部ノ運用ノコトニ付キマシテハ、何等自分ニ一言ノ相談モアリマセヌシ、若シ將來相談ガアリマシテモ、預金部ノ運用ハ致シマセヌト、其時言責ヲ取ラレタ例ガアリマスカラ、只今ノ御答辯ハ其時ノ關係等ニヨリシテ、將來ヲ考慮セラレテノ御答ト考ヘマスガ、既ニ憲政會内閣當時ニ主張致シマシタ二十五箇年ノコトニ付キマシテハ、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ要スルノ件トシテ、帝國議會ノ協賛ヲ經テ居ルノデアリマスカラ、今之ヲ覆ヘサレルト云フコトニナリマスト、非常ニ付キマシテハ、豫算外國庫ノ負擔トナルベシ是ハ御答ニナラナクテモ、私ノ意見ダケハ申上ダテ置キマス、若シ此場合ニ御答シテ差支ガアルナラバ、是ハ御答ハ要シマセヌ

〔國務大臣山本悌二郎君登壇〕

○國務大臣（山本悌二郎君） 目下ノ簡易生命保険積立金ニ依ル自作農ノ維持創設制度ト、今提案シテアリマスル方法トノ間ノ金利ノ差ニ付キマシテ、重ネテノ御尋ガアッタヤウデアリマスガ、ソレハ政府が現在ノ所ニ大體ニ於テ此資金ヲ又戻シテヤルト云フ、此原則ノ下ニ簡易生命保険ノ資金ヲ運用サレテ居リマス、夫故ニ自作農維持創設ト云フ立場カラ致シマスレバ、是ハ最モ緊要ナルモノデ、最モ其方面ニ多額ノ融通ヲシカレバナラヌ場合ニ、必シモソコニ融通スルコトガ出來ナイ場合ガ生ズル、府縣ノ場合ニ於テモ同ジデアル、府縣ヲ通ジテヤル場合ニ、若クハ市町村ヲ通ジテヤル場合ニ、其市町村若クハ府縣ノ財政ノ狀態ニ依テハ是ダケノ起債ヲスルコトガ出來ナイ、即チ自作農維持創設ニ要スルダケノ金額ヲ自己ノ負擔ニ於テ、自己ガ起債シテ實行スルト云フコトハ、困る場合ガ生ゼヌト言ハレテ居ル、其規模デスマ、三十五箇年ノ間ニ一億五千万圓ト云フ資金ヲ出サナケダ小サイデヤナイカト云フコトヲ小山君ガ補給シテ行クト云フコトニ相成リマシテ、ナラバ、國家ノ負擔ト云フモノハ是ハ非常ナモノニナルノデアリマスカラ——殊ニ財政ノ緊縮ヲ高唱サレテ居ル所ノ其小山君

ガ、此以上尙少補給ヲスルノカ宜シイデヤナカト云フ御議論ヲスルノハ、私ハ寧ロテ居リマス、ソレガ出來ナイ、若クハ此問題ニ對スル所ノ質疑——尙ホ私ノ懷イテ居ル所ノ徹底ヲ期スル場合ガナケレバナラヌト考ヘマシテ、委員會ニ付議サレタ場合ニ讓リマス

○議長（元田肇君） 大口政府委員
〔政府委員大口喜六君登壇〕

○政府委員（大口喜六君） 再應ノ御質問デアリマシタガ、私ハ實ハ先刻明瞭ニ御答シタ積リデアタノデアリマス、小山君ノ御問ニナリマス運用委員會ノ了解ヲ得タト云フコトハ、ドウ云フコトデアリマセウカ、若シ私が此處デ此演壇ニ於キマシテ此了解ヲ得タリト言ハウトシマスレバ、ドウシテモ是ハ委員會ヲ正式ニ開キマシテ、サウシテ其運用委員會ニ於テ斯クノコトヲヤラシテ私ノ此處デ此演壇ニ於キマシテ此了解ヲ得タリト言ハウトシマスレバ、ドウシテモコトハ、ドウ云フコトデアリマセウカ、若シ我等ノ大體ニ於テ此資金ヲ又戻シテヤルト云フ、此原則ノ下ニ簡易生命保険ノ資金ヲ運用サレテ居リマス、夫故ニ自作農維持創設ト云フ立場カラ致シマスレバ、是ハ最モ緊要ナルモノデ、最モ其方面ニ多額ノ融通ヲシカレバナラヌ場合ニ、必シモソコニ融通スルコトガ出來ナイ場合ガ生ズル、府縣ノ場合ニ於テモ同ジデアル、府縣ヲ通ジテヤル場合ニ、若クハ市町村ヲ通ジテヤル場合ニ、其市町村若クハ府縣ノ財政ノ狀態ニ依テハ是ダケノ起債ヲスルコトガ出來ナ

○小山松壽君 只今農林大臣及大藏當局ヨリノ御答辯ニ依リマシテ、私ハ此問題ニ對スル所ノ質疑——尙ホ私ノ懷イテ居ル所ノ疑問ヲ了解スルニ至リマセヌ、サリナガラ本問題ハ頗爾細目ニ亘ツテ質問應答ヲシテ、徹底ヲ期スル場合ガナケレバナラヌト考ヘマシテ、委員會ニ付議サレタ場合ニ讓リマス

○議長（元田肇君） 田中万逸君
〔田中万逸君登壇〕

○田中万逸君 本案ニ對シマシテ同僚小山君

簡単ニ農村問題ヲ中心ト致シマシテ二三質問ヲ致シタイト存ズル次第アリマス、本案ハ現内閣ノ所謂積極政策ノ最モ重要ナルツデアリマスル、隨テ過グル總選舉並ニ各方面ノ選舉ニ方リマシテ、選舉演説ノ最モモノデアリマシテ、彼ノ兩稅委讓案ト共ニ政友會ノ二枚看板トサヘ稱ヘラレタ所ノ案デアリマスル、隨テ過グル總選舉並ニ各重要ナル一大項目ト致シテ、多數ノ投票ヲ贏チ得ラレタル所ノ法案デアリ、一方ニ於キマシテハ、一昨年來山本農林大臣、三土大藏大臣、此兩大臣ガ三年越シノ確執ノ主因ト致シマシテ、内閣不統一ノ醜態ヲ暴露ム所ノ案デアリマス、内閣ト致シ併シ政友會ト致シテハ有ユル選舉ト云フ選舉ニ於ケル演説ノ一大題曰トシテ、醇朴ナル所ノ農民ノ投票ヲ贏チ得タル所ノ其責任上、本案ノ實現ニ努力スベキコトハ、政治道徳上當然ナルコトアルト断言スルニ躊躇致サナイノデアリマス（拍手）然ルニ命期三分ノ二ヲ經過致シタ今日ニ當ルテ、漸ク其ル程ノ重要ナル所ノ法案ガ、會期ノ三分ノ二ヲ過シタ頃ニ、漸ク閣議ノ決定ヲ見ルト云フガ如キコトハ、眞ニ不誠實不誠意且又不用意極マル所ノコトデアフテ、此哀レナル程ノ重要ナルコトアルト断言スルニ躊躇致サレタナラバ、曩ニ世上ニ問ハレタ所ノ此農地法案ヲ提出スルモノデアルトサヘ壯語測リ知ルコトガ出來ルノデアリマス、論ヨリ證據デアリマスル、試ニ其成案ヲ一覽致ハ農村救濟ノ國策ヲ樹立スル爲ニ、此自作農地法案ヲ提出スルモノデアルトサヘ壯語セラレタコトヲ私ハ記憶致シテ居リマスル、然ルニ拘ラズ今回提出サレマシタル本

トガ出来ナイデハアリマセヌカ、要スルニ
本案ハ羊頭ヲ掲ゲテ狗肉ヲ售ルモノデアル
テ、山本農林大臣ノ面目ノ爲、兎ニモ角ニ
モ三年越シノ爭論ノ片ヲ付ケタ間ニ合セ
案ニ過ギナイト云フコトハ、一目瞭然ノ事
實デアリマス、而モ此骨抜案ヲバ會期切迫
致シタ今日俄ニ提出セラレチ、果シテ貴
衆兩院ヲ通過スル成算アリヤ否ヤ、先づ此
點ヲ御伺致サナケレバナラヌノデアル、斯
ク私が質問ヲ致シマスルト、當局大臣ハ勿
論其成算アリト月並的ナ御答辯ガアラウト
思ヒマスルガ、月並的ナ御答辯ニアツテモ宣
シイ、山本農林大臣ノ職責上、其責任上且
ツ政治道徳上、將來ノ爲ニ此點ヲ確然ト私
ハ承^シテ置キタイト思フノデアル(拍手)而
シテ更ニ御伺致シテ置カナケレバナラヌ事
ハ、農林當局ニ於テハ自作農創設ノ決意ヲ
致サレルヤ、一昨年來ヨリ引續イテ今日ニ
至ルマデ、案其モノ、内容ガ頗ル杜撰デアッ
タニモ拘ラズ、其目的ノ美ナルコトヲ奇貨
ト致シテ、之ヲ選舉ニ利用シテ遂ニ種々ノ
紛争ヲ醸サレタ結果トシテ、漸ク今日ニ至ツ
テ此骨抜案ヲ提出サレタコトハ、吾々ヨリ
見テ政治道徳上許スベカラザル大罪惡ニア
ルト確信ヲ致シテ居リマスルガ(拍手)山本
農林大臣ハ率直ニ此點ニ對シテ所見ヲ承リ
タインデアリマス、次ニ御伺致シタイコ
トハ、山本農林大臣ガ本案提出ノ際ニ述べ
ラレタ如ク——即チ本案提出ノ趣旨ニ述べ
ラレタ如ク、本案ハ小作爭議ノ對策デアル
ト、斯様ニ言ハレマシタ、即チ農林大臣ガ
多年御主張ヲナサンテ居ラレル其御主張ニ
依リマスレバ、自作農ノ創設ニ依テ小作爭
議ヲ解決シテ、而シテ農村問題ニ對シテ根
本のノ政策ヲ確立スル爲ニ、本案ヲ提出サ
レタノデアルト、斯様ニ申シテ居ラレマス、
然ルニ今回提出ノ此法案ハ、前刻モ申上ダ
マシタ通り洵ニ規模ノ狹小ナ妥協本位ノ鷄
のノモノデアルテ、而モ當局ノ責任者デアル
所ノ農林大臣ヲ度外視シテ、漸ク勝田文相
ノ考案ニ成^シタト云フ、山本農林大臣ヨリ見
タナラバ、自作農ナクシテ寧口他作農デ

ルノデアリマス（拍手） 卽チ最初ノ案ト現
在ノ案トヲ對比シテ見マスレバ、三十五箇
年ト云フ長星霜タケハ同ジデアリマスルケ
レドモ、其資金ニ於キマシテハ、前三提出
サレタモノハ年額八千万圓デアッタニモ拘
ラズ、僅ニ三千万圓ヲ限度トスルト云フ、
其半バニモ達セザル所ノ僅少ナル所ノモノ
デアリマス、而シテ創定セラルベキ所ノ自
作農ノ段別ト云フモノハ、最初ノ六十三万
町歩ニ較ベテ、是亦其半バニモ達セザル所
ノ僅ニ二十六萬町歩ト云フ僅少ナモノデア
リマス、即チ小作農地總面積デアル所ノ二
百七十八万餘町歩ニ比べマシタナラバ、僅
ニ十分ノ一デアル、其一割ニ足ラザルト云
フガ如キ、所謂九牛ノ一毛ニ比スベキモノ
デアリマスルガ、斯ノ如キ貧弱ナル施設ニ
依テ、如何ニ農村ニ於ケル所ノ階級闘争ヲ
調和致シ、其根本問題ニ對シテ解決ヲ下シ
得ルヤ否ヤ、蓋シ百年河清ヲ待ツト同一デ
アルト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、殊
ニ小山君モ質問セラレタ如ク、從來ノ簡易保
險積立金ノ運用ニ依ル自作農ノ創設ハ、農
家ノ負擔スル所ノ利息ハ三分五厘デアルニ
モ拘ラズ、本案ハ更ニ一分五厘高イ所ノ、實
ニ五分ノ利息ヲ負擔シナケレバナラヌコト
ニナシテ居リマス、就テハ從來ノ三分五厘ノ
利子ヲ負擔致シマシタ場合ニ於テ、此場合
ニ於テコソ、十數倍ノ希望申請者ガアリマ
シタケレドモ、五分利負擔ノ其上ニ、地代
ト致シテ四分ノノ現實出資ヲシナケレバ
ナリマセヌ關係上、從前通り其申請者ハ十
數倍ヲ超ユル如キ多數ヲ出サナイト云フコ
トハ、言フ迄モナキ話デアリマス

ハズ、自作農ト云ハズ、將又小作農ト云ハズ、總テ行詰リノ狀態デアッテ、農村困憊ノ窮極ニ達シテ居ルト云フコトハ、天下公知ノ事實デアリマス、而モ農作ハ必シモ農村ニ取シテ福音ナナイノデアリマス、農作ニ伴フ所ノ必然ノ結果ト致シテ襲ヒ來ル所ノ米價ノ低落ハ、深刻ニ御五農民ノ生活ヲ脅威致シテ居ルデハアリマセカ、吾々ハ平素農村ノ振興ヲ力説セラル、現内閣トシテ、此場合其半素ノ御主張ノ如ク、疲弊困憊ノ窮極ニ達シテ居リマス所ノ農村ヲ救濟スペク、其根本政策ノ確立ヲ期スルト云フコトガ、當然ノ事デアルト考ヘテ居ルノアル、然ニ此貧弱極マル所ノ自作農外一二ノ不徹底ナル所ノ提案ヲ爲シタルノミニテ、事足レリトセラレルノハ、向後現内閣ハ農村振興ヲ口ニスルノ資格ナキモノト斷定セラレテモ、蓋シ返ス言葉ハナカラウト思フノデアリマス(拍手)山本農林大臣ハ、農村疲弊ノ結果ト致シテ年々八千町歩乃至一万町歩ノ自作農ノ減少シテ行ク所ノ事實ヲバ、ヨモヤ御存知デナイ苦ハナカラウトト思フノデアリマス、又現在ノ小作農ノ思想的傾向ト云フモノハ、耕地ヲ購入致シテ耕作權ノ確立ヲ期シ、斯クシテ他人ノ土地ヲ耕スコトヲ以テ得意ト致シテ居ル所ノ傾向ヲ、是亦御存知ナイ苦ハナカラウト思フノデアリマス、果シテ然ラバ自作農ノ一本槍デハ、到底農村問題ノ根本解決ヲ爲ス能ハ耕スコトヲ以テ得意ト致シテ居ル所ノ傾向ニ逆行セル所ノ地主擁護ノ政策デアルト云フ誹ハ免レナイノデアリマス、現内閣ハ何ザルノミナラズ、一面ヨリ見テ本案ハ時代ガ故ニ農村振興ノ根本政策ヲ掲ゲテ、所謂產業立國ノ實ヲ明ニ致サントセラレナカタカ、或ハ又此貧弱ナル自作農外一二ノ提案ヲ以テ、農村振興ノ根本策トセラレテ居ルノデアルカ、此點ヲ明瞭ニ御答ヲ願ヒタイガ故ニ農村振興ノ根本政策ヲ掲ゲテ、所謂自作農ト小作立法トハ互ニ兩立セナケレバ、ナラスト考ヘマスル關係上、重ネテ此點ヲ

御伺致シマスガ故ニ、詳細ナル御答ヲ御願致シテ置キマス、山本農林大臣ハ本案ノ實施ニ依テ小作爭議ノ對策タラシメント云フコトヲ提案ノ趣旨ニ於テ御述ニナリマシタ、併シ吾々ヨリ見タナラバ、斯ル貧弱ナル所ノ自作農ノ創設維持案ヲ以テ、農村ニ於ケル重大ナル社會問題デアル所ノ小作爭議ヲ解決スルガ如キハ、到底出來得ナイコトデアッテ、恰モ竿竹ヲ以テ天上ノ星ヲ叩キ落サントスルノト同様デアルト私ハ思ハザルヲ得ナイノデアリマス、即チ假ニ本案ガ支障ナク實行セラレタト致シマシテモ、三十五箇年ノ間ニ僅ニ二十六万二千五百町歩ノ自作農カ出來上ルノミデアッテ、之ヲ七百二十八万町歩ノ小作農地ノ總段別ニ比較ヲ致シテ見マスルト、僅ニ一割足ラズデアリマス、而シテ他方ニ於テハ先刻モ述ベマシタガ如ク、農村隻退ノ結果ト致シテ年々八千町歩乃至一万町歩ノ自作農カ減少致シテ参リマスルガ故ニ、此點カラ見タナラバ、三十五箇年後ニ於テハ蓋シ「プラス・マイナス」デアッテ、一方ニ於テハ自作農ヲ助成致シマシテモ、一方ニ於テ時代ノ力ニ依テ自作農ガ減退致シテ参リマスガ故ニ、絶エズ二百七八十万町歩ノ小作農地カ殘存致シテ居ルト云フコトニナリマス、即チ耕地ノ總面積ニ對スル所ノ五割五分内外ノ小作地ガ、依然トシテ小作争議ノ對象トシテ農村ニ残存サレルト云フ勘定ニナルノデアリマス、故ニ自作農ノ創定維持ヲ行フト同時ニ、此小作争議ニ對スル根本政策ヲ確立スルコトハ、當然過ギル程當然ナリト申サナケレバナリマセヌ、小作争議ノ内面的事實ト致シマシテハ、地主ト小作人トガ共ニ困リマスルノミナラズ、小作争議必然ノ結果ト致シテ農耕地ノ荒廢ト、農產物ノ產額減少トコトデアルト考へマス、然ルニ政府ハ之ヲ致シテ小作業者ノ權利義務ヲ明確ニ致シ、争議終高閣ニ東ネテ顧ミントハセズ、自作農ノミニト提出致シマシタコトハ、農村政策ト致シ

テハ全ク前後ヲ誤マタレタル所ノ處置デナッテ、世上ニ於テ本案ハ地主偏重ノ策ニアルト云フ所ノ批評ニ對シテ、吾々ハ強チ無理デナイ批評デアルト感ゼザルヲ得ナイノデアリマス、殊ニ最近ニ於ケル小作爭議ノ狀勢ヲ通覽致シマスルニ、一層吾々ハ左様ノ感ヲ懷カザルヲ得ナイノデアリマス、コ數年前ノ小作争議ハ諸君モ御存知ノ如ク、小作者側ノ闘争ノ力ニ依テ絶エズ地主側ヲ壓伏シテ居ツタト云フコトハ事實デアリマス、然ルニ最近ニ趨勢ハ全ク主客顛倒ノ形態相成^テ居リマシテ、小作者側ノ勢力ヨリモ地主側ノ勢力ノ方が反撥的ニ強クナシタト云フコトハ、動カスペカラザル事實デアリマス、此事實ヲ最モ能ク證據立テルモノハ、土地返還ノ訴訟事件ガ小作争議ノ發生數ニ比ベマシテ著シク増加シテ居ルコトハ、生キタル證據デアリマス、現ニ昨年ノ秋ヨリ本年ニ掛ケテ、小作争議ハ例年ニ較ベテ減少ハシテ參リマシタガ、此減少ノ原因ハ我帝室及國家ノ慶典デアル御大典ノ關係、又ハ豊作ノ影響等、其原因ハ種々アリマスガ、其中ニ於テ小作者側ノ勢力ノ衰へタコトハ、見遁スペカラザル一大事實デアリマス、即チ昨年ノ春開カレマシタ所ノ第五回小作官會議ニ於キマシテモ、小作者側ノ勢力ガ衰ヘテ、地主側ノ勢力ガ反撥的ニ増大シテ來タコトヲ明ニ確認サレタ事實ト云フモノハ、諸君ノ記憶ニ新ナル所デアラウト思ヒマス、吾々ハ農村振興ノ爲、此憐レナル所ノ小作業者、僅ナ賠償金ヲ與ヘラレテ永久ニ耕地カラ驅逐サレテ居ル所ノ小作業者ニ對シテ、黨派觀念ヲ離レテ眞剣ニ其對策ヲ講ジナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、然ルニ小作業者ノ勢力ガ減退シタコトヲ奇貨トシテ、是等同情スペキ多數農民ノ権利ヲ擁護スベキ小作法ヲ提出シナカツタコトハ、農村振興ヲ口ニスル所ノ現内閣ノ一大失策デアルト私ハ斷ゼザルヲ得ナイノデアル、殊ニ山本農相ハ先般小作調査會ニ於テモ、農地金庫案ノ審議ヲ求メラレタ其際ニ、農地金庫案ヲ議會ニ提出スルト同時ニ、小作法ヲ提案スベシトノ言明ヲ

國務大臣山本悌二郎君登壇

○國務大臣(山本悌一郎君) 田中君ノ御尋
ニ對シテ御答ヲ致シマス、第一ハ御意見デ
省案トシテ世間ニ見エタモノハ八千万圓ノ
金ヲ以テヤルト云フモノニアツタガ、今回ノ
分ハ金額ハ僅ニ三千萬圓ニナツテ、而モ全然
骨抜キニナツト云フヤウナ御説デアリマ
スガ、少シモ骨抜キニハナツテ居リマセヌ、
田中君ハ前ノ所謂農林省案ナルモノモ、今
日提案サレテ居ル此政府案モ、恐ラクハ深
ク御研究ニナツテ居ラナイ結果、斯様ナ御意
見ガ出ルノダラウト思フ、以前農林省案トシ
テ世間ニ傳ヘラタモノモ、金額ハ八千
万圓デアリマスガ、債券即チ農地金庫ヨリ
發行スル債券ヲ以テ、八千万圓宛三十五箇
年ノ間資金ヲ供給スルト云フ案ニナツテ居ラ
タノデアル、今回ノ分ハ同ジク三十五箇年
間、金額ハ三千万圓、而シテ預金部ノ資金
ヲ主體トシテ、若シ預金部ノ金ガ足リナカッ
タ時ニハ、此特別會計ヨリ發行スル債券ヲ
以テ之ヲ補充シテ、兎ニ角三千万圓宛ハ動
カナイ金額トシテ、之ヲ三十五箇年實行シ
タ時ニハ、此特別會計ヨリ發行スル債券ヲ
テ金額ガ違フダケデアツテ、而シテ一方ニ於
テハ公債デ、一方ニ於テハ特別會計カラ資
金三千万圓ヲ調達スルト云フコトデアツテ、
一方ニ於テハ金庫ニ於テ調達スル金八千万
ノ財政狀態、之ニ鑑ミテ金額ハ三千万圓ヲ

適當ナリト認メテ之ヲ提案致シテ居リマス、併ナガラ是ガ財政關係カラ若シ此以上ニ金額ヲ増加スルコトガ出来マスレバ結構デアリマス、田中君ナドハ成ベクス様ナモノハ多ク世間ニ出サナイヤウナ方ガ宜イト云フヤウナ、不斷カラノ民政黨諸君ノ御主張デアリマスガ、此三千万圓ニナット云フコトハ、寧ロ其御主張ニ合致シタモノデハナイカト思フノデアリマス、是ガ小サイカライケナイ、其主義ニ於テハ贊成デアルガ、金額ガ少クシテ是デハ仕方ガナイダラウト云フナラバ、アナタ方ノ方デ五千万圓ナリ一億圓ナリニ修正シテ下サルナラバ、其時ニ考慮スルコトニ致シマス、ソレカラ斯様ナ規模デハ小作争議ノ解決ニハ何モナラヌデハナイカト云フヤウナ御意見デアッタヤウデアリマスケレドモ、私ハ此規模デモ相當小作争議ノ解決ニ資スルコトハ出来得ルト思フノデアリマス、年々七千五百町歩、之ヲ從前ノ分ト合セテ一万町歩宛自作農ヲ設定シテ、即チ今日ノ小作農ヲ自作農ニ直スト云フコトガ出來ルト云フコトデアッタナラバ、是ガ小作争議ノ解決ニ少シモ資スル所ナシト云フコトハ誰カ言ヘルコトデアリマセウカ、ソレカラ今回ノ制度ハ現行法ニ較ベテ利息ガ高イカラ、隨テ、一旦小作農ヲ自作農ニ直シテモ、再ビ小作三墮落シテシマウデアラウト云フヤウナ御尋ガアリマシタガ、是ハ即チ田中君ガマダ能ク御研究ニナッテ居ラナイ結果デアル、小作人ガ年々負擔スル年賦金ト云フモノハ、從來拂^ツテ居ル小作料ノ範圍ニ止メテアルト云フコトハ、現行法モ亦今回提案シタル法制モ同ジコトデアル、但シ現行法ニ於テハ補給ガアリマスカラ、年限ガ早ク濟ムト云フノデアル、處ガ此提案ニハ補給ガナライカラ年限ガ長クナルト云フダケデアリマシテ、小作人ノ年々拂フ年賦金ニハ大差ガナインデアリマスカラ、隨^ツテ是ガ爲ニ再ビ自作農ニ墮落スルト云フ憂ハ決シテナイノデアリマス、又自作ガ年々減少スル場合ニ於テ、斯様ナ法制ハ尙更役ニ立タヌデハナイカ、斯様ナ御意見ノヤウデアリマシタケレ

ドモ、自作農ガ漸次減少シテ來タト云フ現象ハ大正十一年迄ニアリマシテ、其後ハ多少ヅ、自作農並ニ自作小作ヲ兼業スル者ノ數カ增加致シテ居リマス、是ハ管ニシイカラ統計ヲ擧ゲテハ此處デ申シマセヌカ、委員會等ニ於テハ數字ヲ示シテ之ヲ御説明申上ゲルコトガ出來レト思フノデアル、ソレカラスウ云フヤウナ自作農ノ維持創設ト云所集ニ則テ、占司也三種幾ニゾ、

現ヲ期スルト云フコトガ、是ガ政治家ノ政道徳ナリト信ズルノデアリマス、其規模ノ大小ノ如キハ其時ノ周囲ノ状況、經濟ノ状況、財政ノ状況ト照シテ適當ノ所ニ之ヲ定メナケレバナラヌ、ソレガ自分ノ思フ通りニナラヌカラト言フテ、打遣テシマウト云フナラバ、ソレコソ政治家ノ政治道德ハ其處ニ破壊サレルノデアリマス

甚^{ヨリ}呈シテ居リマス現時ニ於キマシテ、果シテ貴方ノ仰シャヤル通りニナリマシタナラバ、私ハ農村ノ爲ニ取テハ幸デアルトハ思ヒマスケレドモ、貴方自ラノ人格ニ對シテ斯様ナコトヲ言ハレルト云フコトハ、深ク惜マザルヲ得ナイノデアリマス、政治道徳ニ對シテ、私共ト貴方ノ見解ノ異ニナシタト云フコトハ、貴方ノ御議論デアリマスカラ、之ニ對シテ反駁、攻撃ニ及ブ、可

御尋申上ダタイノデアリマス、即チ本法案ヲ御提出ニナリマシタ趣旨ハ、一般的ニ且ツ概括的ニ昨今ノ農村ノ疲弊ヲ救濟シヤウトル、所謂農村振興策ニ出デタノデアルカ、抑、又小作爭議ノ頻發ノ情勢ニ鑑ミテ、是ガ對應策トシテ、小作人ノ地位ノ救濟、其引上ト云フコトヲ目的トセラレタモノデアルカト云フコトヲ御伺致シタインデアリマス、勿論是、両皆日開闢ノテ居レ事デ、

○田中万逸君　只今山本農林大臣ヨリ私ノ質問ニ對シテ御答辯ガアリマシタガ、其御答辯ノ中ニ於キマシテ、私ガ本案ト並ニ農地金庫法案ト、此兩案ニ對シテ研究ヲ致シ

リマス

若沙小作人地位引上其窮狀于敝濟沙

ヲモ抛ツテシマヘト云フ結論ニナルノデア
リマス、田中君ナドノ如キハ恐ラク其處迄
ノ御考デハアルマイト思フ、サウスレバ決
シテ今日ノ現行法ト違ハナイ、唯補給ガ有
レカ黒イカト云フダケノ達ヒデアレ、此是

シタト言ハレタノデアリマスガ、寧口私ヨリシテ見タナラバ、山本農林大臣へ自己ノ主張通リ政策トシテ爲スコトガ出來ナイデ、遠ニ内閣ノ大紛擾ヲ招イタ結果、勝田文相ノ攻撃ニ表テ斯ク本業ガ出来クノデ

〔鈴木文治君登壇〕

リマスルナラバ、本法案ニ依テ果シテ能ク
其目的ヲ貫徹シ得ルヤ否ヤ、私ハ頗ル疑ニ
堪ヘナイ者デアリマス、ト申シマスル理由
ハ、長ニシイ説明ハ省略ト致スノデアリマ
ンガ、此段ム、本議場ニ於ケ一説質疑ア

案シタル處ノ自作維持創設案ト云フモノヲ
非難スル道理ハ、其處カラハ生レテ來ナイ
ダラウト思ヒマス、若シ現在ノ此提案シタ
ル所ノ本案ヲ何處迄モ地主擁護デアルカラ
斯様ナモノハイケナイト云フコトハ、言葉
ヲ換ヘテ言ヘバ、現行制度即チアナタ方ノ
時代ニ於テ、若観内閣ノ時代ニ於テ基礎ヲ
定メラレタリト云フ此簡易保險ノ此制度
ヲ、アナタ方自身トシテ呪フヤウナモノデ

アツ、寧口山本農林大臣ノ方ガ案ノ研究ヲセラレザルモノト謂ハザルヲ得ナインデアリマス、更ニ又前ノ案ト本案トハ骨組ニ於テ何等相違ハナイ、斯様ナコトヲ言ハレタト共ニ、小山君ニ對シテハ小ハ大ヲ兼ルト云フガ如キ御答辯ヲ爲サシタノデアリマス（笑聲起ル）骨組ニ於テ相違ノナイモノガ、以前ニ於テハ八千万圓ノ主張ヲ致サレタモノガ、今回ノ成案ニ於テハ僅ニ三千万圓トノガ、又日生業也、役割ニ合テナシモ、

ノ審議ニ當リマシテハ、固ヨリ慎重ニ當ラ
ナケレバナラナイノデアリマシテ、私モ亦
本法案ノ御提出並ニ其説明ヲ承リマシテ、
御尋ヲ致シタイト思ヒマスコトハ頗ル其
數ガ多イノデアリマス、併ナガラ既ニ私以
前ニ質疑セラレタル所ノ御兩君ノ御質疑、
並ニソレニ對スル政府當局ノ御答辯等ヲ伺
ヒマシテ、大分私ノ御尋致シタイト思ヒマ
スコトノ質疑應答ハ終ヘタヤウナ感ジガ致

致シマスル際ニモ、此點ハ申上ダタノデア
リマスルガ、私ハ本法案ヲ御提出ニナルニ
付キマシテハ、其前提ノ條件トシテ、先行
條件トシテ、若クハ本法案ト同時ニ小作立
法ニ關スル御提案ガナケレバナラナイ善デ
ハナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、私共
ノ見ル所ニ依リマスルナラバ、政府ハ如何
ニ御考ニナルカ分リマセスガ、今日小作争
議ガ頻發ヲ致ス、小作爭議ガ激增ヲ致シテ
參アムコト、即、理由、二ノアレト思フ

ル、小作法ヲ何故速ニ制定シナイカト云フ
コトニ付テハ、是ハ重ネテ申シマセヌ、鈴
木文治君ノ御尋ノ時ニ會テ詳シク御説明申
上ゲテ置キマシタカラ、之ヲ繰返スコトハ

六十三万町歩ト二十六万町歩ト非常ナ相違
ガアツテ、相違ガアルダケ農林大臣ノ面目ト云
云フモノガ潰サレテ居ルト云フコトヲ御存
知ナインデアリマス、殊ニ年々一万町歩以

アリマスカラ、唯斯ノ如キ本會議ノ議場ニ於テ質疑應答ヲ試ミルト云フコトヨリモ、寧口微細ナ質問ニ付テハ、詳細ニ至ラヌテ委員會ニ於テ御尋スル方ガ其當ヲ得テ居ル。

ノデアル、一ツハ即チ小作料ガ依然トシテ
尙ホ不當ニ高率デアルト云フコトデアル、
私ハ敢テサウ申上ゲルノデアリマスルガ、
詳シ引例ハ省略致シマスルケレドモ、是

マス、即チ政友會ハ之ヲ以テ天下ニ宣傳シテ、其責任ヲ果ス上カラシテ已ムヲ得ズ斯様ナモノヲ提出致シタ、而モ小サクナッテシマツタケレドモ、已ムヲ得ズ之ヲ提出致シタ、是ハ政治道德ニ反シタモノデアルト、斯様ナ御結論ニナラレタヤウデアリマスカ、私ノ政治道德ト解シテ居ルノハ、田中君ノ政治道德トハ餘程違テ居ル、苟モ天下ニ宣言シ、公約シタル問題デアルナラバ、其實

ヲ解決スルト言ハレタ、此御答辯ト云フモ
ノハ、洵ニ農村ノ實情ニ御通ジナイ所ノ御
議論デアルト申サナケレバナラヌノデアリ
マス、先刻モ申上ゲマシタ如ク、自作農地
ガ貴方ノ御計畫ノ如ク完全ニ達成セラレテ
モ、僅ニ二十六万町歩デアリマシチ、自作
農地總反別ノ十分ノ一足ラズデアリマス、
而モ小作爭議ト云フコトハ、經濟上ノ關係
ヨリシテ、思想上ノ關係ヨリシテ、年々激

テ簡単ニ、前質疑者ノ質疑セラレマシタコト、成ベク重複ヲ避ケマシテ、唯三點ダケニ付テ其要旨ヲ申述ベテ、御答辯ヲ御願致シタイト思フノデアリマス、私ノ御尋致シマスル第一點ハ、本法案ヲ御提出ニナリマスル本來ノ趣旨ニ付テ御伺致シタインデアリマス、是ハ先刻農林大臣自ラ一應ノ御説明ガアリマシタケレドモ、尙ホ私ノ満足シ得ナイ點ガアルノデアリマスカラ、重ネテ

果、日本全國ノ小作料ニ付テハ、尙ホ二割乃至三割位引下ゲ得ベキ餘地ガアルト云フコトヲ明ニ致シテ居ルノデアリマス、又はハ吾々自身始終當面シテ居ル所ノ事柄ニアルノデアリマシテ、此小作料ガ尙ホ依然トシテ不當ニ高率デアルト云フコト、今一ツハ耕作權ト云フモノガ十分ニ確立セラレテ居ナイ、即チ小作料ノ高率デアルト云フコトハ、耕作權ガ十分ニ確立ヲシテ居ラナイ

コトヽ、此二ツノ事ガ所謂小作争議類發ノ
恐ラクハ最大ニシテ絶對ノ原因デアルト考
ヘザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)是ガ故
ニドウシテモ茲ニ小作立法ヲ急ガナケレバ
ナラナイノデアル、小作立法ヲ完成スルコ
トニ依テ、地主對小作ノ關係ヲ公正ニ處理
シ、耕作條件ヲ調整シ之ヲ公正ニスルト云
フコトヘ、小作爭議對策ノ根本的條件ニア
ルト私ハ確信スルノデアリマス、此問題ヲ
先づ解決致シマスルナラバ、或ハ本法案ノ
如キヲ御出シニナル所ノ理由モ、或ハ
薄ラグカモ知レナイ、或ハ三千万云々ノ問
題モ起ラズニ濟ンダカトモ思フノデア
ル、併シ此根本ノ問題ニ付テハ、過日
モ農林大臣ノ御答辯ニ依リマスレバ、目下
ヲ御持チニナシテ、立法ノ形ニセラレル御
積リデアルカト云フコトニ付テハ、御伺ス
ルコトガ出來ナカタノデアリマスガ、私ハ
何時頃此小作立法ノ問題ニ付テ纏々御考
是ガ即チ根本ノ問題デアルト思フノデアリ
マス、私ハ少クトモ此小作立法ノ問題ガ先
ニ出テ、或ハ少クトモ一緒ニ出ナケレバチ
ラナイモノト思フノデアリマシテ、此小作
立法ノ問題ト、只今ノ所謂此自作農創設ノ
問題ト、相乖離スルモノデハアリマセヌ、
講ズルコトハ出來ナイモノダト信ズルノデ
寧口相進ンデ行クベキモノダト思フノデア
リマスマス、政府ハ小作爭議ノ問題ニ對シテ、
リマシテ、サウスルノデナケレバ、私ハ小
作爭議ノ對策ト云フモノハ當ヲ得タル途ヲ
講ズルコトハ出來ナイモノダト信ズルノデ
アリマスマス、政府ハ小作爭議ノ問題ニ對シテ、
シマスナラバ、小作爭議ノ解決ノ如キハ、前
述益、困難ヲ來スモノト考ヘザルヲ得ナイ
ト思フノデアリマス、此點ニ對スル政府ノ
御所見ヲ御伺致シタイノデアリマス、ソレ
シマスナラバ、小作立法主義ト云フモノヲ、自作農創定
主義ト云フモノヨリモ輕シト云フ御考ヲ御
持ニナシテ居ルノデアルカ、果シテ然リト致
カラ第二點ハ、是ハ先刻來段々質疑應答ガ
繰返サレテ居ルコトデゴザイマスケレドモ
ト思フノデアリマス、此點ニ對スル政府ノ
御所見ヲ御伺致シタイノデアリマス、ソレ
シマスナラバ、小作立法主義ト云フモノヲ、自作農創定
アリマスルガ、本法案ヲ解釋致シテ見マス

ルト、是ハ國家及小作人ノ負擔ニ依テ、結局ニ於テ地主ヲ保護スル結果ニナリハスマ
イカト云フ疑ヲ、依然トシテ私ハ懷カザルヲ得ナイノデアリマス、何故カト申シマス
ルト、耕地ノ價格ト云フモノハ御承知ノ通
リ近年段々下シテ參ッテ居リマス、大正八年
ノ頃迄ハ騰貴ノ一方デアリマシタガ、大正
八年頃ヨリ以後ハ段々下シテ參ルノデアリ
マス、然ルニ茲ニ政府ガ毎年三千万圓ト云
フ巨額ノ費用ヲ出しシマシテ、自作農ノ維持
創定ニ當ラウト云フコトニナリマスルナラ
バ、所謂耕地ノ下シテ來ル傾向ト云フモノハ
止マルノデアリマス、止マリマスルノミナ
ラズ、寧口將來ニ於テハ、耕地ノ價格ハ上
行クノデハナイカト思フノデアル、是ハ
私共ノ素人流ノ考デアルカモ知レマセヌケ
レドモ、經濟ノ原則デナカラウカト考ヘル
ノデアリマス、サウ致シマスナラバ、將來
ハ段々價格ガ下シテ來ルニ隨ラテ、小作料ト
云フモノカ漸減ノ傾向ガアリ、段々小作料
ガ下シテ參リマシテ、小作人ノ負擔ガ減テ
行クニ拘ラズ、茲ニ政府ガ年々三千万圓ノ
金ヲ支出セラレテ、前後三十五箇年ニ亘ラテ
御支出ニナルノデアルト致シマスナラバ、
私ハ結局ニ於テ小作人ガ將來ニ於テ得ベキ
所ノ耕地ノ低下ニ依テ、小作人ハ不當ノ損
害ヲ受ケルモノデハナイカト私ハ思フノデ
アリマス、此點ニ付テ疑ヲ質スノデアリマ
ス、間違ガナケレバ結構ナノデアリマス、
隨テ先刻來モ屢質問應答セラレタノデア
リマスガ、斯ウナラテ參リマスト、結局所謂
地主ノ土地賣逃ダ云々ノ問題ニ迄及バザル
ヲ得ナイコトニナルノデアリマス、今日御
承知ノ通り、小作爭議ノ刺戟ノ然ラシムル
所デアルカドウカ知レマセヌケレドモ、地
主ハ所謂土地ヲ持餘シテ居ル者ガ多クナッ
テ來タウト云フノデハナク、土地ヲ所有シ
テ居ルコトヲ一種ノ收益ノ客體トシテ考ヘ
的ノ觀念、歴史的ノ觀念カラ土地ヲ所有シ
テ居ラウト云フノデハナク、土地ヲ所有シ
テ云フコトハ、明瞭ナル事實デアラウト私ハ

信ズルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ傾向
ガアルノデアリマスカラ、斯ノ如キ傾向ガア
ル際ニ、即チ三千万圓カラノ金ヲ年々出シ
テ、所謂自作農ヲ創定スルコトニナリマス
ナラバ、結局所謂小作人ノ將來耕地ノ低下
ニ依テ得ベキ利益ヲ奪フコトニナリハシナ
イカト云フコトヲ思ハザルヲ得ナイノデア
リマス、是レ即チ此法案ト云フモノニ付テ
政府ハ其點ヲ御考デアルカドウカ知レマセ
ヌケレドモ、結局ニ於テ地主ノ土地賣逃ゲ
ト云フモノヲ保護スル結果ニナリハシナイ
カト云フ疑ヲ持クザルヲ得ナイノデアリマ
ス、第三三ハ、本法案ニ依リマシテ、小作人
ノ負擔ト云フモノガ却テ益、殖工テ參リマ
シテ、小作人ヲ窮地ニ陥レル結果ニナリハ
シナイカト云フコトヲ憂フルノデアリマス
本法案ニ依リマス所ノ年賦償還金ノ割出
方法ハ、何ヲ標準トシテ御決メニナッタノカ
知レマセヌケレドモ、世間傳フル所ニ依リ
マスナラバ、現行法ノ大體ノ小作料、是ハ
先刻農林大臣ノ御答辯ノ中ニモアッタヤウ
デアリマスガ、現行ノ小作料ト云フモノヲ
標準トシテ土地ヲ所有スルコトニナッタナ
ラバ、小作人ガ地租其他ノ公課及地方ノ諸
費用ト云フモノヲ負擔シテモ、現在ノ小作
料ト云フモノヲ納メテ行クナラバ、結局三
十五年ノ後ニ確實ニ土地ノ所有權ヲ獲得ス
ルコトガ出來ルヤウニスルノダト云フ御説
明ノヤウニ伺ツタノデアリマスガ、然ラバ是
ハ先刻ノ話ト關聯スルヤウニナルノデアリ
マスガ、而モ今日ニ於テハ低落ノ傾向ニ
向テ居ル、小作料モ低落ノ傾向ニ向テ居
ル、又學者ノ說ヲ聽キマシテモ、小作料ニ
於テハ尙ホ遞減ノ餘地ガアルヤウニ聞イテ
居ルノデアリマス、然ルニ本法案ニ依リマ
ス、三十五年ノ將來ニ至ル所ノ小作料ノ
利益ト云フモノガ、全然本法案ニ依テ犠
牲ニ供セラレル結果ニナリハシナイカト思
フノデアリマス、斯ウ云フ風ニナル上ニ、

小作人ト云フモノハ從來ハ小作人トシテ田
モ畠モ持タナイモノデアリマスカラ、所謂
水呑百姓ト云フ立場カラ致シマシテ、所謂
色モノ費用、交際費ト云フモノモ掛ラズニ濟
シデ居タモノガ、土地ヲ所有致シミスレバ
土地ノ所有者トシテノ立場カラ、色モノ負
擔ヲシナケレバナラヌコトニナル、只今迄
ノ小作料デモ之ヲ納メルコトガ困難デアリ
マスガ故ニ、小作爭議ト云フモノガ頻發致
シマシテ、國家社會全體ノ大問題トナッテ居
ルコトハ申上ダル迄モナインデアル、而モ
此上ニ尙ホ小作人ノ負擔ガ——金額ハ大シ
タモノデハナイカモ知レマセヌガ、小作人
階級ノ負擔トシテハ可ナリ重イ負担ガ將來
土地ヲ所有スル爲ニ植エテ參リマスナラ
バ、今日スラ窮状ニ陥テ居ル小作人ト云フ
モノハ、將來益窮地ニ陥リハシナイカト云
フコトヲ思ハザルヲ得ナインデアリマス、
斯ウ致シマス上ニ、又所謂定期ニ於テ年賦
償還金ヲ支拂フコトガ出來ナイ、色モノサ
ウ云フ風ニ故障ガ起リマシタ場合ニ於テバ、
或ハ土地ヲ取上ダラレルトカ、外ニ賣渡サ
レルト云フヤウナコトニナシテ參リマスト、
折角小作人ガ土地ヲ欲シイ爲ニ色モノ算段
ヲ致シマシテ、本法案ニ依テ土地ヲ求メヤ
ウト致シマシテモ、確實ニ土地ノ所有權ヲ
獲得スルコトガ出來ナイヤウニナリマスナ
ラバ、從來地主對小作人ノ間ニ起リツ、ア
ル所ノ階級的反感、憎惡ト云フモノガ、転テ
は是ガ國家ニ轉嫁サレル結果ニナリハシナ
イカト云フコトヲ虞レルノデアリマス、斯
ウ云フ風ニナリマスナラバ、是ハ農村ノ實
ニ農民ノ心理ヲシテ惡化セシメントスル傾
向ガアル、斯ウ云フ實狀ニ在ルノデアリマ
スカラ、若シ將來杞憂デアルナラベ結構デ
アリマスケレドモ、サウ云フ風ニナリマシ
タナラバ、國家ノ爲ニ非常ニ由々數大事デ
アルト信ズルノデアリマスガ、此點ニ對シ
テ政府ハ如何ナル御考ヲ持テ居ルノデア
リマスカ、御伺致シタイノデアリマス、以

スルガ、然ラバ如何ナル方法ニ依テ此自作農ヲ保護シテ行カウト云フノデアリマスカ、農業ハ皆様モ御承知ノ通り、他ノ商業ヤ工業トハ達ヒテ、家ノ中デ作業スルコトノ出来ナイ仕事デアリマス、廣イ野原ニ於テ作業シナケレバナラナイモノニアリマスカラ、或ハ蟲ノ害、或ハ雹ノ害、或ハ霜ノ害、或ハ雪ノ害等、色々ノ害、即チ氣象上ノ不慮ノ災害ニ依テ非常ナル禍ヲ被ムルモノデアル、又是バカリデナク勤イテ居ル所ノ其主人公ガ病氣ニ罹リ、或ハ入營ヲスルト、斯様ナコトニ依テ農業ヲ爲スコトガ出來ナイト云フヤウナ場合ガ澤山ニ生ズルノデアリマス、此場合ニ於テ折角捨ヘマシタ所ノ自作農ガ其生活ヲ維持シテ居ルコトガ出來ナイ爲ニ、再ビ小作農トナリ、或ハ農業勞働者トナリ、更ニ零落致シマスレバ流浪勞働者トナラナケレバナラナイノデアリマスルガ、折角多クノ小作農ヲ捨ヘマシテモ、之ヲ保護シ之ヲ維持スル所ノ方法ガ講ゼラレナケレバ、佛造テ魂ガ入ラナイト云フ結果ニナルノデハナイカ。

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 静肅ニ願ヒマス
○栗原彦三郎君(續) 是レ私ガ政府ニ問ハントスル所ノ第三點デアリマス、モウ一點政府ニ御伺シナケレバナラナイコトハ、彼ノ足尾銅山ニ於ケル鑽毒ノ爲ニ、其損害ヲ被リツ、アリ、或ハ又近キ將來ニ於テ非常ナル禍ヲ被ムラケレバナラナイ所ノ利根川、渡良瀬川沿岸ニ於ケル柄木、群馬、埼玉、茨城、千葉、東京、一府五縣十五郡ニ於ケル七八万町歩ニ涉ルアノ土地ニ對シテモ、政府ハ自作農ヲ捨ヘヤウトスルカ否カト云(此時發言スル者多シ)
○副議長(清瀬一郎君) 静肅ニ願ヒマス
○栗原彦三郎君(續) 諸君、足尾銅山ニ於ケル鑽毒ノ状態ガ如何ナル状態ニアルカト云フコトヲ簡単ニ申上ダマシテ、諸君ノ御参考ニ供シマセウ(参考トハ何ダ)ト呼フ者アヨ)今足尾銅山ニ於ケル所ノ鑽毒ノ狀

態ハ、煙毒ト鑽毒トノ二ニ因シテ非常ナル災ヲ受ケテ居ルノデアリマスカラ(ソレガ質問カ)ト呼ヒ此時發言スル者多シ)諸君静ニ聽き給へ——足尾銅山ニ於ケル所ノ鑽毒ノ現状ヲ申上ダマスルナラバ……
○栗原彦三郎君(續) 足尾ニ於テ毎日其鑽業ニ依テ非常ニ猛烈ナル毒ガ少クトモ一日ニ七八百坪若クハ千坪内外宛、非常ニ猛烈ト云フヤウナ場合ガ澤山ニ生ズルノデアリマス、此場合ニ於テ折角捨ヘマシタ所ノ自作農ガ其生活ヲ維持シテ居ルコトガ出來ナル毒泥、或ハ毒砂礫ガ出ルノデアリマステ、是ガ明治三十年七月二十五日時ノ鑽山監督局長南挺三カラ鑽業主吉河市兵衛ニ對シテ指令ヲ發シタ所ノ豫防命令ニ依テ……(此時發言スルモノ多シ)鑽毒——堆積場ニ溜テ居リマスル所ノ毒ノ數量ハ、其當時ニ於テ三百五十万立方坪ニ達シテ居ルノデアリマス、其毒ガドノ位猛烈ナ毒デアルカト言ヘバ、明治三十年ニ堆積シテアッタ所ノ毒ハ、既ニ二十年三十年ノ間、雨ニ曝サレタリ風ニ曝サレテ居ルニ拘ラズ、今日ノ……(此時發言スル者多シ)非常ニ猛烈ナル所ノ毒デアリマス、此毒ガ足尾銅山ノ中段デアル所ノ即チ渡良瀬川ノ水源地デアル所ニ、少クトモ三百五十万立方坪以上ノモノが積重テアルノデアルガ、是ガ一潮流レ出シテ來マスレバ、柄木、群馬、埼玉、茨城、千葉、東京、一府五縣十五郡ハ悉ク毒砂漠トナシテシマウノデアリマス、如何ニ政府ガ努力致シマシテ自作農ヲ創設致シマシテモ、其方面ニ創設致シマスコトハ此雨雪、山津浪或ハ大洪水等ニ依テ二年、三年、五年、十年ノ後ニ當然受ケナケレバナラヌ、此非常ナル被害ヲ受ケマシタナラバ、何モナラナクナツテシマウデハアリマセスカ、政府ハ其目前ニ非常ナル被害ヲ見シ、アル所ニ、會テ發シタル鑽毒被害地トシテ豫定サレル其方面ニ對シテ、自作農ヲ創設スル御考ガアルカドウカト云フコトヲ御聞致シタスノデアリマス、以上私ノ質問シタ四點ニ付キマシテ、十分ナル御答辯ヲ下サルヤウ御願致シマス

〔國務大臣山本悌二郎君登壇〕
○國務大臣(山本悌二郎君) 只今ノ御尋ニ
○副議長(清瀬一郎君) 以上ヲ以テ質疑ヲ終了致シマシタ——日程第十五、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス
○原惣兵衛君 本案ハ政府提出肥料管理法案外一件ノ委員ニ併セ付託セラレムコトヲ望ミマス
○副議長(清瀬一郎君) 御異議アリマセスカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ原君ノ動議ノ如ク決シマシタ
○原惣兵衛君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ制定スル必要ガアルデハナイカト云フ御考致シマス、即チ此際、日程第二十八、昭和三年勅令第百一十九號、治安維持法改正ノ件、承諾ヲ求ムル件ヲ繰上ダ議題ト爲シ、委員長ノ報呈ヲ求メ、其審議ヲ進メラ

○副議長(清瀬一郎君) レンコトヲ望ミマス
御異議アリマセヌ

(一異議ナシ)ト呼フ者アリ
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認メ
マヌ、仍テ原君ノ動議ノ如ク決シマシタ、
日程ハ變更サレマシタ——日程第二十八、
昭和三年勅令第二百一十九號、即チ治安維持
法中改正、緊急勅令ニ付キ承諾ヲ求メルノ
件ヲ議題ト致シマヌ、委員長ノ報告ヲ求メ
マヌ——委員長井坂豊光君

第二十八 治安維持法中改正ノ件(承諾ヲ求
ムル件) 昭和三年勅令第百二十九號

一昭和三年勅令第百二十九號（治安維持法中改正ノ件）（承諾ヲ求ムル件）右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和四年二月二十八日

衆議院議長元田肇殿 委員長 井坂 豊光
〔井坂豊光君登壇〕

○井坂豊光君 昭和三年勅令第百二十九號、治安維持法中改正ノ件、承諾ヲ求ムル件ノ委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、本委

員會ハ先月十九日ヨリ二十八日迄ノ間ニ於テ六回、此時間數十七時間ト二十分、速記録ノ頁數百五十頁ニ達シテ居ルノデアリマ

又、委員中二於テ、齊藤君、勝田君、横山
勝太郎君、比佐君、内ヶ崎君、斯波君、原
夫次郎君、水谷君、宮古君、中谷君等ノ熱心

ナル質疑ガアリマシテ、政府ハ、一々之ニ對シ、應答ヲ致サレマシタ、今本案ニ付キマシテ、各委員諸君ノ質疑ヲ御紹介スルコトハ到底

長時間予要シマスが故ニ、本問題ニ付テ最も緊要ナル所ノ質疑應答ヲ御報告致スコトニ致シマス、齊藤委員ヨリ本案ノ審議ヲ進

料ノ提出ヲ要求サレマシタ、其ハ明治一
十三年以來、屢々緊急勅令ノ發布セラレテ
居リマス、此緊急勅令ノ書類ト、ソレカラ
議會ニ於テ承認シタモノモアリ、又不承認

黨ガ、尙ホ活動ヲ繼續シテ居ルト云フコト
ガ一ツノ事實デアル、第二ノ事實トシテ舉
ダラレテ居ルノハ、露國ノ第三「インタ-
ナショナル」ガ、東洋勤勞者共產大學ノ日
本留學生ヲ續々歸朝セシメ、共產黨組織準
備擴大ニ從ハシメル所ノ情報ヲ到達シタト
云フコトデアリマス、是等ノ事實ニ付テ詳
シキ所ノ説明ヲ求メラレマシタ、ソコデ政
府ハ第一ノ質疑ニ對シマシテ、檢舉ニ漏レ
タル所ノ首魁ガ凡ソ十人位デアリマス、是
ハ祕密結社デアリマスカラシテ、政府ニ分
テ居ル事實以外ニ分ラナイコトガ幾ラデモ
アルノデアリマスルガ、其後ノ檢舉ニ依リ
マシテ、其當時ノ分ラナカツタ事實モ澤山
分ツテ居ルノデアリマス、正確ニ申ス譯ニハ
無論行カヌノデアリマスガ、兎ニ角政府ノ
方デ之ガ確ニ關係ガアルト認メタ者デ、尙
ホ檢舉シ得ザル者ガ其當時ニ於テ相當アッ
タノデアリマスガ、隨テ是等が果シテ檢舉
ニ依テ全然屏息シテシマフトカ、或ハ活動
ヲ續ケテ居ルト云フ、具體的ノ事實ハ舉ラ
ナカツタノデアリマス、ケレドモ先ヅ活動シ
テ居ルデアラウト推測シテ、サウ云フ者カ
アル以上ハ、急イデ治安維持法ヲ改正スル
ニ議會閉會後ニ至リマシテ、活動シテ居ル
ト云フ事實ガ段々舉シテ參リマシタカラ、六月
十二日ニ愈々緊急勅令ヲ制定スル外ハアル
令制定ノ奏詰ヲ致シタ六月十二日ニ突然
分ツタノデハナイ、其後ニ段々分ツテ來マシ
テ、其事實ガ相重ニテ參リマシタカラ、六月
云フ概略ヲ申シマスト、彼等ハ我ガ皇室ノ
帝國議會全部ニ對スル特別ノ御優遇ニ對シ
テ非議致シ、我ガ國民舉テ感激スル最大
盛儀ノ舉行ニ對シテ絕對ニ反對ヲ唱道致シ
マシタ、尙ホ國體ノ變革ヲ盛ニ主張致シマ
シテ、彼等ハ彼等ノ所謂大衆行動ニ依テ、
帝國議會、府縣會ヲ破壊スベキコトヲ主張
シ、彼等ハ彼等ノ檢舉ニ對シ、虛構ノ事實
ヲ流布シテ、暴力對抗ヲ宣傳シタノデアリ

マス、彼等ハ共產黨檢舉ヲ暴力ニ依テ奪回
セントヲ煽動シタノデアリマス、彼等ハ
軍隊殊ニ支那派遣軍ノ攬亂ヲ煽動致シタノ
デアリマス、彼等ハ支那ニ於ケル本邦人ノ
虐殺ヲ當然ノ事デアルト致シマシテ、支那
出兵ニ對スル勞働者、農民ノ反抗ヲ煽動致シ
タノデアリマス、彼等ハ有ユル爭議ノ大衆行
動ヲ煽動致シタノデアリマス、彼等ハ暴力
ニ依ル世界革命ヲ煽動シタノデアリマス、
彼等ハ第三「インター・ナショナル」ノ指揮ヲ
受ケマシテ、我國ニ於テ勞働者、農民ノ獨
裁ニ依ル民衆的革命ノ政府樹立ヲ唱道シタ
ノデアリマス、サウシテ實行手段トシテ彼
等ノ組織ノ再興ニモ著手致シマシテ、概括
的ニ申シマスト、斯様ナ事實ガ現レテ參りマ
シタノデ、彼等ガ愈、活動シテ居ルト云フ事
實ガ確メラレタ次第デアリマス、第一ノ事
實情報ノ到着シタ所ハ內務省、外務省デア
リマス、情報ノ出自ハ國家ノ爲ニ絶対ニ祕
密ニスベキコトデ、共產黨ノ行動ニ對スル
情報ガ何處カラ來ルト云フコトガ分レバ、
將來情報ガ來ナクナリマスカラ、此際申上
ダナイ方ガ宜カラウト信ジマス、第三「イ
ンター・ナショナル」ガ留學生ヲ前後シテ日
本ニ歸ラシテ、黨ノ組織擴大ニ著手セシメ
ル模様ガアルト云フ情報ガ參ダタノデアリ
マスト云フ答デアリマス

トハ、常識上受取レヌノデアリマス、此點ハ如何デスト云フ質問デアリマス、之ニ對シ政府ハ、治安維持法案ハ成ベク早ク改正シナケレバナラヌト考ヘテ特別議會ニ提出致シマシタ、其當時委員會ニ於テ、何故ニ活動シテ居ルモノト思ハレル、隨テ速ニ之ヲ改正シテ置クコトが必要デアルト思フト申シマシタ、其當時ニ於テハ、緊急勅令ヲ出ス程度マデ緊急デアルトハ考ヘテ居ラナカツタノデアリマス、是ハ申ス迄モナク、憲法第八條ニ依ル緊急ノ場合ト云フ、極メテ切迫シテ次ノ議會ニ待タレヌト云フ緊急デアルコトハ申ス迄モナイコトデアリマス、ソコデ政府ハ前議會ニ於キマシテハ、成ベク急がナケレバナラヌト云フコトハ、無論考ヘナカツタノデアリマス、然ルニ前刻申上ダタ事實ガ舉ヒテ參タノデ、是デハ到底次ノ議會迄待ツコトハ出來ヌ、一日モ早待テ又ト云フコトマデハ其當時ノ狀態デハク法律ノ改正ヲ必要トスルト云フコトニ考ヘマシテ、緊急勅令ノ發布ヲ奏請スルヤウニナリマシタ次第デアリマス、ソコデ齋藤委員ハ更ニ質疑ヲ續ケマシテ、緊急勅令ノ根柢トナルベキ事實ガ前議會閉會後デナケレバナラヌト云フ理窟ニ囚レテ、斯ノ如キ説明ヲセラル、ノデハナイカト思フ、故ニ政府ハ治安維持法改正ノ必要ヲハ認メラレタト云フ眞情ヨ、本委員會ニ於テ赤裸々ニ说明ヲ願ヒタイト云フ質疑デアリマス、此處デ政府ハ之ニ答ヘテ、齊藤君ノ御意見ハ洵ニ親切ナコトデアル、自分ハ此處ニ赤裸々ニ事實ヲ申上ダテ居リマス、議會ノ開會中ニ於キマシテハ、成ベク早ク此法律ヲ制定シナケレバナラヌト云フコトデ、政府ハ短期議會ニ拘ラズ法律ノ改正案ヲ提出致シマシタ、マダソレガドノ位ノ程度デアルト云フコトハ政府ハ分々テ居ラヌ、共産黨ノ殘黨

ガマダ遺憾デアルガ残ニ居ル、彼等ハ活動ヲ停止シナイノデアラウケレドモ、唯ドウ云フ風ナ事ヲスルノデアルカト云フコトハ、マダ確實ニ事實ヲ握テ居ラヌノデアリマス、故ニ政府ニ於テ次ノ議會迄待タスト云フコトマデノ覺悟ヲ決メルダケノ材料ヲ持テ居ラナカッタノデス、所ガ議會閉會後ニ到リマシテ、共產黨ノ殘黨ノ活動ガ中ニ熾デアルト云フコトノ證據ガ現レテ參リマシタ、ソコデ是ハ事態容易ナラズト考ヘテ居リマス中ニ、更ニ又露西亞ノ東洋勤勞者共產大學ノ留學生ヲ續々歸朝セシメルト云フ情報ニ接シタ次第デアリマス、是デハドウシテモ次ノ議會迄待タコトハ出來ヌト云フコトデ、已ムヲ得ズ此緊急勅令ノ發布ヲ奏請シタノデアリマス、ソコデ齊勝委員ハ更ニ質疑ヲ續ケラレマシテ言ハル、ノニハ、特別議會閉會後ニ於テ事實ガ漸次具體的ニ分明ニナリ、此治安維持法ノ改正ヲシナケレバナラヌ必要ヲ生ジ、緊急勅令ヲ發布セラレタト云フ説明デアリマスガ、議會閉會後樞密院ニ諮詢セラル、間デモ四十日餘アル、樞密院ニ諮詢セラレテカラ樞密院ノ議決スル迄十八日間アルノデアリマス、六月十二日ニ提出サレマシテ、樞密院ノ議事ハ二十九日ニ終タノデアリマスカラ、其間十八日間アル、隨分長イ間デアリマシテ議會閉會後樞密院ガ議決シテ、緊急勅令ヲ以テ發布セラル、迄ニ五十餘日間、約六十日ノ時日ガアルノデアリマス、斯様ニ緩慢ナル經路ヲ辿テ制定セラレテモ差支ナイ程度ノモノデアルナラバ、私ハ臨時議會ヲ何故ニ召集セラレナカッタノデアルカ、國民ノ權利義務ニ重大ナル關係ヲ持テ居リマス刑罰法デアリマスカラ、臨時議會ヲ召集シテ國民代表者ノ承諾ヲ得テ、所謂普通立法ニ依テ此案件ヲ解決セラル、ト云フコトハ、政府トシテ執ルベキ憲法常道デアルヤウニ思ハルハ、之ニ對スル政府ノ所見如テト云フコトデアリマス、ソコデ政府ハ答へテ言ハレルノニ、樞密院ニ緊急勅令ノ御諮詢ニナリマス迄ノコトハ、先刻申上ダタ通り、ソレ迄ニ事實ガ段々明確ニナツテ來

テ、ドウシテモ緊急勅令ノ發布ヲ奏請シナケレバナラヌト云フ必要ヲ感ジタノデアリマス、又樞密院ノ議事ノ經過ハ、是ハ樞密院ノ議事ノ進行如何ニ依ルコトデ、政府ノ居ツタト云フヤウナ譯デハナイノデアリマス、又其間事柄ガ分ッテ居ルノニ、何モ延シテ居ツタト云フヤウナ譯デハナイノデアリマス、又故召集ヲシナカッタカトノ御尋ニ對シテハ、憲法第八條ノ場合ハ憲法第七十條ノ場合ト異ナリマシテ、臨時議會ヲ召集モノト考ヘル、臨時議會ヲ召集シナケレバスルノ違ナキトキト云フ場合デナイノデ、詰リ次ノ議會迄ドウシテモ待テヌ、今早ク制定シタ方ガ宜イト云フ場合ガ定メテアルモノノト考ヘル、出來ナイ場合ニ於テ、始メテ此緊急勅令ヲナラヌ場合デナイト認メテ居リマスト云フ答辯デアリマス、ソコデ齊藤君ハ憲法第八條ノ場合ニ於テ帝國議會ヲ召集スルコトガ出来ナイ場合ニ於テ、始メテ此緊急勅令ヲバ制定スベキモノデアッテ、苟モ召集スル餘裕ノアルトキハ、之ヲ召集セズシテ緊急勅令ヲ發布スルコトハ違憲デアル、憲法法規ノ上カラ見テ違憲デアルト云フ強イ議論ガアリマシタ、又憲法第七十條、即チ他ノ一方ニ於テハ召集スルコトが出来ルノニ召集スル必要ナシト云フ解釋ヲスルノハ間違デアルト云フ強イ議論ガアル、我國憲法學者清水博士ノ憲法論ノ一節ヲ朗讀サレマシテ、左様ニ結論サレマシテ、政府ハ議會ヲ召集スル違ガアッテモ議會ヲ召集スル必要ガナイ、唯次ノ議會ヲ待ツ違ガナイ場合ニハ、其間ニ於テ緊急勅令ヲバ發布シテ差支ナイト云フ解釋ノヤウニ思ハレルカ、此解釋ハ立憲政治ノ大精神ヲ前提トシテ憲法第八條ヲ解釋致シマスト云フト、憲法ガ立法居ツタト云フヤウナ譯デハナイノデアリマス、又協賛ヲ求ムベシ

ト云フ規定ノ趣旨ト相容レヌヤウニ思フ、此解釋ニ付キ政府ハ如何ナル所見ヲ有セラレルカト云フ質疑デアリマス、之ニ對シ政府ハ答ヘラレテ曰ク、憲法第八條ノ解釋ニ付テハ仰セノ通り色ニ學者ノ意見ガアリマス、而シテ其意見ハ齋藤君ノ意見ト共ニ頗ル有力ナルモノトシテ、敬意ヲ表スルニ客カナラヌモノデアリマスガ、御承知ノ通り憲法第八條ト、憲法第七十條トハ異ナルノデアリテ、憲法八條ハ議會開會セザルトキハ臨時議會ノ召集ヲ要セズシテ、緊急勅令ノ發布ガ出來ルノアルト云フ解釋モ、亦有力ナル解釋トシテ存在シテ居ルノアル、政府ハ此後ノ方ノ解釋ヲ採用シテ居ル次第アリマスト云フ答辯デアリマス、次ニ勝田委員カラ政府委員ニ對スル質問一部ヲ紹介シマス、同委員ハ日本共產黨ニ屬シテ居ル者、即チ昨年ノ三月十五日ノ檢舉ノ當時ト、ソレカラ特別議會ノ當時ト、緊急勅令制定ノ當時ト、並ニ現在ノ此時期ニ分テ共產黨ノ數ヲ質問サレマシタ、之ニ對シ政府ハ答ヘラレテ曰ク、檢舉當時ニ於キマシテハ、約ソ四五百人位ノ見當デアリマシタ、ソレカラ特別議會ノ當時ハ五百カ六百人位アルデアラウト云フ見當ガ付イテ居リマシタ、今目ノ所デハ起訴サレテ居ル分ガ約五百人位デ、合セテ七百人程度ノモノデアルト考ヘテ居リマス、ソレカラ緊急勅令制定ノ當時ニ於キマシテハ、露國カラ大分留学生ガ入テ來ルト云フ情報が續々アッタノデ、相當ニ其活動ノ爲ニ増加スルノデアラウト云フ見當ガ付イテ居リマス、更ニ勝田委員ハ彼等ノ不穏ナル行爲ノ分明セシ時期ニ付キマシテ質問サレマシタ、ソレニ對シ政府ハ文書ヲ以テ答ヘラレタノデアリマス、是ハ本來ニ對シ緊急勅令必要ノ理由トシテ諸君ニ御報告致サナケレバナラヌノデアリマス、是ハ第十項ニ分レテ居リマス「一、彼等ハ我ガ皇室ノ殊遇ヲ誹謗シ、我ガ國民ガ舉。」テ感激スル最大ノ盛儀ノ舉行ニ絶対反對ヲ唱道シ、國體ノ變革ヲ主張セルコト、右ノ事實アルヲ知リタル月日左ノ如シ、五月十九日及六月二日入手シタル文書、二、

彼等ハ彼等ノ所謂大衆行動ニ依テ、帝國議會府縣會ヲ破壊スベキコトヲ主張セルコト、右ノ事實アルヲ知リタル月日左ノ如シ、五月十九日及六月二日入手シタル文書、三、憲法第七十條トハ異ナルノデアリテ、憲法八條ハ議會開會セザルトキハ臨時議會ノ召集ヲ要セズシテ、緊急勅令ノ發布ガ出來ルノアルト云フ解釋モ、亦有力ナル解釋トシテ存在シテ居ルノアル、政府ハ此後ノ方ノ解釋ヲ採用シテ居ル次第アリマスト云フ答辯デアリマス、次ニ勝田委員カラ政府委員ニ對スル質問一部ヲ紹介シマス、同委員ハ日本共產黨ニ屬シテ居ル者、即チ昨年ノ三月十五日ノ檢舉ノ當時ト、ソレカラ特別議會ノ當時ト、緊急勅令制定ノ當時ト、並ニ現在ノ此時期ニ分テ共產黨ノ數ヲ質問サレマシタ、之ニ對シ政府ハ答ヘラレテ曰ク、檢舉當時ニ於キマシテハ、約ソ四五百人位ノ見當デアリマシタ、ソレカラ特別議會ノ當時ハ五百カ六百人位アルデアラウト云フ見當ガ付イテ居リマシタ、今目ノ所デハ起訴サレテ居ル分ガ約五百人位デ、合セテ七百人程度ノモノデアルト考ヘテ居リマス、ソレカラ緊急勅令制定ノ當時ニ於キマシテハ、露國カラ大分留学生ガ入テ來ルト云フ情報が續々アッタノデ、相當ニ其活動ノ爲ニ増加スルノデアラウト云フ見當ガ付イテ居リマス、更ニ勝田委員ハ彼等ノ不穏ナル行爲ノ分明セシ時期ニ付キマシテ質問サレマシタ、ソレニ對シ政府ハ文書ヲ以テ答ヘラレタノデアリマス、是ハ本來ニ對シ緊急勅令必要ノ理由トシテ諸君ニ御報告致サナケレバナラヌノデアリマス、是ハ第十項ニ分レテ居リマス「一、彼等ハ我ガ皇室ノ殊遇ヲ誹謗シ、我ガ國民ガ舉。」テ感激スル最大ノ盛儀ノ舉行ニ絶対反對ヲ唱道シ、國體ノ變革ヲ主張セルコト、右ノ事實アルヲ知リタル月日左ノ如シ、五月十九日及六月二日入手シタル文書、二、

彼等ハ彼等ノ所謂大衆行動ニ依テ、帝國議會府縣會ヲ破壊スベキコトヲ主張セルコト、右ノ事實アルヲ知リタル月日左ノ如シ、五月十九日及六月二日入手シタル文書、三、憲法第七十條トハ異ナルノデアリテ、憲法八條ハ議會開會セザルトキハ臨時議會ノ召集ヲ要セズシテ、緊急勅令ノ發布ガ出來ルノアルト云フ解釋モ、亦有力ナル解釋トシテ存在シテ居ルノアル、政府ハ此後ノ方ノ解釋ヲ採用シテ居ル次第アリマスト云フ答辯デアリマス、次ニ勝田委員カラ政府委員ニ對スル質問一部ヲ紹介シマス、同委員ハ日本共產黨ニ屬シテ居ル者、即チ昨年ノ三月十五日ノ檢舉ノ當時ト、ソレカラ特別議會ノ當時ト、緊急勅令制定ノ當時ト、並ニ現在ノ此時期ニ分テ共產黨ノ數ヲ質問サレマシタ、之ニ對シ政府ハ答ヘラレテ曰ク、檢舉當時ニ於キマシテハ、約ソ四五百人位ノ見當デアリマシタ、ソレカラ特別議會ノ當時ハ五百カ六百人位アルデアラウト云フ見當ガ付イテ居リマシタ、今目ノ所デハ起訴サレテ居ル分ガ約五百人位デ、合セテ七百人程度ノモノデアルト考ヘテ居リマス、ソレカラ緊急勅令制定ノ當時ニ於キマシテハ、露國カラ大分留学生ガ入テ來ルト云フ情報が續々アッタノデ、相當ニ其活動ノ爲ニ増加スルノデアラウト云フ見當ガ付イテ居リマス、更ニ勝田委員ハ彼等ノ不穏ナル行爲ノ分明セシ時期ニ付キマシテ質問サレマシタ、ソレニ對シ政府ハ文書ヲ以テ答ヘラレタノデアリマス、是ハ本來ニ對シ緊急勅令必要ノ理由トシテ諸君ニ御報告致サナケレバナラヌノデアリマス、是ハ第十項ニ分レテ居リマス「一、彼等ハ我ガ皇室ノ殊遇ヲ誹謗シ、我ガ國民ガ舉。」テ感激スル最大ノ盛儀ノ舉行ニ絶対反對ヲ唱道シ、國體ノ變革ヲ主張セルコト、右ノ事實アルヲ知リタル月日左ノ如シ、五月十九日及六月二日入手シタル文書、二、

彼等ハ彼等ノ所謂大衆行動ニ依テ、帝國議會府縣會ヲ破壊スベキコトヲ主張セルコト、右ノ事實アルヲ知リタル月日左ノ如シ、五月十九日及六月二日入手シタル文書、三、憲法第七十條トハ異ナルノデアリテ、憲法八條ハ議會開會セザルトキハ臨時議會ノ召集ヲ要セズシテ、緊急勅令ノ發布ガ出來ルノアルト云フ解釋モ、亦有力ナル解釋トシテ存在シテ居ルノアル、政府ハ此後ノ方ノ解釋ヲ採用シテ居ル次第アリマスト云フ答辯デアリマス、次ニ勝田委員カラ政府委員ニ對スル質問一部ヲ紹介シマス、同委員ハ日本共產黨ニ屬シテ居ル者、即チ昨年ノ三月十五日ノ檢舉ノ當時ト、ソレカラ特別議會ノ當時ト、緊急勅令制定ノ當時ト、並ニ現在ノ此時期ニ分テ共產黨ノ數ヲ質問サレマシタ、之ニ對シ政府ハ答ヘラレテ曰ク、檢舉當時ニ於キマシテハ、約ソ四五百人位ノ見當デアリマシタ、ソレカラ特別議會ノ當時ハ五百カ六百人位アルデアラウト云フ見當ガ付イテ居リマシタ、今目ノ所デハ起訴サレテ居ル分ガ約五百人位デ、合セテ七百人程度ノモノデアルト考ヘテ居リマス、ソレカラ緊急勅令制定ノ當時ニ於キマシテハ、露國カラ大分留学生ガ入テ來ルト云フ情報が續々アッタノデ、相當ニ其活動ノ爲ニ増加スルノデアラウト云フ見當ガ付イテ居リマス、更ニ勝田委員ハ彼等ノ不穏ナル行爲ノ分明セシ時期ニ付キマシテ質問サレマシタ、ソレニ對シ政府ハ文書ヲ以テ答ヘラレタノデアリマス、是ハ本來ニ對シ緊急勅令必要ノ理由トシテ諸君ニ御報告致サナケレバナラヌノデアリマス、是ハ第十項ニ分レテ居リマス「一、彼等ハ我ガ皇室ノ殊遇ヲ誹謗シ、我ガ國民ガ舉。」テ感激スル最大ノ盛儀ノ舉行ニ絶対反對ヲ唱道シ、國體ノ變革ヲ主張セルコト、右ノ事實アルヲ知リタル月日左ノ如シ、五月十九日及六月二日入手シタル文書、二、

成ルノデアリマスカラシテ、昨年ノ臨時議會當時ニ於キマシテハ、田中總理大臣ガ聲明サレタル如ク、又司法省、内務省等カト申シマスレバ、少クモ田中總理大臣ハ、此共產黨事件ガ起タガ爲ニハ自分ハ、拔本寒源ノ途ヲ講ズルコトヲ考ヘテ居ルノデアル、又上御一人ニ對シテ奏上ヲ致ス場合ニ於テハ、九腸寸斷ノ思ガアルナゾト云フコトヲ申サレテ居ルノデアリマス、何ガ抜本寒源デアルカ、露西亞ノ莫斯科大學——共產黨大學デ日本留學生ヲ、ソレヲ其儘ニ養成セシメテ置イテ、ドウシテ我ガ日本ノ共產黨ヲ撲滅スルコトガ出來ルノデアリマセウカ、私共ハサウ云フヤウナ根本問題ガ現、内閣ニ必ズ存在致シテ居ルコト、確信ヲ致シテ居タノデアリマス、然ル所委員會ニ於テ一昨日田中總理大臣ハ、午前中僅ニ三十分ノ時間ヲ以テ委員會ニ臨マレテ、而シテ其答辯セラレタノガ、僅ニ十五分バカリ答辯ヲセラレテ、其答辯ニハ矢張對露國關係ニ於テハ多少思ヲ及ボシテ居ルノデアル乞レドモ、併ナガラ司法省ガ聲明ヲ致シテ居ルガ如キ事實ハ、未ダ自分ハシツカリ之ヲ是認スルニ至ラナイト云フヤウナ風ナ十答辯ガアッタノデアリマス、何タル事デアリマセウカ、此緊急勅令ヲ發布スル當時ニ於テノデアッタノデアル、殆ド我國家ガ引継返ルヤウニ大袈裟ニ宣傳セラレタノデアリマス、而シテ其後今日迄約一年ノ間、隣リノ露西亞デ此共產黨ノ分子ヲ製造致シテ居ルノ宣傳デアッテ、斧鉢ヲ加へナイト云フ現内閣ノ遣方デアル、ソコデ考ヘルト云フト、私共ハドウモ現内閣ノ此緊急勅令ト云フエノハ、所謂世間デ噂致スガ如ク、是ハ一輔急勅令ヲ出シタモノデヤナイカト云フコトヲ非常ニ疑フノミナラズ、委員會ニ於テノル問題デアルノニ拘ラズ、一度此點ニ向ケ吾々ガ追究ヲ致スト云フト、忽チ政友會ノ委員諸君カラ質問打切りノ動議ヲ提出致

レマシテ、餘儀ナク此處ニ質問シナケレバ
ナラヌト云フ破目ニ立至タノデアリマス、
一體我國ト露西亞トニ間ニ於テハ、既ニ大
正十四年ニ修交條約ガ結バレテ居ルノデア
リマス、斯ウ云フ日本ノ國家ニ關スル破壞
行動ヲ目論ムガ如キ事柄ハ、露西亞トシテ
ハ必ズ爲シテハナラヌト云フコトハ言フ迄
モナイ、又政府當局ニ於テハ、人ニ二依テ
第三「インター・ナショナル」下露國政府下ノ關
係ガ、如何ナル關係ニ結バレテ居ルカト云
フコトニ付テモ、洵ニ内務省ト司法省ト外
務省トノ間ニ答ガ區々ニ相成テ居ルノデ
アリマス、ソコデ私ハ先ツ田中外務大臣兼
總理大臣ニ伺フノハ此點デアリマス、全體
是ダケノ大キナ重要ナル非常立法ヲ敢テ爲
シテ置イテ、而シテ露西亞ト日本トノ此言
語道斷ナル關係ヲ、何故ニ今日迄此儘ニ打
棄ツテ置クノデアル、未來永劫恐ラクハ今日
ノ儘ニヤツテ居ツタナラバ、日本人ダケハ非
常ニ重刑罰ヲ以テ虐メラレテ、而シテ御
隣リノ露西亞ヘ行ケバ、莫斯科デ以テ日本
國家ヲ倒スヤウナ者ヲ養成ヲ致ス、何タル
不都合ナ事デアリマセウカ、是デ我ガ國家
ノ進退ヲ期スルコトガ出來マセウカ、又是
デ以テ此緊急勅令ヲ維持シテ、ドウシテ我
ガ國家ガ保テ行ケマセウカ、之ニ關スル田
中外務大臣兼總理大臣ノ御意見ヲ伺フノデ
アリマス、第二ト致シマシテハ、内務大臣
ニ對シテデアル、是ハ極メテ簡単デアリマ
ス、内務大臣ハ委員會ニ顧ヲ出サレルコト
ガ少カタノデ、吾々ハ能ク御尋スルコトガ
出來ナカッタノデアルガ、一體昨年此事件ガ
起ツタ場合ニ於テ、先程申上ダル如ク、現内
閣ハ舉ツテ當時ノ鈴木内務大臣ノ指圖ノ下
ニ、非常ナル世間ニ宣傳ヲ致シ、非常ナル
大事件ガ勃發シテ、ドウシテモ之ヲ何トカ
シナケレバナラヌト云フ所デ、此治安維持
法ノ改正案ヲ提出致シタノデアル、又當時
ニ於テ我國ニ於ケル勞農新黨ノ解散ヲ斷行シ
タコトモ事實デアルノデアリマス、然ル所
昨年ノ十二月二十二日、彼ノ本所公會堂ニ
於テ開カレタル所ノ勞農新黨ノ結黨式ニ際
シテ、十二月二十二日、三日共ニ準備會ヲ

Q

副議長(清瀬一郎君) 田中總理大臣

○副議長(清瀬一郎君) 田中總理大臣
(國務大臣男爵田中義一君登壇)
○國務大臣(男爵田中義一君) 只今ノ原君
ノ御尋ニ對シマシテハ、委員會ニ於テ齊藤
君ヨリモ同様ナ御尋ガアリマシタ、私ハ此
處デ繰返シテ申スノデアリマス、此露國ノ
宣傳ニ付キマシテハ、甚大ナル注意ヲ拂テ
居ルノデアリマス、殊ニ共産黨事件ノ發生
後ハ、一層其點ニハ注意ヲ拂ヒ、地方的ニ
モ、又直接私ガ露國ノ代表者ニモ、亦日本
ノ代表者ニモ注意ヲ與ヘ、或ハ抗議ヲシ、
種々ナ手段ヲ執テ居ルノデアリマス、此事
ハ此處デ申シテ置クノデアリマス、將又將
來ノ事付ニキマシテハ、今後ノ事ニ屬スル
コトデアリマスルカラ、此處デ諸君ニ申上
ダル譯ニハ參ラヌノデアリマス、殊ニ只今
御尋ノ中ニ、私ガ司法大臣ノ説明サレタコ
トヲ否認シタカノ如キ御言葉モアッタヤウ

開キ、其處デ編領、宣言等ヲ總ニ委員ニ付託ヲ致シテ、色ニ世間ニ宣傳ヲ致シタノアル、然ル所現内閣ガ昨年此共産黨ノ事件ガ起シタ場合ニ於テハ、忽チニシテアノ勞農黨ナルモノヲ解散ヲ命ジタノデアルゝ而シテ現内閣ノ方針ト致シテハ、今後如何ナル準備行爲ノ名儀デアラウガ、何シヤウガ、少シデモ此共産黨ノ奥ヒノスル新黨ノ組織ニ對シテハ、斷然解散ヲ命ズルモノデアルト云フコトヲ天下ニ聲明ヲ致シテ置キナガラ、昨年ノ十二月ノ二十一日、三日ノアノ本所公會堂ニ於ケル所ノ結黨準備式ニ當フテハ、極メテ此新黨準備會ノ爲ニ翻弄ヲセラレテ、而シテ二日ノ間モ天下ニ色々ニ宣傳ヲ致シテ置キナガラ、遂ニ三日目ニ漸ク遂巡躊躇シテ是ガ解散ヲ命ズルニ至シタ云フ、非常ナル手温イ遣方ヲ爲シテ居ル、ソレ等ヲ以テ見マスルト云フト、ドウモ此只今議題ニナツテ居ル緊急勅令ナルモノハ、現内閣ガ政略ノ爲ニ斯ノ如キ勅令ヲ發セラレタモノデアルト云フコトハ、今日稍ニ明ニナツテ居ルコト、思フノデアリマス(拍手)以上ノ二點ニ對シテ田中總理大臣兼外務大臣並望月内務大臣ノ詳細ナル御答辯ヲ願フテ降壇スル次第デアリマス

○副議長(清瀬一郎君) 望月内務大臣
〔國務大臣望月主介君登壇〕
○國務大臣(望月主介君) 昨年十二月ニ新黨準備會ノ解散ヲ致シマシタノハ、是ハ治安ヲ害スルト認メマシタカラ、此解散ヲ命ジタノデアリマス、之ニ付キマシテハ本會議ニ於テモ、亦委員會ニ於テモ、政府當局ヨリ詳細ヲ申上ゲテ居ル筈デアリマス、ソレト多少シ其理由ハ變ラヌノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス
○原夫次郎君 簡單デアリマスカラ此席力ラ…
○副議長(清瀬一郎君) 宜シウゴザイマス
○原夫次郎君 只令田中外務大臣兼總理大臣カラノ最後ノ御言葉ニ依リマスト、自分ハ司法當局殊ニ原司法大臣ノ言ハレタ事柄ヲ自分ハ是認ハシナイ——是認ハシナイト云フコトヲ承ダノデアリマス、サウ云フコトデアリマスト云フト、一體原司法大臣ガ委員會ニ於テ國務大臣トシマシテ答辯ヲ致シマシタルコトハ、總理大臣ノ是認シナイト云フコトハ、ドウ云フコトデアリマスカ
(「否認ダ」——「下呼フ者アリ」)若シ彼ノ邊ノ人達ガ聞イテ居ル如ク、否認ハシナイト云フ言葉ハ何ノコトデアリマスカ、ソレヲ原司法大臣ガ言ウタ事柄ト同様ニ考ヘテ居ラルルト云フコトヲ、明ニ認メラレルカドウカ、是ハ我國ニ取シテノ一大重大問題デアリマス、此點ヲ伺ヒタイノデアリマス、尙ホ私ノ先程申上ダタノハ、昨年ノ事件ガ勃發致シタノハ三月十五日デアッテ、ソレカラ今日迄露西亞ニドウ云フ抗議ノ申込ヲセラレニ取シテ、又重大ナル問題ガ時々刻々露西亞若クハ今日迄ドウ云フ解決ニナッテ居ルノ爲ニ脅カサレルト云フコトデアリマスルデアルカ、若シ露西亞ガ何時迄モアノ修交條約ヲ破壞スルヤウナ行爲ガアリ、我ガ國家ニ露修交條約マデモ破毀セネバナラスト云フナラバ、遂ニ吾々ハ我國ノ立場トシテ此日迄露西亞ニドウ云フ抗議ノ申込ヲセラレニ取シテ、又重大ナル問題ガ時々刻々露西亞立場ニ至ルベキ、重大ナル問題デアルト思

理大臣ノ御答辯ヲ明確ニ拜聽致シテ置キタ
イノニアリマス、恐ラク再ビ出ラレルカド
ウカ、甚ダ疑問デアリマスガ、若シ立タレ
ナケレバ私ノ言フコトヲ御承認相成ッタコ
ト、認メマス

〔國務大臣男爵田中義一君登壇〕

○國務大臣(男爵田中義一君) 原君ハ只今
私ガ司法大臣ノ言ハレタコトヲ是認シナイ
ト仰セニナツタノニアリマスガ、私ハサウ申
シタノデハナイ、否認ヲシタコトハナイト
斯ウ申シタ、即チ大體ニ於テ原君ノ言ハレ
ルコトヲ認メルノアル、ソレカラ尙ホ如
何ナル抗議ヲシ、又如何ナル手續ヲシ、而
シテ其結果ガドウナツカト云フコトニ付
キマシテハ、此處ニ諸君ニ御話ヲスルコト
ヲ遠慮スベキダト心得テ居リマス(拍手)

○副議長(清瀬一郎君) 小保政一君

〔小保政一君登壇〕

(此時發言スル者多シ)

○副議長(清瀬一郎君) 静肅ニ願ヒマス

○小保政一君 只今委員長ノ報告ニ關聯ヲ致シ
承リマシテ、其委員長ノ報告ニ關聯ヲ致シ
マシテ政府ニ質問ヲ致シタノニアリマス
ルガ、私ノ御尋ヌルコトハ、主トシテ司法
大臣ノ所管ニ付テ御尋申シ、又内務大臣カ
ラ御答ヲ願ハナケレバナラヌコトモアルノ
デアリマス、政府ハ陛下ノ臣民ヲ死刑ニ
處スル嚴罰ヲ制定ヲシテ、共産主義者ヲ絶
滅セントセラレルノニアリマスルガ、苟モ
世界ニ比類無キ國體ヲ擁護シ、皇國ノ基礎
ヲ微動ダモセシメザルト云フ其根本的精神性
ニ於テハ、異存ハナインニアリマス、但シ
其峻厳ナル勅令ノ制定ニ依テ、共産主義者
ニ彈壓ヲ加ヘ、仍テ以テ國家ノ治安ヲ維持セ
ントスルハ、之ノミニ依テ治安ガ維持セ
ラル、ト思ヘバ、ソレハ大ナル誤リト謂ハ
ナケレバナラヌノニアリマス、思フニ共産
主義者ト云ハズ、總テ過激ナル思想ノ蔓延
ヲ防ガントスルノニハ、其由テ來ル根本ニ
關ツテソレヲ極メ、而シテソレニ對シテ對策
ヲ講ズルト云フコトガ、眞ニ國家ニ忠ナル
所以デアラウト思フノニアリマス(拍手)徒

二枝葉木節ニ囚ハレ、其源ヲ極メザルニ至テハ、天下ノ迂愚洵ニ極レリト謂ハナケレバナラヌノデアリマス、要スルニ施政其宜シキヲ得ザル爲、見度ス處我國ノ現狀ニ於想界ハ益濁亂ヲシツ、アル時ニ當リ、本案ノ制定唯其モノニ依テ危險思想ヲ取締ラントスル如キハ、痴人夢ヲ語ルモノデアルト謂ハナケレバナラヌノデアル（拍手）今ヤ帝都ノ治安ハ…

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長（清瀬一郎君） 静肅ニ願ヒマス

○小保政一君（續） 亂レテ居リ、輦轂ノ下帝國ノ首都タル治安ノ維持サヘ保タレナイ有様デアル、金力ト權力ト暴力ハ跋扈跳梁ヲシテ、議員ハ誘拐サレ、或ハ其身邊ヲ脅カセレテ居ルノデアル、大體帝都治安ノ衝ニ當ル所ノ警視總監ハ言フ迄モナク親任待遇ヲ辱フシテ居ル、隨テ其人選ハ特ニ細心ノ注意ヲ拂ケテ任命ヲシナケレバナラスト云フコトハ、言フコト俟タザル所デアル、然ルニ現總監宮田光雄君ノ福島縣知事タリシ當時ノ行動ハドウデアッタカ、彼ガ福島縣知事デアッタ時、即チ大正八年ニ行ハレタル全國府縣會議員選舉ノ行ハレタル時ニ當テ、彼ハ只見川水利権ノ問題ニ付テ二十万圓ノ賄賂ヲ收受シタノデアル、而シテ其收受シタル賄賂ヲ以テ候補者ヲ買收…

〔「賄賂トハ何ダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ〕

ムルト云フノハ、帝都ノ治安ガ維持サレナ
イ所以デアル思フノデアル…
○副議長(清瀬一郎君) 小俣君——小俣
君——議長ハ質疑者ノ質疑ヲ制限スル意思
ハアリマセヌケレドモ、此議題ニ即シテ質
問アランコトヲ望ミマス、今暫ク聽イテ居
リマスガ、併ナガラ餘り議題ト離レマスト
制限スルコトアルベキコトヲ豫告シテ置キ
マス

○小俣政一君(續) 惟フニ國家ノ治安ヲ維
持シ、皇國ノ基礎ヲ危フカラシメザル最モ
重大十問題ハ、検査機關ノ公正ナル發動ニ
俟タナケレバナラスト思フノデアル(拍手)
然ルニ検査機關ノ第一線ニ立ツ所ノ警察機關
關ハ警視廳ヲ初トシテ、全國ノ警察機關關
悉ク賴ムニ足ラズセバ、國家ノ治安ハ何
レニ依テカ求メラレルデアリマセウカ(拍手)
手)検査機關ノ中デ憲兵ト云フ機關ハ、姑ク
茲ニ措クトスルモ、此場合ニ於キマシテハ、
國民ハ單リ司法權ヲ賴ミトスルノデアル、
然ルニ其司法權ノ威信ガ疑ハレ、檢事局ノ
政黨化ガ叫バレルニ至フテハ、國民ノ自由
ト権利ハ何レニ依テ保障サレルデアラウカ
(拍手)斯ノ如キ状勢ニモ拘ラズ、政府ハ唯
本法ノ制定ニ依テ治安ヲ維持シ得ルト思ハ
レルデアラウカ、原法相ハ司法權ノ獨立、
檢査制度ノ改善ニ御熱心デアルト承知シテ
居ルガ、檢事局ノ政黨化ト云フ非難ニ對シ
如何ナル考ヲ有セラレルノデアルカ、本員
ハ檢事局ノ政黨化ヲ疑フモノデアル、原法
相ハ本員竝ニ世ノ疑惑ヲ一掃スル爲ニ、誠
意アル御答辯ヲ願ヒタイ、然ラバ何故ニ檢
事局ノ政黨化ヲ疑フニ至レルカ、本員ハ具
體的事實ニ付テ法相ニ御尋ヌルノデアル
ル、唯議論バカリデハ原法相ハ御納得ニナ
ラヌデアラウト思ヒマスカラ、我輩ハ具體
の事實ヲ指摘致シマシテ、檢事局ノ政黨
化シテ居ルカ居ラヌカト云フコトヲ御尋ス
ルノデアル、昨年二月行ハレタル衆議院
議員ノ選舉ニ方チテ、此選舉取締、選舉違反
ニ對スル司法權ノ發動ガ公正デアッタカド
ウカヲ御尋スルノデアル、先ツ其事實ヲ一
二例ヲ引イテ申上ダマスナラバ、世間デハ

斯ウ云コトヲ言フテ居ル、鈴木喜三郎君ニ對シテハ、司法權ノ發動ガ及バナイト世間ハ言フテ居ルノデアル(拍手)即チ其例ヲ申スナラバ、東京府第一區カラ立候シタ所ノ鳩山君ノ直系デアル所ノ本田義成ト二フ候補者ガアツノデアルガ、是ガ選舉違反事實ガ歷然タルノデアル、東京地方裁判所ニ於テハ宮里ト云フ檢事ガ主任トナツテ違反事實ニ付テ、的確ナル調査ヲ進メタル所、鳩山君ノ系統デアルガ爲ニ、本田君ノ選舉違反ノ衝ニ當タ官里檢事ハ、突如トシテ濱松區裁判所へ逐ハレタノハドウデアルカ、又山梨縣ヨリ立候補シタル大崎清作君ノ買收事實ニ付キマシテ、甲府地方裁判所ノ檢事正ハ、的確ナル事實ヲ握テ居ル、而シテ之ヲ起訴スペキ意見ヲ持テ居タニモ拘ラズ、此甲府地方裁判所ノ檢事正ハ、空如トシテ轉所ヲ命セラレタノハ如何ナル理由アルカ

邊檢事ト云フモノガ、本員ニ向テ言明シ
タコトガアルガ、其言葉ガ頗ル奇怪千萬デ
アリマスカラ、原法相ノ御答ヲ願フノデア
ルガ、ドウ云フコトヲ言ハレタカト云フト
ル、其渡邊檢事ノ言フノニハ

〔清瀬副議長席ヲ退キ元田議長復席〕
近藤達児君、國枝捨次郎、伊藤仁太郎等ハ、金錢收受ノ關係ヲ明白ニ自白シテ居ルノデアルガ、何故オ前ダケハ強情ヲ張ルノデアル、オ前モ必ズ近藤ヤ國枝、或ハ伊藤ト同ジヤウニ、金ヲ取タノデアラウト云フコトヲ、獨斷デ責メタノデアル——
「治安維持ト關係ガ無い」ト呼ヒ其他發言者多シ

○小俣政一君(續) 治安維持ト大關係ガアル——又江東青物市場ノ疑獄ノ中心人物ハ増田由太郎ト云フ者デアルガ、此増田由太郎ガ召喚ヲセラレル前日、司法省參與官磯部尙君ガ増田由太郎ヲ訪問ヲシテ、長時間ノ打合ヲシタル事實ガアルノデアル、而モ磯部君ハ検事局ヲ屢々訪問ヲシテ、自分ハ取調ヲ受ケタコトハナイ、火ヲ放ケニ來ルノデアルト、或人ニ言明ヲシタノデハナイカ(拍手)果シテ然ラバ此市ノ疑獄ノ裏面ニハ、政府並ニ興黨ガ策動シタコトハ争フベカラザル事實デアル——尙ホ原法相ニ御尋ヌルコトガアルガ、所謂刑事訴訟法ノ手續ニ付テ御尋ヲスルノデアル、江東青物市場ニ付テ御尋ヲスルノデアル所ノ増田由太郎ガ、保釋中自殺ヲ金テタルコトガ新聞紙上ニ報道セラレテ居ル、斯ノ如キ場合ニハ、刑事訴訟法ノ手續トシテ、罪證堙滅ノ虞アルモノトシテ、當然保釋ヲ取消サナケレバナラヌノデアルガ、是ハ如何様ナル手續ニナッテ居ルノデアルカ、其當時ノ新聞ヲ私ハ此處ニ朗讀ヲ致シマス「増田由太郎氏自殺ヲ企ツ、小俣代議士豊浦理事ニ申譯ナイト書置シテ」即チ増田由太郎ハ……
○議長(元田肇君) 小俣君——小俣君——小俣君……

前頭取増田由太郎氏ノ收容カラ、代議士小保政一、豊浦市電理事ノ收容ヲ見ルニ至リ、増田氏ハ先キニ保釋出獄シタガ、二氏ハ引續キ收容中デ、増田氏ハ事件發生以來、自己ノ不徳カラ二氏ニ迷惑ヲ掛けタノカ良心ノ苛責ニ耐ヘ兼ネ、出獄後ハ只管本所區横網町二ノ七ノ自宅ニ引籠シテ謹慎シテ居タガ、二三日前家人ノ隙ニ日本刀ヲ割腹自殺ヲ圖ツタガ、家人ニ發見サレテ果サナカッタト云フ事件ガアル……

○議長(元田肇君) 議長ヨリ一言致シマス、只今小保君ハ緊急勅令ニ關係アリトシテ質問サレテ居ルサウデアリマス、議長ハ只今出マシタモノデスカラ——然ルニ緊急勅令ニ關係ノ遠イ選舉違反ト云フヤウナ事ニ付テノ御詫カ多イヤウデアリマスノデ、諸君モ靜肅ニ御聽キヲ願ヒマスト同時ニ、小保君モ十分ニ用語ヲ御慎ミニナリ、且ツ緊急勅令ニ關係ノ無イコトデアレバ、議長ハ許ス譯ニ行キマセヌ(拍手)

○小保政一君(續) 其増田由太郎ノ書置ト云フモノハ、小保並豊浦ヲ罪ニ陥レテ申譯ガナイト書イテアツタスノ如キ次第デアルカラ、本員ハ治安維持法ト云フモノヲ制定スル根本精神ナルモノハ、共産主義者ヲ絶滅ヲシヤウ、國體ノ基礎ヲ安固ナラシメヤウトスルノデアルト信ズルガ爲ニ、唯此治安維持法ノ制定、ソレノミニ依テ治安ガ維持セラレルカドウデアルカト云フコトヲ御尋スルノデアル(拍手)此治安維持法ノ精神ヲ徹底ヲセシムルノニハ、少クトモ捜査機關ト云フモノガ、政黨政派ヲ超越シテ活動ヲシナケレバナラヌト思フノデアル(拍手)然ルニ此捜査機關デアル所ノ……

○議長(元田肇君) 静肅ニ願ヒマス

○小保政一君(續) 檢事局ガ今ヤ政黨化シテ居ルト云フコトガ、天下非難ノ的トナッテ居ルノデアリマス、何故検事局ガ政黨化ヲシテ居ルカト云フ事實ニ付テ御尋ラヌルナラバ、先達モ遠藤正次ト云フ者カラシテ、要路ノ五大官ヲ告訴シタノニ拘ラズ、要路ノ五大官ニ向クテハ何故ニ捜査ノ手ヲ

事局ノ政黨化デナイト言ヒ得ルノ勇氣ガ原法相ハアルノデアルカドウカ、此點ヲ伺ヒタイノデアル（拍手）而モ與黨ノ者ハ、大泥棒ガアントモ、如何ナル犯罪者ガアントモ、之ヲ検舉シナイ、野黨ノ者デアルナラバ、究罪ニ陷レテモ苦マセヤウト云フヤウナ態度ヲ執ルニ至フテハ、甚ダ奇怪千萬デアルト謂ハナケレバナラヌ

○議長（元田肇君） 小俣君、緊急勅令ニ關係ガアルダケヨ御述ベ下サイ

○小俣政一君（續） 關係ガアリマス

○議長（元田肇君） 緊急勅令ニ關係ノナイ質問ハ許シマセヌ、一寸議長ヨリ注意致シマス、小俣君ノ發言中ニ或ハ不穩當ノ言葉ガアリハセニカト云フコトニ付キマシテハ、速記錄ヲ調べナケレバ議長ハ分リマセニカラ、速記錄ヲ調べテ相當ノ處置ヲ取りマス、而シテ小俣君ハ關係アリト申シマスケレドモ、治安維持法ニ直接ノ關係ガナク、又間接ニシテモ甚ダ乏シイヤウニ思セマスカラシテ、小俣君ニ更ニ御注意申上げマシテ、原司法大臣ノ御答辯ト煩ハシ、其御答辯ヲ俟テ更ニ私ハ質問ヲ繼續致スノデアリマス

〔此時發言スル者多シ〕

○議長（元田肇君） 静肅ニ願ヒマス、原司法大臣

〔國務大臣原嘉道君登壇〕

○國務大臣（原嘉道君） 只今ノ小俣君ノ質問ハ、總テ緊急勅令ニ關係ナシコト、思ヒマスカラ、本日ハ答辯致シマセヌ（拍手）

〔小俣政一君登壇〕

○小俣政一君 原司法大臣ハ只今本員ノ質問ニ對シテ、治安維持法ニ關係ガナニカラト云フ御言葉デアルガ、治安維持法ト直接密接ノ關係ノアル問題ニ付テ、本員ハ而モ具體的ノ事實ヲ基礎トシテ御尋ノシタノデアルガ、以上ノ質問ニ對シテ御答辯ガナイ時ニ於テハ、本員ハ天下民衆ト共ニ、檢事

局ノ政黨化ト云フコトヲ大臣ガ肯定ヲシタ
ト云フコトヲ思フノデアル(拍手)若シ答辯
ヲスレバ宜シ、答辯ガ出來ナケレバ、本貴
ノ所謂檢事局ハ政黨化セリト云フコトニ對
シテ、司法大臣自ラ諭メテ居ルノデアル、斯
トニナルノデアル(拍手)若シ司法大臣答フ
ル所ヲ知ラズトスレバ、即チ檢事局ノ政黨
化ヲ司法大臣自ラ諭メテ居ルノデアル、斯
ノ如クニシテ暗黒政治ガ布カレ、此暗黒政
治ノ下ニ於テ、此勅令ガ幸ニ議會ヲ通過シ
タ所ガ、共産主義者ヲ絶滅スルナドハ愚カ
ノ事、過激思想ノ取締ナドハ、現内閣ノ下
ニ於テハ斷ジテ不可能デアルト云フコトヲ
斷言スル者デアル(拍手)原法相ハ日頃司法
権ノ獨立、檢察制度ノ改善ト云フコトヲ口
ニ叫バレテ居ルノデアルカ、所謂羊頭ヲ掲ゲ
テ狗肉ヲ售ルモノデアル、斯様ナ者ガ私ハ
大臣ノ椅子ニ居ラレルト云フコトハ天下
民衆ト共ニ大ニ悲シム者デアルト云フコト
ヲ茲ニ聲明シテ降リマス(拍手)
〔此時發言スル者多シ〕

立チマシテ、大要東見ノアル所ヲ述ベテ吾
吾ノ主張ヲ明ニシタイ、固ヨリ本案ハ政黨
政派ニ關係ヲ有スルモノデハアリマセヌ、
憲法ヲ中心トシテ帝國議會ノ權能ニ及ビ、
國民ノ自由權利ニ大關係ヲ有スルモノニア
リマスルニ依テ、吾々ハ此考ヲ以テ本案ヲ
討論ニ向ヒタイノデアリマス、尙又本案ハ
我ガ國體ノ變革ヲ目的トスル犯罪者處罰ニ
關スルモノデアリマス、今日何人ト雖モ此
種類ノ犯罪者ヲ處罰スルコトニ付テ反對ヲ
スル者ハアリマセヌ、既ニ吾々ハ三年以前
ニ治安維持法ニ協賛ヲ與ヘマシテ、斯ノ如
キ犯罪者ニ對シテハ相當嚴刑ヲ以テ之ニ臨
ンデ居ルノデアリマス、故ニ問題ハ此種類
ノ犯罪者ヲ罰スルカ罰セナイカト云フコト
デハナニ、如何ナル立法手續ニ依シテ、又如
何ナル程度ニ於テ之ヲ罰スルノガ、國家社
會ノ大局ヨリ見テ過當デアルカ、之ガ意見
ノ岐ル、所デアリマス(拍手)然ルニ世ノ中
ニハ此道理ヲ辨ヘズシテ、唯無條件ニテ緊
急勅令ヲ鵠呑ニスル者ヲ以テ愛國者ノ如ク
ニ思ヒ、之ヲ難責スル者ヲ以テ非愛國者ノ
如クニ思フガ如キ、無智無識ノ輩ハ此議場
ニ於テハ一人モ居ラレナイデゴザイマセウ
ガ、廣キ世ノ中ニ於テハ、斯ワ云フ沒分曉
漢モ居ルノデアリマスカラシテ(拍手)本員
ハ此機會ニ於テ彼等ニ向シテ強キ意味ノ警
告ヲ發シテ置キタイノデアリマス、憲法上
ヨリ見レバ、此緊急勅令ハ確ニ憲法違反デ
アリマス(拍手)ノウニ緊急勅令ノ性質
ニ付キマシテハ、本員ガ申ス迄モナク諸君
ハ十分ニ御承知デアル、又本員ハ一月二十一
セヌ、「簡単」(簡單)ト呼フ者アリ
二日國務大臣ノ演説ニ對スル質疑ノ際ニ
當^ダテ、此問題ニハ論及致シテ置キマシタ
ニ依テ、本日ハ一切繰返ヘスコトハ致シマ
トデアリマス、即チ公共ノ安全ヲ保持スル
ガ爲ニ、緊急ノ必要ガ目前ニ迫^シテ居ルヤ
否ヤ之ヲ第一ニ考へネバナラヌコトハ申ス
迄モナナイコトデアル、此要件ヲ充シテ居レ
バ宜シ、若シ是ニ反シテ此要件ニ缺クル所

アリマシタナラバ、其勅令ハ違憲ノ勅令ト
言ハザルヲ得ナイノデアル、是ニ於テ吾々
ハ委員會ニ於テ、先づ此點ニ付テ政府ノ説
明ヲ求メタ所ガ、之ニ對スル原司法大臣ノ
答辯ハ、知名ノ法律家ニ似合シカラザル、
極メテ漠然タルモノデアリマシテ、吾々ヲ
承服セシムルニ足ルベキ何等ノ根據ハナド
ノデアル、先づ第一ニ政府ハ何時頃緊急ノ
必要ヲ認メタノデアルカ、即チ昨年開レタ
ル所ノ特別議會ノ開會前デアルカ、又開會
中デアルカ、或ハ間會後デアルカト尋不
マシタ所ガ、之ニ答ヘテ曰ク、特別議會開
會後、六月十二日即チ緊急勅令案ヲハ樞密
院ニ提出シタル其日ニ於テ、初メテ緊急ノ
必要ヲ認メタノデアルト答ヘラレタ、然ラ
バ其日ニ於テ突如トシテ緊急ノ必要ト認ム
ベキ事實が起ツタノデアルカト云フト、サウ
デハナイ、特別議會開會後ニ於テ、色々シ
事實ガ起ツタニ依テ、ソレ等ノ事實ヲ綜合シ
テ最後ノ六月十二日ニ於テ、初メテ緊急ノ
必要ヲ認メタノデアルト答ヘラレル、然ラ
バ其事實トハ何デアルカト云ヘバ、大體二
ツアルノデアリマス、第一ハ昨年檢査セラ
レタ所ノ共產黨ノ殘類等ガ、マダ捕縛ニ就
カナイ者ガアリマシテ、ソレ等ノ者ガ依然
トシテ活動ヲ繼續シテ居ルト云フ事實ガ
分ンテ來タク云フノデアル、是ガ何デ緊急
急勅令發布ノ理由ニナリマスカ、政府ノ説
明ニ依レバ、大正十五年十二月四日、彼ノ
共產黨ノ一類ハ山形縣五色溫泉ニ會合シ
テ、初メテ共產黨ノ組織ヲシタノデアル、
ソレカラシテ一年ト三箇月ノ後、即チ昨年
ノ三月十五日ニ全國ニ亘シテ一齊ニ檢舉ヲ
致シタノデアル、併シ其當時ニ於テ一人モ
残ラズ檢舉セラレタノデハナイ、其中ノ或
者等ハ檢舉ニ漏レテ逃亡シテ活動ヲ繼續シ
テ居タト云コトハ、其當時カラシテ政
府ニハ分テ居タノデアル、現ニ昨年ノ特
別議會中ニ開カレタル治安維持法改正ノ委
員會ニ於テ、原司法大臣ハドウ云フコトヲ
言ウテ居ルカト云アト、共產黨ノ首腦者等
ガ全部收監セラレテ居ルカト云フニ、決シ
テサウデハナイ、是等ノ者ハ益其目的ノ

遂行ニ進ミシ、アルト云アノガ現在ノ有様
デアル、昨年ノ特別議會開會中ニ於テ、既
ニ原司法大臣ハ斯ノ如キ言明ヲ爲シテ居
ル、之ヲ以テ見テモ其當時カラシテ、其首
腦者ノ謀者等ガ檢舉ニ漏レテ、其目的ノ達
成ニ向テ進行シテ居ル、即チ活動ヲ續ケテ居
タム、タト云コトハ、政府ニ於テハ、分チ居
收監サレテ居ルノデアリマス、然ルニ斯ノ
タメニアリマス、又是カ分シタ以上ハ、之ヲ
檢舉スルニ於テ、決シテ政府ハ、怠テハ居ラ
ナイ、既ニ是等ノモノハ、檢舉セラレテ今ハ
スルコトハ出來ナインデアル、第二ハ、何デ
迫リ、緊急勅令ヲ發布セネバナラズ所ノ事
態ガ起シテ來タドハ、天下何人ト雖モ想像
ニ歸朝セシメテ、我國ニ於ケル共產黨組織
擴大ニ從ハシムルト云フ、此情報ガ政府ニ
大學、此共產黨大學ニ居ル所ノ日本ノ留學
生ヲ第三「インターナショナル」が續き日本
ハ何時何處カラ來テ政府ニ達シタノデアル
カ、又其内容ハ如何ナルモノデアルカト云
問ヘバ、政府ハソレハ答ヘルコトが出來ナ
イト云フノデアル、一體サウ云フ情報
日本ノ留學生ガ幾名位居ルノデアルカト云
ヘバ、確カニハ分ラヌガ約四十名バカリガ
ル、其中ノ二十名バカリガ昨年ノ五月ヨリ
七月ニ更シテ日本ニ歸テ來タ云フ、唯是
ダケノコトデアリマス、諸君ハ之ヲ聞イテ
如何ニ考ヘラレルノデアリマスカ、僅々二
十名バカリノ共產主義ニカブレテ居ル所ノ
書生等ガ、日本ニ歸シテ來ルト云フ、是ガド
レダケノ大事件デアルカ、又斯ノ如キコト
ガ分シタ以上ハ、日本ノ警察機關ハ之ニ對シ
テ相當ノ準備ヲ爲シタニ相違ナイ、國境ニ
於テ彼等ヲ捕縛スルコトニ付テ手落ノアル
譯ハナイ、又現ニ彼等ノ多數ハ既ニ捕縛セ
ラレテ今ハ收監サレテ居ルノデアリマス、
此位ナ事情ガ因ニナツテ公共ノ安全が危殆
ニ陥リ、緊急勅令ヲ發布シテ十年ノ體刑ヲ
一躍シテ死刑ト改ムルニアラザレバ、之ヲ
豫防スルコトガ出來ナイト云フコトハ、是

○齊藤隆夫君(續) モノデナイトスルナラバ、樞密院ハ何カ故ニ一昨年前内閣が提出シタル、彼ノ財界救濟ノ緊急勅令案ニ反対ヲシタノデアルカ、曩ニハ財界ノ救濟ハ緊急ノ必要ナシトシテ反対ヲシテ置キナガラ、後ニハ緊急必要ノ有無ヲ外ニシテ、樞密院ノ爲スペキ仕事ハナクナシテシマフノデアリマス、又斯ノ如ク緊急ノ必要ノ有無ヲバ政府ノ所見ニ一任シテ、樞密院が容喙すべキ

○議長(元田肇君) 静ニ

(此時發言スル者アリ)

見ヲ立ツルニ至テハ、樞密院ガ國民疑惑ノ
焦點トナルノモ亦已ムヲ得ヌノアリマス
(拍手)斯ノ如キ次第アリマシテ、憲法上
ノ要件デアリマスル所ノ緊急ノ必要ト云フ
事ニ付テハ、政府ノ説明ハ樞密院全體ヲ満
足セシムルコトノ出來ナカシタ同ジク、衆
議院ニ於ケル吾々ヲモ承服セシムルコトハ
出來ナイノデアル、斯ノ如キ次第アリマ
シテ、此勅令案ハ憲法上ノ最大要件ヲ缺イ
テ居ルモノニアッテ、全然違憲ノ勅令デアル
ト云フコトヲ、先以テ茲ニ言明致シテ置キ
マス(拍手)次ニ論セネバナラヌ事ハ、政府
ガ此問題ノ爲ニ臨時議會ヲ召集シナカシタ
コトデアリマス、先程申シマシタ通りニ、
政府ハ昨年ノ特別議會ニ治安維持法ノ改正
案ヲ提出シマシタケレドモ、議會ハ之ヲ審
議スルノ時日ガナクシテ終了致シタノアリマス
(拍手)既ニ第一ノ過チヲ爲シタル以上ハ、
第二ノ過チヲ爲サナイコトニ注意シナクテ
ハナラナイ、然ニ政府ハ第一ノ過チニ懲
リズシテ、更ニ第二ノ過チヲ爲シテ居ル、
ソレハ何デアルカト言ヘバ、即チ此問題ノ
爲ニ

ルニ拘ラズ、政府ハ臨時議會ヲ開カナカ
タト云フコトハ、何トシテモ政府ノ手落デ
アル、之ニ關シテ政府ヲ代表シタル原司法
大臣ハ、非常ニ誤ダ々意見ヲ持テ居ラル、
ノデアル、ソレハ何デアルカト云フト、詰
リ憲法第七十條ト第八條ノ關係デアリマ
ス、憲法第七十條ニ於テ所謂財政上ノ必要
處分ヲ爲ス場合ニ於キマシテ「議會ヲ召集
スルコト能ハサルトキ」ト云フ文字カアル、
故ニ財政上ノ必要處分ヲ爲ス場合ニ於テ
ハ、議會ヲ召集スルコトガ出來ナイ場合ハ
勿論、假令召集スルコトガ出來ル場合ニ於
テモ、之ヲ召集スルノ時日ナキ場合ニ限ラ
レルケレドモ、憲法第八條ニ於テハ斯ウ云
ハ、議會ヲ召集スルコトガ出來ナイ場合ハ
ノデアルニ「議會閉會ノ場合」トアル、故ニ
法學者デアルカラ、民法ヤ商法ナラバ斯ノ
ノ代エルニ「議會閉會ノ場合」トアル、
ノデアリマス、併ナカラ是ハ非常ニ誤ダテ
居ル所ノ解釋デアリマス、原司法大臣ハ民
法學者デアルカラ、民法ヤ商法ナラバ斯ノ
如キ解釋ヲ許スカハ知ラナイガ、憲法ハ斯
ノ如キ機械的ナ、斯ノ如キ皮相ノ見解ハ許
サナイノデアル、憲法ノ裏ニハ立憲政治ノ
大精神ガ流レテ居ルノデアリマス、故ニ此
ノ大精神ヲ看破ヒゼシテ、唯條文ノ字句ニ
拘泥シテ、憲法ノ正解ヲ求メントスルガ如
キハ、誤リノ大ナルモノデアル、立憲政治
ノ精神トハ何デアルカ、國民代表者ノ承諾
ヲ得ズシテ國民ノ自由權利ヲ拘束スベカラ
ズ、是ガ立憲政治ノ精神デゴザリマシテ、
此精神ハ憲法第五條ニ明記セラレテ居ルノ
デアル、即チ「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以
テ立法權ヲ行フ」

集シテ通常ノ立法手續ヲ踏ムベク、デ緊急勅令ノ權道ヲ踏ムベキモノデナイト云ノガ憲法第八條ノ精神デアッテ、又最モ正當ナル解釋デアルト本質ハ確信シテ居ルノデアリマス、假ニ原司法大臣ノ解釋ガ正當デアルシテモ、臨時議會ヲ開イテ惡意ト云フコトハナインデアル、憲法ハ臨時議會ノ召集ヲ禁止シテ居ルノデハナイ、故ニ憲法ヲ運用スルニ當リマシテハ、時日ノ許ス限り之ヲ召集シテ以テ、國民代表者ノ協賛ヲ求メテ以テ立法事項ヲ行フベキデアル、然ルニ之ヲ爲サズシテ臨時議會ヲ召集スル餘裕アルニ拘ラズ之ヲ召集せズ、而モ日本ニ立憲政治始テ以來未ダ會テナイ所ノ緊急勅令ヲ發布シテ日本臣民ヲ死刑ニ處スル法律ヲ作ルニ至テハ、何ト言シテモ誠意ヲ以テスルモノトハ恩ヘナインデアリマス（拍手）斯ノ如キ次第ニアリマスニ依テ、此勅令ハ何レノ點ヨリ見テモ、憲法違反ニアリマス、即チ第一ハ公共ノ安全ヲ保持スルト云フ要件ヲ缺イテ居ル、第二ニハ緊急ノ必要ト云フ要件ヲ缺イテ居ル、第三ニハ臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テハ臨時議會ヲ召集スベシト云フ憲法第四十三條ノ規定ヲ踩躡シテ居ル、斯ノ如ク此勅令ハ徹頭徹尾憲法違反モノニアリマスニ依テ、吾々ハ之ニ向ツテ承諾ヲ與フベキモノデナイト思ノノデアリマス、次ニ吾々ハ斯ノ如キ緊急勅令ガ國家社會ノ上ニ、又一般國民ノ上ニ如何ナル影響ヲ及ぼスモノノデアルカ、之ヲ考ヘて見ナクテハナラナイノデアリマス、御承知ノ如ク十年以前ニ終リヨガマシタル歐羅巴戰爭、是ハ世界國民ノ思想界ニ大ナル變動ヲ與ヘタノデアリマス、而シテ此等ノ思想ノ中ニハ善イ思想モアレバ、又惡イ思想モアリマス、今日露西亞ニ行ハレテ居ル所ノ過激思想即チ共產主義ノ如キモノハ、彼ノ國民ニ於テハ善イ思想デアルカハ知レマセヌガ、露西亞ヲ取除イタ其他ノ諸國ニ於テハ、極メテ危險ナル所ノ思想デアルコトハ申ス迄モナイ、然ルニ御承知ノ如ク露西亞内ニハ所謂第三「インター・ナショナル」ナルモノナアリマシテ、之ガ世界ニ向ツテ産主義ヲ宣傳シ、世界革命ヲ目的トシテ、或ル種類ノ活動ヲシテ居ルコトハ事實デアリマス、併ナガラ彼等ノ目的ハ大體ニ於テ失敗シテ

居リマス、彼等ハ初メニハ之ヲ西洋諸國ニ

試ミマシタケレドモ、全然失敗ニ終タモノ

デアリマスカラシテ、次ニハ東洋諸國ニ向

テ魔ノ手ヲ延ハサントシテ居ル、他國ノ事

ハ中人必要モアリマセヌガ、之ガ我が日本

ニ如何ナル關係ヲ持テ居ルカト云フコト

ハ、一應檢討スル必要ガアルノデアリマス、

茲ニ政府ヨリ参考書類トシテ吾々ニ配布セ

ラレタ所ノモノガアリマスガ、之ヲ見マシ

テモ第三「インター・ナショナル」ハ我ガ日本

ニ向テ或ル種類ノ活動ヲ爲シテ居ル、即チ

我國ノ共產黨ハ第三「インター・ナショナル」

ノ一ツノ支部デアル、而シテ其綱領ヤ宣傳

方法ハ一二本部ノ指揮命令ヲ仰イデ居ルノ

デアリマス、又先程申シマシタ如ク、露西

亞ノ莫斯科ニハ共產黨大學ガゴザイマシ

テ、此大學中ニモ日本ノ留學生ヲ收容シテ

居ルコトモ事實デアル、此事實ヲ根據ト致

シマシテ、本員ハ露西亞ニ對スル日本ノ外

交關係ニ付テ言及セガルヲ得ナイノデアリ

マス、御承知ノ如ク日露ノ間ニハ、大正十

四年ニ國父回復ノ條約ガ締結セラレタノデ

アル、此條約ニハ其第ノ五條ヲ規定シテ

アルカト云フト、其第五條デアリマス、是

ハ朗讀スルコトハ省キマスガ、極メテ簡明

ニ申スナラバ、兩締盟國ハ相手國ノ安寧秩

序ヲ妨害スルガ如キ一切ノ行動ヲ爲スベカ

ラズ、分リ易ク申セバ是ダケノコトデアリ

マス、是ハ當然ノコトデアリマス、故ニ何レノ國家

モ國家トシテ、他國ノ政治組織ヲ變革スルが

如キ一切ノ行動ヲ爲スベカラズ、又自國ノ

人民ニシテ斯ノ如キ行動ヲ爲ス者ガアレ

バ、之ヲ嚴禁セザルベカラズ、是ハ國際法

上ニ於テモ認メラレテ居ル原則デゴザイマ

スガ、此原則ガ、日露條約ノ第五條トナッテ

現ハレテ來タノデアリマス、故ニ我國ハ露

國ノ政治組織ニ干渉シ、露國ノ安寧秩序ヲ

害スルガ如キ、所謂白化宣傳ヲ爲スコトガ

出來ナイト共ニ、露西亞モ亦日本ノ國體ヲ

變革スルガ如キ一切ノ行動ヲ爲スベカラズ、

國家トシテ爲スコトガ出來ナイトハ勿

論、若シ露國人民ニシテ、斯ノ如キ行動ヲ

爲ス者ガアルナラバ、露國ノ國內法規ヲ以

テ嚴ニ之ヲ取締ラヌバナラヌ、是ハ露西亞

ガ國際公法上ニ於テ、又條約上ニ於テ

〔此時發言スル者アリ〕

○議長（元田肇君） 静謐ニ

○齊藤隆夫君（續） 我ガ日本ニ對シテ負ウ

ニ今日ノ露西亞ハ果シテ完全ニ此義務ヲ履

行シテ居ルノ重大ナル義務デアリマス、然ル

テ考ヘネハナラヌ所ノ一ツノ問題デアリマ

ス、先程申シマシタ如ク、露西亞ノ第三イ

ンターナショナルハ日本ニ向テ赤化宣傳

ヲ爲シテ居ル、又是ガ基トナッテ我國ニ於

テハ緊急勅令マデモ發布セネバナラヌコト

ニ相成ツタノデアル、而シテ原司法大臣ノ意

見三依レバ、彼ノ日本共產黨ノ行動ト云フ

モノハ、所謂思想的内亂罪デアル、思想的

外患罪デアル、即チ思想的ニ我國國體ヲ變

革シ、思想的ニ我國國體ヲ亡サンタルモ

ノデアツテ、其罪ノ程度ハ刑法上ノ内亂罪、

外患罪ト少シモ異ナル所ハナイ、軍器彈藥

ヲ用ヒ、暴力ヲ振ヒ戰鬪行爲ヲ開始シテ、

ハ此見解ガ正當デアルカ否ヤニ付テハ別ニ

意見ハアリマスガ、是ハ今日述アベキ限り

ノデアツテ、其罪ノ程度ハ全然同一デ

アルトマデ極論サレテ居ルノデアル、本員

ト、其實際ハ全ク共通シテ居ルノデアリマス、即チ今日ノ露西亞政府ハ露西亞共產黨

ニ依テ組織セラレ、露西亞共產黨ニ依テ支

持セラレテ居ルノデアル、然ルニ其露西亞

共產黨ナルモノハ第三「インター・ナショナル」

ノ一ツノ支部デアル、ノミナラズ本部

ル」ノ一ツノ支部デアル、ノミナラズ本部

ガ露西亞ニ在ルモノデアリマスカラ、此本

部ノ實權ハ支部デアル所ノ露西亞共產黨ガ

握テ居ルノデアリマス、故ニ此關係ニ於テ

露西亞ノ政府ト第三「インター・ナショナル」

行シテ居ルノデアルヤ否ヤ、是ハ吾々ニ於

テ考ヘネハナラヌ所ノ一ツノ問題デアリマ

ス、先程申シマシタ如ク、露西亞ノ第三イ

ンターナショナルハ日本ニ向テ赤化宣傳

ヲ爲シテ居ル、又是ガ基トナッテ我國ニ於

テハ緊急勅令マデモ發布セネバナラヌコト

二相成ツタノデアル、而シテ原司法大臣ノ意

見三依レバ、彼ノ日本共產黨ノ行動ト云フ

モノハ、所謂思想的内亂罪デアル、思想的

外患罪デアル、即チ思想的ニ我國國體ヲ變

革シ、思想的ニ我國國體ヲ亡サンタルモ

ノデアツテ、其罪ノ程度ハ刑法上ノ内亂罪、

外患罪ト少シモ異ナル所ハナイ、軍器彈藥

ヲ用ヒ、暴力ヲ振ヒ戰鬪行爲ヲ開始シテ、

ハ此見解ガ正當デアルカ否ヤニ付テハ別ニ

意見ハアリマスガ、是ハ今日述アベキ限り

ノデアツテ、其罪ノ程度ハ全然同一デ

アルトマデ極論サレテ居ルノデアル、本員

ツノ事實ヲ以テ英露國交ヲ斷絶シテ居ルノ

デアリマス、又支那ノ政府デスラ、北京駐

在ノ露國大使館内ニ於テ赤化宣傳ノ證據ヲ

發見シタト云フ、此事實ヲ以テ露西亞大使

府若クハ露西亞人民ガ、我國國體變革ノ行

動ヲ爲シテ居ルコトヲ知リツ、、今日ニ至

テ放逐シタノデアリマス、英國ニ於テ然

リ、支那ニ於テ然リ、單リ我國ハ露西亞政

府若クハ露西亞人民ガ、我國國體變革ノ行

動ヲ爲シテ居ルコトヲ知リツ、、今日ニ至

マス、然ルニ犯罪者ニ向テ死刑ヲ科スル、一度人ヲ殺シタラバ、刑罰ノ目的ト云フモノハ、全然達スルコトガ出来ナイノデアル、人ヲ死刑ニ處シタ後ニ於テ、其人ノ身體ヲ保護スルコトハ出来ナイ、其人ノ精神ヲ教養スルコトハ出来ナイ、其人ノ人格ヲ向上セシムルコトハ出来ナイ、其人ノシテ一般ノ民衆ト共同生活ヲ爲サシムルコトハ出来ナイノデアル、故ニ立法ハ濫二人ヲ殺ス所ノ法律ヲ作ルベカラズ、況ヤ立憲政治ノ下ニ於キマシテ、國民ノ代表者ノ承諾ヲ得ズシテ殺人法ヲ制定スルガ如キハ、政府トシテハ大ニ警メナケレバナラヌノニアリマス、原司法大臣ハ此紙上ニ於テ（此時發言スル者多シ）能ク御聽キナサイ、此紙上ニ於テ明治大帝ノ御詔勅ヲ引用シテ居リマス、又明治大帝ノ御製ヲ引用シテ居ラレマス、本員モ之ヲ引用致シテ置キマセウ、明治大帝ノ御詔勅ノ中ニ斯ノ如キモノガアル「天下億兆一人トシテ其ノ處ヲ得ナル者アレハ是即チ朕カ罪ナリ」又明治大帝ノ御製ノ中ニ於テ斯ノ如キモノガアル「罪アラバ我ヲ咎メヨ天津神民ハ我身ノ生ミシ子ナレバ」

ヲ致ス者デアリマス、只今ノ齋藤君ノ御議論ハ謹ンデ拜聴ヲ致シマシタ、然ル所驚クベシ、憲法違反ナリト言フモ、唯自分ノ邪推臆測ヨリシテ割出シタ所ノ議論デアルノデアリマス、先づ第一ニ憲法違反デアルト云フコトハ、如何ナル事ヲ申スノデアルカト云フコトヲ聽イテ居リマシタ所ガ、同君子ノ議論ニ於テハ、去ル特別議會ノ後ニ於テ緊急ノ必要ナキニ拘ラズ、緊急勅令ヲ發シタト云フコトガ、即チ憲法違反デアルト云フノデアリマス、諸君、御承知ノ通り、去ル特別議會ニ於キマシタ、治安維持法ナルモノガ提出ニ相成リマシタ、其安維持法ハ遂ニ議了ニ至ラカツタト云フコトハ、諸君ノ御承知ノ通リデアリマス、サリナガラ其當時ニ於テ政府ニ於テハ、此必要ガアルガ爲ニ提出ハ致シタノデアリマスルケレドモ、議會ヲ延長シテマデ之ヲ成立サセナケレバナラヌト云フ必要ハ感ジナカツノデアリマス、然ル所其後ニ於テ色々ナル事情ガ生ジタノデアリマス、其色ミナル事情ハ如何ナルモノデアルカト云フコトニ付キマシテハ、先刻委員長ニ於テ政府ガ必要トシタト云フ箇條書ヲ讀上ダラレテ居ルノデアリマス、其箇條書ハ委員長カ讀上ダタノデアルト云フコトガ明瞭デアルノデアリマス、其第三ハ何デアルカト言フト、「彼等日本共産黨員ハ彼等ノ檢舉ニ對シ虛構ノ事實ヲ流布シ、暴力對抗ヲ煽動セルコト」其第四ハ「彼等日本共產黨員ハ共產黨檢舉者ヲ暴力ニ依ル世界革命ヲ煽動セルコト」其第十二ハ「彼等日本共產黨員ハ細胞組織ノ再興ニ著シントシテ活動ヲ致シテ居タ事柄ト、又ソレニ加フルニ只今讀上ダマシタヤウナ事柄アリマスルガ、其檢舉ニ漏レタル所ノ殘黨、此殘黨ガ何時迄も自分等ノ目的ヲ達セニ分シタノデアリマス、其分リマシタ日ノ

事ニ付キマシテハ、今齋藤君カラモ申サレタノデアリマスルガ、五月ノ十九日ヨリ六月ノ十一日迄ノ間ニ事柄デアルノデアリマス、御承知ノ通り特別議會ハ五月ノ六日ヲ以テ閉會ニ相成リマシタ、五月六日ニ閉會ニ相成リマシタ以後ニ於テ、五月十九日ヨリ六月十一日ノ間ニ事柄ガトアルノデアリマス、御承知ノ通り第三イントナショナルガトアタト云フコトガ「赤旗」ト云フ雑誌、其他報告書及ビ逮捕サレタ所ノ者ノ口述、是等ノ事柄ニ依リマシテ極メテ明白ニ相成ツタノデアリマス、而シテ又一方ニ於キマシテハ、露國ノ第三イントナショナルガ此三月十五日ノ日本ノ大檢舉ヲ知リマシタ爲ニ、是デハイカヌカラシテ、是ガ再興ヲ圖ラナケレバナラスト云フコトデ、所謂東洋勤勞者共產黨大學ニ入學ヲシテ居リマシタ所ノ日本人、此日本人ヲ續々ト日本ニ歸シマシテ、サウシテ日本共產黨ノ今迄爲シタ事柄ヲ再興シ、更ニ如擴大シ、而シテ其目的ヲ達セントシテ居タルト云フ情報ガ傳テシマシテ日本共產黨ノ將ニアラントスル所ノ時ニ際シテ居リマスル、斯ノ如キ場合ニ於キマシテ、政府當局トシテ之ヲ其儘ニ打捨テ置クト云フコトガ、果シテ政府ノ適當ナル遺方ト申スコトガ出來ルノデアリマセウカ(拍手)萬ガ一二モ此嚴肅ナル御大典ニ何等カノ騒ギデモアリマシタナラバ、諸君何ト致スノデアリマセワ(拍手)其當時ノ政府當局ノ苦心ト云フモノハ如何バカリデアッタカト云フコトハ、實ニ察スルニ餘リアルノデアリマス(拍手)幸ニシテ何事も無ク過去テ參ッタノデアリマスガ、是ガ爲ニハ此緊急勅令ガ餘程ノ效力ガアッタモノト私共ハ信ジテ疑ハヌノデアリマス(拍手)斯ノ如キ次第デアリマシテ、此事柄タルヤ全ク特別議會ノ後ニ於テ起リマシタ所ノ事實ニ對シテ棄テ置クコトノ出來ナイト云フ關係ヨリシテ、此緊急勅令ヲ發布シナケレバナラヌト云フ決意ヲ致シタノガ六月十二日デアルノデアリマス、諸君、斯ク申上ダマシタナラバ、齋藤君ハ即チ唯單ニ邪推ヲサレ、臆斷ヲサレルノデアリマシテ、事實ハ只今申シマシタ通リノ關係デアリマスカラ、此關係ニ依テ此緊急勅令ヲ發布スルト云フコトハ

何處ニ惡イコトガアルノデアリマセウ
手)是ニ於テ尙モ樞密院ノ關係ニ付テ一言
ヲ致シマス、齋藤君ハ頻ニ樞密院ガ云々ト
云フコトヲ申サレマシタ、恐ラク新聞紙ニ
依テ申サレルノデアリマセウカ、樞密院ノ議
事ナルモノハ極メテ祕密デアルノデアリマ
シテ、新聞紙上ニ記載シテ居ル事必シモ是
ガ眞ノ事實ナリトハ申スコトガ出来マセヌ
(拍手)成程新聞ノ上ニ於キマシテハ、齋藤
君ノ言ハレタヤウニ、一二ノ樞密顧問官ガ
色ニナ議論ヲサレタト云フコトガ書イテア
リマシタ、併ナガラ是ハ民政黨側ノ樞密顧
問官デアタト云フコトハ極メテ明瞭ニア
リマス(拍手)而シテア
(此時發言スル者多シ)。
○議長(元田肇君) 静ニナサイ—— 静ニナ
サイ
○宮古啓三郎君(續) 其樞密院ニ對シマシ
テ齋藤君ハ色ニナ攻撃ヲサレタヤウニ存ジ
マス、樞密院ヲ攻撃致シマスニ付テハ、齋
藤君ハ何カ之ニ私怨テモアルカノ如キ感ヲ
懷クノデアリマス、併ナガラ樞密院ガ若シ
齋藤君ノ申サレル通リデアルトシタナラバ、
樞密院ガ憲法違反ヲ爲シタト云フコトニ歸
著スレノデアリマス(拍手)齋藤君ハ樞密院
ハ憲法違反ノ決議ヲ爲シタリト迄斷言スル
マス、樞密院ノ決議ニ對シ攻撃ヲ加ヘルカ如
コトガ出來ルノデアリマスカ(拍手)既
ニ樞密院ニ於テ大多數ヲ以テ可決ニナリマ
シテ、而シテ之ガ緊急勅令トシテ發布ニ相
成リマシタノデアリマスカラ、其一二ノ樞
密顧問官ガ述べラレタ所ノ事柄ハ、樞密院ノ
大多数ニハ容レラレナカツモノデアルト
云フコトハ極メテ明瞭デアリマス(拍手)故
ニ樞密院ノ決議ニ對シ攻撃ヲ加ヘルカ如
キハ、以テノ外ナリト論斷ゼザルヲ得ヌノ
デアリマス(拍手)諸君、次ニ齋藤君ハ憲法
違反ナリトシテソノ議論ヲサレマシタ、斯様十議
論デアリマス、諸君、今日マテ日本ノ政府
ニ於テ執リ來タ實例ヲ御覽ナサイ、今日マ
デ緊急勅令ヲ發スル場合ニ於テハ臨時議會
ヲ召集スル餘裕ガアタト云フノデ、臨時議
會ヲ召集シタト云フコトガゴザイマスカ、
憲法第八條ト第七十條トヲ較ベタナラバ、
斯ノ如キコトハ極メテ明白デハアリマセヌ
カ、成程憲法第七十條ノ方ニ於キマシテハ、

財政上ノ處分ヲ致シマスルニ付テ議會が開
カレルナラ、パ議會ヲ開クベキモノトシテ居
リマス、併ナカラ内、外ノ情形が到底議會ヲ
開クコトが出来ナイ場合デアリマスルナラ
バ、議會ヲ開カズシテ臨時緊急ノ處分ヲ爲
スコトガ出来ルコトニナラテ居リマス、然ル
ニ憲法第八條ニハドウ書イテアルノデアル
カ、第八條ニハ「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持
シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル爲緊急ノ必要ニ由
リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘ
キ勅令ヲ發ス」トアリマス、何處ニ臨時議
會ヲ開カナケレバナラヌト云フコトが書イ
テアリマスカ、此二ツノ條文ヲ較ベテ見タ
ナラバ、第八條ノ場合ニ於テ緊急勅令ヲ發
スル際ニ當テハ、議會ヲ開ク必要ガナイト
云フコトハ、此明文ノ上ニ於テ明々白々、
一點モ疑ヲ容レナイノデアリマス、是ハ決
シテ臨時議會ヲ召集スル餘裕ガアリト否ト
シマシタ所ガ、大多數ノ學說ハ斯ノ通りデ
アルノデアリマス、斯様ナ次第デアリマス
カラ、齋藤君ノ所謂憲法違反ナルモノハ三
文ノ値打モナイト云フコトハ、極メテ明白
デアルト存ジマス、次ニ齋藤君ハ頻ニ露國
トノ外交問題ニ付テ彼此レ述ベラレテ居リ
マシタ、成程露國ノ第三「インターナショ
ナル」ト露國政府ト云フモノガ密切ナ關係
ガアルト云フコトハ、私共モ其通りニ考ヘ
テ居リマス、又日露條約ノ第五條ニ於テ、
齋藤君ノ述べラレタ所ト大體變ラナイ所ノ
條約ガ結バレテ居ルト云フコトモ承知致シ
テ居リマス、ソレ故ニ露國ノ政府ト致シマシ
テハ、何處迄モ此條約ハ守ラナケレバナラ
ヌト云フコトハ、是ハ洵ニ當然ノ筋合デア
リマス、ソレ故ニ明ニ先刻總理大臣兼外務
大臣ヨリ此處ニ述べラレタデハアリマセヌ
カ、即チ此事實アルガ爲ニ、露國ノ政府ニ
對シテ日本政府ハ直接又ハ日本ノ駐露大使
ヲ通ジテ、露國ニ對シテ抗議ヲ爲シ、注意
ヲ喚起シテ居ルト云フ事柄ニ付テハ、是ハ
一再ナラズヤシテ居ルノデアルト云フコト
ガ明ニ此處ニ述べラレタデハアリマセヌ
カ、齋藤君ハ此事實ヲ全然否定シテ居ル、
何モシナイトハ何事デアルカト言フ、斯ノ
如タ露國ガ條約ニ違反シテ居ルニ拘ラズ、

日本ノ政府ハ何モシナイノハ怪シカラヌト
シナイノデハナイト云フコトハ、先刻明ニ
總理大臣兼外務大臣ニ於テ此處ニ申シテ居
ルデアリマセヌカ、斯ノ如タ實際ノ事實
ヲ曲ゲテ、而シテ何等ノ事モシテ居ラヌト
云フノハ何事デアリマセウ（曲ゲテト云フノガ氣ニ
入ラヌト云フノデアリマベカ、明ニ此處ニ
於テ交渉シタ事柄ヲ申シテ居ルノニ、其
事ガ無イト云フノハ曲ゲテミハゴザイマセ
事ダ「ト呼フ者アリ」曲ゲテト云フノガ氣ニ
入ラヌト云フコトハ申ス迄モアリマセ
如キハ「實ニ當ラザルノ甚シキモノナリト
斷ゼザルヲ得ナイノデアリマス、且又斯ノ
又カ、ソレ故ニ實際ノ事實ニ基カズシテ、
自分ガ臆測斷定致シテ、而シテ攻擊スルガ
バナラヌト云フコトハ申ス迄モアリマセ
又、將來ノコトニ付ヘハ答ヘルコトガ出來
ナイト云フ先刻總理大臣ノ御言葉デアリマ
シタ、是ハ外交ノコトノデアリマスルカラ、
申スコトガ出來ナイ筈デアリマス、諸君、此國
交斷絶ト云フガ如キコトハ言易イ言葉デハ
アリマスルケレドモ、之ヲ實行スルト云フ
關係ノ如ク國交斷絶ニナツテシマウコトモ
ナイトハ限ラヌノデアリマス、諸君、此國
底ニ致スコトニ相成リマスレバ、英露ノ
關係ノ如ク國交斷絶ニナツテシマウコトモ
ナイトハ限ラヌノデアリマス、諸君、此國
セヌカ、斯ノ如キコトハ言易イ言葉デハ
事柄ニ付テ齋藤君ノ述ベラレタコトハ全ク
間違テ居ルノミナラズ、此事柄ガ如何ニシ
テ此緊急勅令ヲ否認スルノ理由ト相成リマ
スカ、齋藤君ハ露西亞ノ第三「インター」ナ
シヨナル」ガ日本三人ヲ送ルト云フヤウナ
コトデアルカラ、寧ロ國交ヲ斷絶スルガ宜
カラウト云フ様ナ意見ノヤウニ考ヘラレマ
シタガ、若シモ左様ナコトガアリトスルナ
ラバ、益、此緊急勅令ハ必要デハアリマセヌ
カ、如何ニモ其前後矛盾ニハ驚カザルヲ得
ヌノデアリマス、諸君、尙ホ齋藤君ノ御意
見ナルモノハ餘リニ明白デハアリマセヌデ
シタガ、此緊急勅令ニ死刑ト云フ極刑ヲ科
シテ居ルト云フコトハ、嚴罰ニ過グルト云
フコトヲ申サレタヤウニ考ヘマス、若シ齋
藤君が迹ベラレタ所ハ其處マデ行カヌト云
フナラバ、委員會ニ於テ民政黨ヲ代表サレ
テ原次郎君ノ述ベラレタ所ハ、殆ド其通
リノヤウニ考ヘマシタ、又殊ニ無產黨側ノ

亂罪、外患罪、是等ニ劣ル所ハ少シモ無イ
デハアリマセヌカ、又皇室ニ對スル所ノ罪
トモ比ベキモノデハゴザイマセヌカ、斯ノ
如キモノデアリマスカラシテ、此者ニ死刑
ヲ以テ極刑トシテ科スルト云フコトガ、何
デ惡イコトデアリマセウカ、是ハ寃ニ當然
ナル筋合デアル、斯ノ如キ賣國奴ニ對シテ
ハ、斯ノ如キ制裁ヲ當缺メナケレバナラヌ
ト云フコトハ、何人ト雖モ之ヲ否認スル
トハ出來ナイモノデアウト存ジマス、而シ
テ尙ホ此死刑ヲ科シマスルノハ、一番極惡
ナル者ニ對シテ致スノデアリマシテ、其情
狀ニ依リマシテハ死刑ニハ處セナイ、輕キ
刑ニモ處シ得ルト云フコトハ、條文ノ上ニ
極メテ明デアリマス、我ニハ其元児ニ對シテ
死刑ヲ科スルト云フコトハ、最モ當然ナル
筋合デアルト存ズルノデアリマスカラ、是ガ
極刑ヲ科シテ惡イト云フヤウナ考ヲ起シテ
居リマスルノハ、思フニ吾々ト一モノデ
アラウト思ヒマス、以上ノ次第デアリマス
ルカラシテ、此嚴罰ニ處スルト云フコトハ、極メ
少シモ惡イコトデナイト云フコトハ、極メ
テ明々白々デアルト思フノデアリマス
ベラレル所ニ依リマスト云フト
〔此時發言スル者多ク議場騒然〕

- 議長(元田肇君) 休憩前に引續イテ會議ヲ開キマス、申スコトガゴザイマス、休憩前傍聽席ヨリ紙片ヲ散布シタ者ガアリマシタル考ヘルノニ、最モ輕キ刑デナケレバインカ又ト云フコトヲ申サル、ノハ――デハナイカト思ハレル、斯様ニ申シタノデアリマスルガ(拍手起り「違フ々々」ト呼フ者アリ)ソレニ對シマシテ……

〔宮古啓三郎君登壇〕
○宮古啓三郎君 諸君、先刻本議場ニ於キマシテハ、私ハ死刑ニ處スルノガ當然デアルト考ヘルノニ、最モ輕キ刑デナケレバインカ又ト云フコトヲ申サル、ノハ――デハナイカト思ハレル、斯様ニ申シタノデアリマスルガ(拍手起り「違フ々々」ト呼フ者アリ)ソレニ對シマシテ……

〔違フ々々〕 ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○議長(元田肇君) 静ニ御聽キナサイ

○宮古啓三郎君(續) 静ニ御聽キナサイ、ソレニ對シマシテ、ソレハ不穩當デアルト云フコトヲ申サル、諸君ガ多イトノコトデアリマスルカラシテ、左様ナ譯デアリマスルナラバ、ソレヲ取消スコトニ私ハ少シモ躊躇致ス者デハアリマセヌ、ソレ故ニ是ガ不穩當ナリト云フコトデアリマスラバ、茲ニ取消シマシテ、些トモ差支ハナイノデアリマス(「取消セー」)「明瞭ニ取消セー」ト呼バアリ) 只今取消シタノデアリマス(此時發言スル者多シ)

○議長(元田肇君) 取消シマシタ、御靜カニ願ヒマス、モウ一應宮古啓三郎君ハ申サレルサウデアリマス

○宮古啓三郎君(續) 若シ明瞭デナイト云フコトデアルナラバ、モウ一度申上ダマス、更ニ議論ヲ進メテ申上ダマスガ、時ガ深更ニ相成リマシタカラシテ、極メテ簡單ニ一言ヲスルニ止メルコトニ致シマス、ソレハ……

〔明瞭ニ取消セ〕 ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○議長(元田肇君) 宮古君ハ既ニ取消シマシタ、明白ニ取消シマシタ――議長ヨリ一言致シマス、只今宮古君ハ重ネテ明白ニ取消シマシタ、此段報告致シマス――静ニ願ヒマス

- 宮古啓三郎君(續) 只今申シマシタ通り、色ニノ御議論ガゴザイマシタ中ノ一箇條ヲ
ケヲ茲ニ申述ベマシテ、降壇ヲ致サウト思ヒマス、ソレハ何デアルカト申シマスト、
斯ノ如キ厳罰ヲ科シテ置キナガラ、社會ノ施設、教育制度等ニ於テ十分デナイト云フ
コトハイケナイカラシテ、其理由ニ依ツテモ本緊急勅令ハ承諾スベキモノナイト
云フ御議論ヲナサレタノデアリマス、惟フニ是カラ後ニ演説ヲナサル方ハ左様ナコトヲ矢張申サレルノデアラウト存ジマス、餘り多クハ申シマセシガ、此點ニ付キマシテハ、既ニ政府ニ於キマシテ色ニ社會施設ハヤッテ居ルノデアリマス、其事柄ハ豫算ノ上ニ於テモ現ハレテ居リマシ、又提出シタル所ノ法律案ニ於テモ現ハレテ居ルノデアリマス、ソレカラ又教育即チ思想ノ善導ト云フコトニ付キマシテハ、文部當局ニ於テ色ニト努メテ居ルノデアリマシテ、是モ豫算ノ上ニ色ニト現ハレテ居ルノデアリマス、斯ノ如ク社會施設ノ點ニ於キマシテモ、思想善導ノ點ニ於キマシテモ、政府ニ於テハ出来ルダケ努力メテ居ルノデアリマス、唯財政ノ關係ガゴザイマスカラシテ、今日爲シテ居トハ申スコトハ出來マセヌ、満足シ得ル所デハゴザイマセヌケレドモ、併ナガラ斯ノ如キ施設ハヤレルダケヤッテ居ルト云フコトハイケナイト云フコトノ理由ニハ相成ラヌノデアリマス、尙ホ又斯ノ如キ社會施設及思想ノ善導ニ對スル事柄ガ、十分デナイト致シマシテモ、ソレガ爲ニ此緊急勅令ヲ發スルコトハイケナイト云フコトノ理由ニハ相成ラヌノデアリマス、又今日ニ於テ之ヲ繼續スルコトヘナイト云フ理由ニハ相成ラヌノデアリマスカラ、之ニ對シテ承諾ヲ與ヘルト云フノガ洵ニ相當デアルト云フコトヲ申上グルノデアリマス(拍手)

- 内ヶ崎作三郎君 私ハ本案ニ對スル委員會ノ決議ニ反対ノ理由ヲ述ベント致シテ居ノデアリマス、一體本案ハ我國國民ニ取リマシテ、甚ダ重要ナル問題デゴザイマス、殊ニ國體變革ヲ志ス所ノ犯罪ヲ罰スル所ノ法規デゴザイマスルカラ、吾々ハ此法案ハ慎重ニ審議ヲ致シタノデアリマス、委員會ノ經過ニ付キマシテハ、先程委員長ヨリ詳シク御説明ニナシタノデゴザイマシテ、私共モ可ナリ詳シク司法大臣及内務當局、文部當局ト質問應答ヲ致シタノデアリマス、不幸ニシテ田中總理大臣兼外務大臣ハ僅ニ二十五分間位ダケ委員室ニ御見エニナリマシタルガ爲ニ、吾々外務大臣ニ對シテ御伺シタカツタ所ノ多クノ問題ヲ殘シタコトヲ、甚ダ遺憾トスルノデアリマス

○議長(元田肇君) 静肅ニ
○内ヶ崎作三郎君(續) 私ハ時間モ進ンデ居リマスカラ、相成ヘク簡単明瞭ニヤリタケレドモ、先程宮古君ヨリ、此本案ニ反対スル者ハ――意見ヲ持ツテ居ルノデハアルマイカト云フヤウナ御話ガアリマシタ、無論此事ニ付テハ、御取消シナリマシタカラ別ニ追究スル必要ハアリマセヌ、併ナガラソレト關聯致シマスカラ、私ハ私ノ意見ヲ進ムルニ從ヒマシテ、私一個人トシテ國體ニ關スル信念ヲ披瀝シテ、諸君ノ御批判ニ訴ヘタイト思フノデアリマス(拍手)國體ニ對シテハ民政黨モ政友會モ違フ筈ハゴザイマセヌ、日本國民ハ誰モ等シク萬世一系ノ皇室ヲ奉戴致シテ居ルノデアリマスカラシテ(拍手)私ハ個人トシテノ信念ヲ披瀝スルト云フ場合ニハ、取リモ直サズ、國民トシテノ信念ヲ披瀝スルト云フコトデアリマス(拍手)苟モ國體ヲ論議スルニ政黨派ノ區別ハ無イ筈デアルト私ハ思フノデアル

(此時發言スル者多シ)

- （カラ）解説スルニ止マラズシテ、其精神ヲ讀
ナケレハナライカト思フノデアリマス
（拍手）殊ニ境内閣ハ政黨内閣アル、昨年
二月普通選舉ニ依テ選ハレタル所ノ最初ノ
衆議院ニ於ケル多數ノ基礎トスル所ノ政黨
内閣デアリマスルカ故ニ、憲法第八條ノ解
釋モ之ヲ政治的ニ最モ意義ナルヤウニ、
精神的ニ充實スルコトノ出來ルヤウニ、解
釋シナケレバナラナイト思フノデアリマス
（拍手）一體憲法ヲ解釋致シマスニ付テ、殊
ニ臣民ノ權利及生命ニ關係アル法規ハ、宜
シク衆議院ノ協賛ヲ得ナケレバナラヌト云
フヤウニ解釋スルノカ、至當デアルト思フ
ノデアリマス（拍手）憲法第八條ニハ、其規定
ハ無イト解釋セラル、ノハ、其精神ヲ見ナ
イデ、文字ヲ解釋スル所ノ意見デアルト思
フノデアリマス、勿論私ハ憲法第八條ト、
憲法第七十條トノ相違ノアルコトハ、承知
致シテ居ルノデアリマス、然ルニ茲ニ憲法第
四十三條ノ規定ガゴザイマシテ「臨時緊
急ニ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ
召集スヘシ」トアリマス、ソコデ憲法第八
條ヲ解釋スルニハ、第四十三條ヲ参考トシ
テ、參照トシテ之ヲ考察スルコトガ必要デアリ
アルト思フノデアリマス（拍手）ソコデ憲法
第八條ト憲法四十三條ヲ並ベテ考へマスル
時ニハ、是ハ臨時議會ヲ召集シテ、帝國議
會ノ協賛ヲ經ルト云フコトガ憲法ノ精神ニ
適フモノデアル見ナケレバナラナイノデ
アリマス（拍手）私ハ専門ノ法律家デハゴザ
イマセヌケレドモ、私ノ常識ニ基イテ、憲
法第八條ヲ解釋スレバ、斯ウナルノデアリ
マス、又憲法第八條ヲ實際上ノ運用ヨリ考
察致シマスルナラバ、斯ウ云フ理窟ガ立ツ
カト思フノデアリマス、例ヘバ犯罪者ガ此
緊急勅令ニ觸レマシテ、死刑ノ宣告ヲ受ケ
タト假定致シマス、而シテ此緊急勅令ハ、次
若シ次ノ議會ニ於テ承諾ヲ得ルコトガ出来
ナケレバ、其效力ヲ失スルト云フノデアリ
マス、ソコデ法律ノ運用カラ申シマスルナ
ラバ、一旦死刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ、次
ノ通常議會ニ於テ承諾ヲ得ルカ得ナイカ分
ラナイ所ノ法律ノ爲ニ、或ハ場合ニ依テハ
其生命ヲ失フト云フヤウナコトニナルカモ
知レナイノデアリマス（拍手）ソコデ死刑ヲ
含ミマスル所ノ法規ハ、緊急勅令ニ依ラズ
シテ、矢張臨時議會ヲ召集致シマシテ、帝
國議會ノ協賛ヲ得ルコトニ致ス方ガ萬善ノ

策ナリト考フルノデアリマス

〔此時發言者多シ〕

○議長(元田肇君) 静肅ニ願ヒマス

○内ヶ崎作三郎君(續) 宮古君ハ昨年ノ五

月、六月頃ノ色ニノ事件ノ經緯ヲ御述ベニ

ナリマシテ、緊急勅令ヲ以テ本法ヲ發布ベニ

ルコトガ、絕對的ニ必要デアリマス、一應御尤デ

ヲ御説明ニナツタノデアリマス

アルト傾聽致シタノデゴザイマスケレド

モ、昨年三月十五日、現内閣ガ日本共産黨ヲ檢舉致シマシテカラ、六月ノ末ニナリマシテ、緊急勅令ヲ公布スルニ至リマシタル

マデノ間ノ、政府當局ノ執リマシタル態度ヲ、一應取調ベル必要ガアルダラウト思フ

ノデアリマス(拍手)人ノ噂モ七十五日ト云

フコトガゴザイマシテ、現代ハ誠ニ多事多

忙ノ時デアリマスカラシテ、吾々ハ動モス

ルト半年モ前ニ起リマシタルコト、或ハ一年足ラズ前ニ起リマシタル事ハ、忘レ易イ

ノデアリマス、ソコデ諸君ノ記憶ヲ喚起ス

ル爲ニ、五六ノ事實ヲ述べマシテ諸君ノ御

参考ニ供シテ見タイト思フノデアリマス、

(拍手)三月十五日ニ現内閣ハ日本共産黨ヲ

檢舉致シタノデアリマス、其後或ハ左傾派

ノ勞働團體ノ組織ヲ禁ジタリ、或ハ官立學校

ノ社會科學研究會ヲ解散シタリ、或ハ又官立

大學ノ左傾派ノ教授ヲ免職致シマシタリ、色

色ナコトヲヤツタノデゴザリマス、而シテ第

五十五議會トナリマシテ、四月二十七日ニ

治安維持法ノ改正案ヲ衆議院ニ上程致シタ

ノデアリマス、二十八日ハ山東出兵ト、思

想警察費五百餘万圓ノ追加豫算案ヲ提出致

シテ五月六日、衆議院ノ議事ガ終リマシ

タルガ爲ニ、治安維持法改正案ト云フモノ

ガ握潰シニナリマシテ、其儘五月七日閉院式ヲ行フニ至タノデアリマス、越エテ十五

日ニナリマシテ(此時發言スル者多シ)

○議長(元田肇君) 静肅ニ願ヒマス

○内ヶ崎作三郎君(續) 政府ハ緊急勅令ヲ以テ治安維持法改正ヲ行フ根本方針ヲ決定致シマシテ、十八日ニ閣議ニ於テ之ヲ承諾致シタノデアリマス、ソコデ緊急勅令ヲ以テ此法律改正案ヲ行ハナケレバナラナイト云フ決心ヲ致シマシタナラバ、早速之ヲ樞

密院ノ議ニ掛ケルノガ當リ前デアルト思フ

ノデゴザイマス(拍手)若シ政府當局ガ申シ

マスヤウニ、事態ガ斯ノ如クニ急迫致シテ

居リマスルナラバ、何故ニ直ニ之ヲ樞密院

ニ付議シタカツタノデゴザイマスカ、然ルニ

其後色ニナ事ガ起シテ參リマシタ、即チ久原

遞信大臣ガ入閣スルト云フコト、ナリマシ

テ、甚ダ御氣ノ毒デアリマスガ、政府ノ中

ニ御家騒動ガ起シタノデアリマス

〔オオ氣ノ毒デアリマシタカ〕ト呼ヒ其

○議長(元田肇君) 静肅ニ願ヒマス

〔他發言スル者多シ〕

○内ヶ崎作三郎君(續) サウシテ暫クノ間

ゴタクヲ致シマシテ、サウシテ遙ニ二十

四日ニナツテ、所謂優謨問題ナルモノガ重大

化シマシテ、水野文部大臣ハ自決ヲシテ、

辭職ヲシタノデアリマス、二十八日ニ前田

法制局長官ハ原司法大臣ヲ訪問致シマシ

テ、此緊急勅令ニ反對ヲ表明シタト云フコ

トハ、其當時ノ新聞ニ載シタノデアル、若シ

事態ガ非常ニ迫テ居リマシテ、ドウシテモ

之ヲ緊急勅令トシテ公布シナケレバナラナ

イト云フナラバ、此政府ノ最モ重要ナル位

地ヲ占メテ居ル所ノ法制局長官ガ、之ニ反

對スル理由ハナイト思フノデアリマス(拍手)六

月一日ニ革新黨ヲ初メ民政黨ガ之ニ反対ノ

意見ヲ公ニ致シマシタ、六月三日ニナリマシ

テ東京府ノ府會議員ノ候補者ガ漸ク出揃フ

ヤウニナツタノデアリマス、ソレダ大ニ關係

ノアル點デアルト思フノデアル、四日ニナ

リマスト、政友會ハ幹部會ヲ開キマシテ、

治安維持法改正法律案ヲ緊急勅令ニシテ公

布スルト云フコトニ承諾ヲスルコトニ決定

ヲシタノデアリマスガ、中ミ政友會ノ諸君

ノ中ニハ之ニ反對ノ人ガアル、中ミ强硬ノ

バ、是ハ緊急勅令トナリマスカ、然ルニ

シテ、而シテ此選舉ノ言論戰ノ題目トナリマ

オヤリニナツタコトハ、私カラ申上ダルマデ

モナイノデアリマス、民政黨及野黨ハ大分

壓迫干涉ノ下ニ苦シメラレタノデアリマ

ス、而シテ此選舉ノ言論戰ノ題目トナリマ

シタル所ハ優謨問題モアレバ、或ハ鈴木前

内務大臣ノ態度ニ對スル批判モアリマシタ

ラウシ、色ニナコトガアツタノデアリマス、

オハ支那問題モアリマシタラウ、多クノ問

題ノ中ニ此緊急勅令ノ問題ガ當然取扱ハレ

タノデアリマス、ソレデアルカラ六月十日

ノ東京府及神奈川縣ニ於ケル所ノ府縣會議

員選舉ノ結果ト云フモノハ、國民ノ或ル部

分ガ緊急勅令ニ對シテ如何ナル考ヲ持テ

居ルカト云フコトヲ窺知ル所ノ「ノ標準

デアルト思フノデアリマス(拍手)而シテ其

結果ハ如何デアルカ、東京府ノ府會議員八

十五名ノ中、民政黨ハ四十六名、絕對過半

數デアリマス、政友會ハ三十四名、革新黨

ハ一名、無產黨ハ一名、中立三名デゴザイ

マシテ、革新黨、無產黨ノ二名ヲ加ヘマシ

テ、民政黨側ハ合セテ四十八名トナルノデ

ゴザイマシテ、東京府民ハ兔三角其府會議

員ノ選舉ヲ通シテ緊急勅令ヲ發布シテマデ

ヤツテ退ケナケレバナラスト云フ所ノ、國民

ノ意思ヲ反映シタルモノデアルト思フノデ

アリマス、神奈川縣下ノ結果ハ如何デアルカ

ト言ハバ、四十一名ノ中、民政黨十八名、

政友會十八名、無產黨四名、中立一名デゴ

ザイマシテ、詰リ政府反對ノ縣會議員ノ頭

數ハ二十二名トナリマシテ、是亦絕對過半

數ヲ有スルコトニナツタノデアリマスルガ

故ニ、是ガ衆議院議員デハナイケレドモ、

我國ニ於テ最モ政治知識ノ進歩シタル東京

貴族院ノ有志ノ中ニ反對ノ意見ヲ

發表シタ人々モアツタノデアリマスガ、愈

本案ハ六月十三日樞密院ニ提出セラレマシ

テ、樞密院ハ樞密院精査委員會ヲ十四日ヨリ

開キマシテ、サウシテ本案ヲ精査シタノデ

アリマス

〔此時發言スル者多シ〕

○議長(元田肇君) 静ニ

○内ヶ崎作三郎君(續) 而シテ樞密院ハ本

案ニ對シテ如何ナル態度ヲ執ツタコト言ヘ

テ、是亦既ニ新聞ニ報道セラレタ通りデア

リマス、政府當局ハ樞密院ノ議事が世間ニ

漏ル所ハナイト仰セラレテ居ルノデアリ

マスケレドモ、天下ニ信用アル所ノ新聞

ガ、殆ド悉ク之ヲ掲載シテ居ルノヲ以テ見

ルナラバ、是ハ信用スルニ足ル所ノ材料ト

認メナケレバナラヌノデアリマス、一體樞

密院ニハ我國ノ國體ニ付テ考慮セラレテ居

所ノ人ニガ多イノデゴザイマスカラ、若

シ此緊急勅令ガ必要ナモノト致スナラバ、

樞密院ハ直ニ之ニ同意ヲ表サナイノデアリマシ

テ、色ニナ質問ガ提出サレタノデアル

〔此時發言スル者多シ〕

○議長(元田肇君) 静ニ願ヒマス——靜ニ

願ヒマス——靜ニナサラナケレバ議事ノ進

行カ遲レルノミデアリマス

○内ヶ崎作三郎君(續) 其主ナル質問ヲ茲

ニ御紹介致シマスガ、第一ノ質問ハ新シイ

事實ニ就テ政府ノ說明が足ラナイト云フノ

コトノ意味ガ不徹底デアルト云フノデアリ

マス、第五ノ質問ハ政府ハ特二人權ニ關ス

ル法律命令ヲ制定ニ當テハ、憲法ノ精神ヲ

リマス、第四ノ質問ハ緊急ノ意味ガ不徹底シ

ナイト云フノデアリマス、即チ緊急ト云フ

コトノ意味ガ不徹底デアルト云フノデアリ

ヤウナ質疑ガアリマシテ、政府當局モ之ニ
對シテハ相當ノ答撃ヲセラレタコト、思ア
ノデアリマス、兎ニ角精査委員會ニ於テモ
十分ニ精査ヲ進メラレマシテ、又本會議ヲ
開キマシテ長時間ニ亘テ質問應答、討論
ヲ經マシテ、到頭是ハ樞密院ガ政府ニ贊成
ヲ致シタノデアルケレドモ、ソレハ御承知
ノ通り樞密院ハ條件附テ承諾ヲ與ヘタノデ
アリマス、條件附テ承諾ヲ與ヘタト云フコ
トハ、政府ニ對スル體ノ好イ不信任案デハ
チカツカト思フノデアリマス(拍手)ココ
デ是等ノ事情ヲ取集メヤシテ考察致シマス
チラバ、若シ日本共產黨ノ運動ガ非常ニ急
激ナル所ノ進展ヲ致シマシテ、我國家國體
ヲ危クスルヤウナコトガアツタ致シマス
ナラバ、何故ニ政府ハ五月十五日ニ決メタ
所ノ此法律改正案ヲ、六月十二日迄延バサ
レタカ、サウ云フ蓋ハナイト思フノデアリ
マス

デゴザイマシテ、成ダケ恐ロシ虎ニハ出會シタクナギト云フノデ、ソヨデ政府ハ正堂々トシテ臨時議會ヲ召集スルコトヲセズシテ、卑怯未練ニモ堅急勅令ヲ以て之ヲ公布シタノデハナイカト思フノデアリマス、尙本本案ハ關係スル所極メテ廣汎デゴザリマシテ、或ハ外交ノ問題ト關係シ、或ハ社會政策、思想問題、教育問題ト關係致シ、最後ニ國體ト關係致シマスルガ故ニ、私は等ノ諸點ヲ述べマシテ、本案ノ反對ノ理由ヲ述べタイト思フノデアリマス、一千九百七十年ノ十月ニ露西亞ニ革命ガ突發致シマシテカラ、勞農政府ガ成立致シタト云フコトハ言フマデモゴザリマセヌガ、勞農政府ハ歐羅巴各國ヲ資本主義ノ國ナルカラシテ、吹ケバ一吹キデアルト云フヤウナ考ヲ以テ、赤化宣傳ヲヤリ始メタノデゴザイマス、其當時費用ハ相當ニ持テ居ラタラシテ、アリマス、最初ハ獨逸ニ於テモ、佛蘭西ニ於テモ、伊太利ニ於テモ、英國ニ於テモ、富豪ヨリ分取リタル所ノ寶物、或ハ金銀寶玉ト云フヤウナモノ、緯育邊ニ賣リマシテ、其豐富ナ金ヲ以テ宣傳ヲ致シタリノデ、イノデゴザリマシテ、伊太利ニ於テハ「アーリスト」黨ノ國粹政體が現出スルヤウニナッタノデアリマシテ、サウシテ却テ歐羅巴各國ガ露西亞ニ對シテ共同戰線ヲ張テ反抗スルヤウニナッタノデアリマス、併シ勞農政府ノ歐羅巴諸國ニ對スル所ノ第一段ノ運動ガ、略失敗ニ終リマシタガ爲ニ、ソコデニ度ハ第二段ノ運動ニ入りマシテ、或ハ運動遊戯ヲ通じ、或ハ藝術、文學、音樂ナドリテ、中心ト致シマシテ、歐羅巴各國ト國際關係係ヲ付ケヤウト致シタノデゴザイマス、トニ角歐羅巴ニ對スル赤化運動ハ、美事ニ失敗ヲ致シタノデアリマスカラシテ、ソコデ其鋒先ヲ亞細亞ノ方ニ向ケテ參タノデアリマス、亞細亞ニ對シテハ如何ナル態度ヲ執タカト申セバ、民族ノ自由解放ヲ標榜致シタノデゴザイマシテ、最初ノ中ハ、其鋒先中ニ侮ルコトノ出來ナイヤウニ思ハレタノデゴザイマス、其結果トシテ、土耳其、波斯、阿富汗斯坦ナドヨリ英吉利ノ勢力ヲ驅逐シタノデアリマス(拍手)併ナガラ肝心要メノ印度ノ赤化運動ニハ成功ヲシナイノデ

○議長（元田肇君） 静ニナサイ——静ニナサイ
〔拍手起り發言者多ク議場騒然〕

○議長（元田肇君） 御靜ニナサイ
〔其他發言者多ク議場騒然〕

○内々崎作三郎君（續） ソコデ亞細亞ノ赤化運動
者多ク議場騒然ソコデ亞細亞ノ赤化運動
モ、要スルニ莫大ナル宣傳費ヲ民族獨立ノ
運動ニ利用サレタ形トナツテシマツノニア
リマス

○議長（元田肇君） 御靜ニナサイ
〔議長々々〕 「ドウシタンダ」 「議長議
長 其他發言者多ク議場騒然〕

○議長（元田肇君） 御靜ニナサイ
〔内々崎作三郎君（續） 而シテ露西亞ノ國
内ニ於テハ三年生主義ニカラ段々ニ變
說スルヤウニナツノニアゴザイマシテ……
〔發言者多ク議場騒然〕

○議長（元田肇君） 御靜ニナサイ
〔議場ニ静肅ニナルマデ待ツテ居給ヘ〕

「止メロ」「止メロ」「騒イグラ黙クテ立ツテ居
口」「内ヶ崎教授ハ……」 其他發言者多
ク議場騒然

○議長（元田肇君） 御靜ニナサイ——諸君
ニ改メテ申上ダマスガ……〔散會ノ時シマ
スト呼ブ者アリ〕 今日ハ洵ニ大事ナ議事ナ
ゴザイマスルカラシテ、静肅ニ且ツ深更マ
デ續ケテ……〔議場騒然聽取スル能ハス〕 フ
致シマス（發言者多ク議場騒然御靜ニナサイ
ラナケレバ、演説者ガ何ヲ言ヒ居ルカ議長
ニモ分リマセヌ——皆様ニ申上ダマス……
〔議場騒然聽取スル能ハス〕 バカリデア
リマセヌ、御靜ニナサランケレバ已ム得
ズ散會スルヨリ仕方ガナイノニアリマ
ス——静ニナサイ

〔散會々々〕 「妨害ヲ恐レルナ」 其他發
言者多ク議場騒然

○内ヶ崎作三郎君（續） 即チ千九百二十一
年以來新經濟主義ヲ行フヤウニナツノニア
リマス

〔此時發言者多ク議場騒然〕

○議長（元田肇君） 静肅ニ願ヒマス——
○内ヶ崎作三郎君（續） 即チ國家資本主義
ヲ行フヤウニナシタノデアリマス……
〔議場騒然「静ニナルマデ黙テ居給ヘ
ト呼フ者アリ〕

○議長（元田肇君） 御靜ニ願ヒマス
〔議場騒然〕

○内ヶ崎作三郎君（續） ソコデ……
〔議場騒然〕

○議長（元田肇君） 御靜ニ願ヒマス——
静ニ願ヒマス——御靜ニ願ヒマス
〔十一時マデ立テ居ロト呼ヒ其他發
言者多シ〕

○議長（元田肇君） 御靜ニ願ヒマス
〔退場シロ」「静ニシロ」其他發言者多
ク議場騒然〕

○内ヶ崎作三郎君（續） ソコデ露西亚
ハ：

〔議場騒然〕

○議長（元田肇君） 御靜ニナサイ……
場騒然） 議場騒擾シテ議長ハ一度、二度、
三度立ブテカラニ、議場ノ靜肅ヲ望ミマシ
タケレドモ……〔議場騒然聽取スル能ハズ
已ムヲ得ズ散會致シマス〕

午後十一時七分散會